KYOTO 会報 vol. 90

Shihoushoshi Lawyer's Association

京都司法書士会

2012 京都司法書士会

目　次　vol. 90

■ 巻頭言　会長　森　中　勇　雄 …… 01

■ 勲章を受章して　司法書士　春　日　　昇 …… 05

■ 祝　春日昇氏旭日双光章受章　司法書士　西　脇　正　博 …… 06

特　　集

特集❶「京都司法書士会調停センターの設立によせて」

■ いよいよ稼働！
調停センターの設立の経緯と手法について　相談事業部長　浅　井　　健 …… 09

■ 特別寄稿
全国の先例となる可能性を秘めた京都モデルの誕生　弁護士　吉　田　誠　司 …… 12

特集❷「リーガルサポートの歩みと取り組み」

■ リーガルサポートの誕生から公益認定までの
12年を振り返って　リーガルサポート京都支部　浜　田　　昭 …… 14

■ 司法書士と成年後見業務
～専門性を活かした取り組みの為に～　リーガルサポート京都支部　中　野　篤　子 …… 16

■ リーガルサポート京都支部の活動　リーガルサポート京都支部　東　　恭　子 …… 20

■ 成年後見人になってみて　リーガルサポート京都支部　桝　田　美佳子 …… 22

■ 「座談会」 不動産決済における司法書士の役割と責任　洛南支部　森木田　一　毅 …… 24
園部支部　上　田　浩　平
洛北支部　桝　中　祥　子

考　　察

■ 資本金の額の減少公告に関する一考察～記載内容はなに？　洛央支部　日　高　啓太郎 …… 33

■ 京都の景観を破壊する空き家問題の実態と対策
～司法書士に期待されている総合的な不動産承継支援～　洛北支部　石　田　光　曠 …… 37

報　　告

■ 宮城県内一斉司法書士相談会報告　洛央支部　草　野　　寛 …… 42

■ 福島県相馬市役所相談会報告　城南支部　山　本　浩　世 …… 44

■ 多重債務問題をグローバルに考える
～クレサラの国際交流について～　城南支部　小　野　　慶 …… 46

■ 司法過疎地開業奮闘記～開業後数年を経て～　丹後支部　扇　野　充　啓 …… 49

■ 白球を追いかけるサムライたち
～第9回京都自由業団体懇話会親睦ソフトボール大会～　城南支部　柴　田　宏　明 …… 51

会員寄稿

■ 趣味としてのヨーロッパ旅行　洛北支部　齋　藤　甚太郎 …… 55

■ 司法書士川柳 …… 57

■ ショシランガイド …… 59

■ 新入会員紹介 …… 63

■ 編集後記 …… 70

「更なる見直しを目指して」

京都司法書士会　会長　　森　中　勇　雄

はじめに

本年度から京都司法書士会の会長に就任し、はや数ヶ月が過ぎようとしています。日々、仕事と会務に追われ、そのせいか一日の時間の過ぎ方を早く感じています。そうなると１週間、１ケ月、そして１年の過ぎ方も早く感じて、気が付けばあっという間に会長の任期を全うしているということになるのでしょう。

さて、東日本大震災の被災から１年近くが経過しようとしていますが、被害の規模はやはり予想を上回る甚大なものとなり、我々日本人にとっては決して忘れることのできない出来事となってしまいました。しかし、国民全体でこの天災を何とか乗り越えて、復旧復興を一刻も早く成し遂げなければなりません。私たち司法書士も専門分野でなんとか被災地の方のお役に立てないかと、日本司法書士会連合会と各単位会が協力をして、相談業務を中心に対応をしてきたところです。今後は原発の放射能被害の問題でも、私たちが被害者の方々のご苦労を少しでも軽減できるようお手伝いができればと考えているところであります。

私の仕事

ところで、私は、司法書士会における会長の仕事とは、まず、対外的には、必要に応じて会を代表して活動を行い、組織や制度の利益のため更なる高みを目指すところにあろうかと思っています。また、対内的には、最高意思決定機関である総会で承認された予算と事業計画に基づき各担当部長が執行する具体的な事業を、全体として見渡しながら調整し監督する役割を担うことだと考えています。この作業を会長を中心に常務理事の意見を集約しながら会議体として実際に行っているのが、常務理事会です。従って、私は、この常務理事会こそが当会の事業執行の要であり、当会にとって非常に重要な機関として、会長が最も力を注がなければならないところだと考えています。

常務理事会の見直し

年度当初に最初の常務理事会を開催するにあたり、私は会長の最初の仕事として自分自身がこれまで参画してきた常務理事会を振り返ってみて、常務理事会が本当に適切に運営されてきたかどうか、会長と常務理事が十分な議論が出来る場であったかどうか、見直すべきところがないかどうかを検討してみました。当会の常務理事会は通常２週間に一度のペースで開催されていますが、毎回審議案件や協議案件が常に満載です。午後５時30分からスタートしても毎回時間が足りず、予定の終了時刻の午後９時に終わることはほとんどありません。最後の方の協議案件にいたっては疲労と時間切れで、充分な議論が尽くせないことも多々あります。よくこれだけ次から次へ審議事項が沸いて出てくるものだと当事者ながら、半ば呆れていますが、このことは、とりもなおさず各事業部長が熱心に、そして丹念に事業を展開していることの表れであり、その責任感と実行力に敬服しているところでもあります。

ただ、そうは言っても、先にも述べたようにこの会議は最も重要なものであるがゆえに、いたずらに時間をかければよいとは言えず、限られた時間内で効率よく、そして中身の詰まった審議を行わなければなりません。ともすれば、時間だけをダラダラとかけた割には結局意見の集約ができなかったり、あるいは、発言がまとまらず、いわゆる井戸端会議になってしまい、ロスの多い会議に

なりがちです。この状態は以前より気になっていたところです。

そこで、本年度より常務理事会の議事の進め方を今一度見直すこととしました。集合時間等の時間厳守、円滑な議事進行の励行、報告事項の書面化による効率性の向上と時間短縮、審議事項は部会等で充分に練ったものを提案し白紙状態で提案しない、審議事項と協議事項との峻別、議事録の早期作成などを実践することで効率のよい会議が実現することを、最初の常務理事会で私からの提案としました。そして、常務理事全員でこれらのことを確認し賛同を得たうえで申し合わせました。

今、これらのことを守りながら常務理事会の議事をすすめているおかげで、しっかりとした審議の結果を出したうえで、おおよそ時間どおりに終わっています。

関連組織との協調体制の見直し

このように、まずは我々常務理事の足元を見直したのですが、私は当会の体制や事業を執行する中で他にも見直すべきところがいくつかあると考えています。

まず、当会と内部的に関連する団体、すなわち成年後見センター・リーガルサポート京都支部（以下、リーガルサポート）と京都公共嘱託登記司法書士協会そして日本司法書士政治連盟京都会との協調体制についてです。特にリーガルサポートと当会との連携は、以前から必要不可欠であったにもかかわらず、必ずしも密であったとは言い難いものであったと考えています。いまや成年後見業務は完全に司法書士の看板業務のひとつとなっていますし、我々は成年後見業務を通じて果たすべき司法書士としての社会的役割に意義を見出しています。こういった状況で多くの会員が日頃からその業務に携わり、着実に実績を積んでいることを考えれば、リーガルサポートとの協調体制の再認識ないし再構築は急務であるはずです。

その手始めとして、まずは本年度よりリーガルサポートとの定期的な連絡協議会を開催して、互いの意見を交換し、連携できる業務について包括的に合意し、事務的、各論的な対応について担当者レベルの調整を図ることを確認することとしました。第１回目の協議会は開催済みで、双方にとって有意義なものとなっています。今後も継続的に協議を重ね協調性を更に密にしていくつもりです。

京都公共嘱託登記司法書士協会は、今、組織として公益認定の問題で難しい局面を迎えています。当会として、連携できる場面はそう多くはないのですが、この問題が頓挫し、その業務に関し何らかの問題が生じたときに、当会として適切な助言を求められればその検討をしなければならないと考えています。

そして、日本司法書士政治連盟京都会（以下、政治連盟）についてですが、政治連盟は、周知のとおり、国民の権利を擁護することを目的として、司法書士制度の発展のための活動を行っています。我々が職能団体として拠って立つ司法書士制度や登記制度は、もとより法律に基づいて確立しているわけですから、これらの制度の改善や見直しを求めるとすれば、議会制民主主義下の法治国家である限り法律改正が当然に必要となります。その実現を図るために避けては通れない政治家への働きかけを含めた多方面からの環境づくりは、この組織がその役割を担っています。従って、政治連盟は我々にとって重要な組織であるのですが、当会所属の会員の政治連盟への加入率は決して高くはなく、残念ながら財政的にも人材的にも恒常的な問題を抱えているのが現状です。国民の政治離れ、政治家への信頼低下など決して我々の認識不足だけの理由ではこの問題を解決できないのですが、現実論として、この組織の役割が我々にとって必要であり、この組織の機能低下を見過ごすことは出来ません。

我々が早期の司法書士法の改正を望んでいる今、政治連盟の組織としての役割に期待しなければならず、今後も政治連盟との協議を重ね問題の解決に向けて協調体制を図ることは当会の責任であると考えています。

組織体制の見直し

また、組織体制の見直しについてもその検討を行いたいと考えています。まず、理事会のあり方

についてですが、この問題は以前から議論を積み重ねているものの、現状での理事会は常務理事会に対する単なる承認機関として機能しているに過ぎません。理事会で審議される議案は、常務理事会で充分に議論されたものが提案されるので、理事会の構成員である常務理事と理事の間には、議案に関する考察力と資料の読み込み情報量の点で、やはり格差があることは否めません。私は、理事会での議長として、そのあたりは充分に配慮しながら議事の進行を努めてはいますが、本当に十分な議論が尽くされているか否か疑問に感じるときがあります。そこで、少なくとも理事の方には必ずどこかの委員会の委員長に就任してもらい、その部署に関する事業の活動については充分な知識や認識をもって理事会に臨んでもらえれば、より深い議論が出来るのではないかと考えています。過重な会務の負担を強いる点で問題があることは承知していますが、検討の余地があると思います。

次に、支部長会との関係ですが、支部の改変が行われた結果、各支部の事業が益々活性化しています。その関係で本会と支部のそれぞれの事業の効率性を高めるため、連携と支援についてもいっそうの強化を図る必要があると考え、今年度より、更に密度の高い支部長会との調整を目指しています。

さらに、各事業部についても見直しの必要性を感じています。まず、企画部ですが、同部はこれまで他の事業部に属さない司法書士業務の改善に関する事業を応急的に積み重ねてきた経緯があります。そのため、その守備範囲が広がりすぎて事業の結果を出し切れていないところがあります。そこで、所管する事業を一度見直して整理する必要があります。その方針として検討しているのが、消費者問題をはじめとする社会問題系の事業を切り離して、それらを所管する事業部として例えば市民支援部（仮称）を新設して企画部を分化させる方法です。また、経理部は単に出納的な役割を担っているのではなく、財政的な観点から予算決算の策定業務を行っているので、その名称を財務部と変更するべきであると考えています。さらに総務部についても、現在のところ正副部長３名体制で日々の総務部所管の業務をこなしていますが、明らかにオーバーワークであり、今後、増えることがあっても減ることはないであろう総務の業務量を考えれば、何らかの対策を講じなければなりません。そこで、手っ取り早く副部長を増員するか副会長の担当制とするか、或いは第２総務部を創設するか早急に結論を出す必要があります。また、同時に事務局の体制も見直さなければならないと考えています。

予算執行の見直し

当会は、事件割り会費の廃止と予算の一元化へ改正したおかげで、予算の策定面で収入の見込みが読み易くなり、より精度の高い予算組みが出来るようになったと考えています。そこで、今後は予算の組立てとして、予備費と繰越金の配分やバランスを改めて見直し、定時総会でも意見として指摘されていた点を検討するよう経理部にも指示をしているところです。

また、研修や相談事業に関する事業活動を活発化している支部への予算配分についても、適正かつ円滑に行うとともに、本会事業のより効果的な予算執行を目指し、選択と集中を念頭に重点事業への予算配分を高めたいと考えています。

細部に神は宿る

私はその他にも、例えば、定時総会の曜日の変更と懇親会のあり方、新年特別研修と新年賀詞交歓会のあり方、苦情処理の対応の仕方、地元行政機関との事業面での連携強化、相談事業の多様化などについてもその見直しを考えています。もちろん私の独断で見直すのではなく、担当事業部長との調整、常務理事会での審議と理事会での承認、そしてケースによっては総会での承認などを経て、できるだけ多方面の意見を集約した形で見直しを実行したいと思っています。

いろいろと細かなことまで会長が口を出すのは批判のあるところかもしれませんが、実行の伴わない抽象的な理念を唱えるよりは、具体的な方針をひとつひとつ提案し積み重ねることを私は重視しています。「細部に神は宿る」という私の感性に

あった好みの言葉がありますが、細部にこだわってこそ全体が整うというこの言葉の意味を、私は仕事でも会務でも大切にしています。

司法書士会も人の集まりである以上多様な意見や考え方があるのが当然で、それらに丁寧に耳を傾けながら会を運営しなければなりません。民主主義は非常にコストのかかる近道のないものですが、我々が組織を運営するにはこの手法しかありません。常々、独善的になることの無いよう肝に命じてはいますが、最善と思われることに最後の決断を求められれば果断に行うことも会長としての職責かと考えています。

勲章を受章して

司法書士　春　日　　昇

「わが国最高の栄誉である勲章を…」去る６月27日（月）法務省において、平成23年春の叙勲伝達式での江田五月法務大臣の挨拶の後、「旭日双光章」を授与され、その後、勲章を着用して宮中「春秋の間」において天皇陛下に拝謁しました。

いままで、勲章を受章するという重みを考えてもみなかったのですが、各方面よりお祝いや電報・電話を多数拝受し、また、盛大な祝賀会を開催していただき、勲章に値するだけのことをやってきたのか自問自答しています。

思えば人生70年のうち50年近くを司法書士として過ごしてきたことになります。自分の司法書士人生を振り返ってみますと、司法書士の業務について何の知識もなく、また司法書士業界に誰一人として知己もいない世界に飛び込み、何とかここまでやって来れたのも先輩、同僚や後輩に支えられ、そして家族の協力の賜物であったと感謝しています。

司法書士は、明治５年の司法職務定制に司法代書人として定められて以来、140年の長きにわたり、国民の身近な法律家として国民の信頼は極めて高いものとなっています。その間、幾多の司法書士法の改正により、制度が整備拡充されてきました。開業して今までの47年間に三度の画期的な司法書士法の改正を経験しました。開業当時は「司法書士」と呼ばれるより「代書屋」と呼ばれる方が多かった。しかし、近時の改正により「準法律家」と言われた時代から「法律家」の世界に大きく足を踏み入れました。「法律家」としての役割、それはプロフェッションとして高い資質を有し、社会的な貢献を果たすと言うことだと思います。

「高い資質」を有するには、つねに国民の要請に応えられる実務能力を維持し、向上させる努力を怠ってはならないし、これが司法書士の存在意義そのものであると思います。

「社会的な貢献」は、司法書士として法律事務を行うこと自体、まさに公共の利益の実現をするための活動ではありますが、さらに一歩進んで法律相談や被害者救援活動など社会正義の実現に向けた取り組みをしていかなければならないと思います。

これからも一司法書士として、「日本に司法書士という職業があってよかった。」「司法書士制度が日本にあってよかった。」と市民のみなさんから言われるよう、「つねに依頼者と同じ目線で」をモットーに、「愛される司法書士」を目指し、プロフェッションとしての自覚をもって、もう少し現役を続けたいと思っています。

祝　春日昇氏旭日双光章受章

司法書士　西　脇　正　博

平成23年９月23日京都ホテルオークラにて、当会名誉会長　春日昇先生（以下「先生」という。）の旭日双光章受章記念祝賀会が行われました。森中勇雄会長、中川馨前会長、井上利博元会長が発起人となり、全国から司法書士業界のみならず各界の名士を含め150名を超える出席者が集まり先生の栄誉を称えました。

来賓の中から、細田長司日本司法書士会連合会会長、山田啓二京都府知事、門川大作京都市長、伊吹文明衆議院議員、北村庄太郎京都地方法務局局長が登壇され祝辞を述べられ、二本松利忠京都家庭裁判所所長の乾杯で祝宴が始まりました。

個人の祝賀会にこれだけの方々が集まる、そもそもこの『旭日双光章』という勲章は、1875年（明治８年）４月10日に日本で最初に制定された勲章の一つです。旭日章は、「国家又は公共に対し勲績ある者」に授与すると定められ、具体的には「社会の様々な分野における功績の内容に着目し、顕著な功績を挙げた者を表彰する場合に授与する」とされています。以前は、旭日章の授与対象者は男性に限るものとされてきましたが、2003年（平成15年）の栄典制度改正の際に男女等しく授与される勲章となりました。要するにある程度の社会貢献だけでは足らず、数々の顕著な社会への功績を積み上げてようやく授与されるというとても希少な勲章なのです。ですから、先生の活躍と人脈の広さもさることながら、この祝賀会に知事や市長、寺田逸郎最高裁判事、吉戒修一大阪高等裁判所長官、始関正光前法務省官房審議官等公人をはじめこれだけの方々が集まったのも納得がいくというものです。

さて、祝宴では祇園の芸妓さんの踊りあり、舞妓さんの祇園小唄ありと艶やかに彩られ、また、先生は長刀鉾保存会の理事でもあり、長刀鉾囃子保存会のみなさんの祇園囃子もあるなど京都らしい趣のある演目があり、全国から来られた方々は目で耳で大いに楽しまれたことでしょう。宴は集まられた方々の歓談と旧知を温める場ともなり、賑やかに楽しく過ぎていきました。

この旭日双光章叙勲は、先生の長年の公私にわたる功績の賜物ですが、司法書士という仕事に誇りを持ち、その使命を自覚し営々と社会貢献してきた証です。この栄誉は、私たち司法書士を鼓舞するものであると、この祝賀会に出席してみて強く感じるのでした。

授賞式の様子は次ページをご覧ください。

日本司法書士会連合会会長　細田長司氏

京都府知事　山田啓二氏

京都市長　門川大作氏

衆議院議員　伊吹文明氏

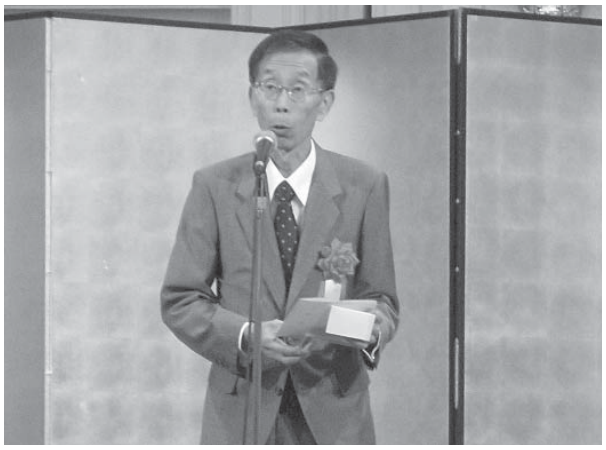
京都地方法務局局長　北村庄太郎氏

京都家庭裁判所所長　二本松利忠氏

祇園小唄

長刀鉾囃子

特集　～展開～

時代とともに司法書士を取り巻く環境は変化し続け、司法書士が社会から求められる役割も当然に変化していく。

社会のニーズにあった法的支援の一層の拡充が求められるなか、本年度、京都司法書士会調停センターが認証紛争解決機関としての歩みを始め、また、リーガルサポートは公益認定を受け、公益法人として第二の出発を果たした。

次の段階へと展開していく組織・制度が、市民の負託にこたえ、新たなる法的支援の受け皿として認知され、浸透していくかどうかは、我々の取り組みにかかっている。

特集①「京都司法書士会調停センターの設立によせて」

特集②「リーガルサポートの歩みと取り組み」

特集①「京都司法書士会調停センターの設立によせて」

いよいよ稼働！調停センターの設立の経緯と手法について

相談事業部長　浅　井　　健

京都司法書士会調停センターは、一般市民の方々の紛争解決のため、認証（注）紛争解決機関として一歩を踏み出しました。その設立までの道のりと、調停センターの紹介を行います。

（注：民間紛争解決機関として認証を受けると、時効中断の効果や調停前置、弁護士法72条の例外となる）

【道のり】

京都司法書士会の調停センター（以下「センター」という。）開設のための動きは、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（以下「ＡＤＲ法」という。）が施行される平成19年４月１日よりも、さらに以前の平成17年にＡＤＲ検討委員会として活動を行っていました。当時の事は私が関わる以前の話なので、議事録からその様子をうかがい知ることができるだけですが、それによると、京都会単独での調停センターは設置せず、トレーニングなど近司連の対話調停センターと一体となった運用を目指したものでしたが、その後しばらくの間活動しなくなったようです。

その理由はあくまで私の憶測ですが、認証紛争解決機関を立ち上げる場合、原則弁護士関与とする旨がＡＤＲ法で規定され、司法書士会が独自で調停機関を立ち上げた場合、取り扱える紛争の範囲が民事140万以下の紛争に限られてしまうこと、それと、家事を含めた一般民事事件を全て取り扱うとした近司連の対話調停センターが、立ち上げ直前に弁護士会より弁護士法72条違反との警告を受けたため、やむなく無料で試行的な調停のみ行わざるを得なくなったためだと思われます。司法書士だけでの調停では事案が限られてしまい、また、広く一般民事全てを扱うと弁護士法72条違反の疑いがあり、それを避けるために無料で調停を実施する場合には、事業としての継続が困難となると判断したのかもしれません。

上記のようないきさつもあり、しばらくセンター設立に向けての動きは一時休眠状態となりましたが、神奈川県会が司法書士会初の認証を目指し、近畿では滋賀県会が認証取得への準備を行う状況もあり、平成20年頃から京都会でもセンター設立の動きが再開されました（ちなみに、京都においては、弁護士会を皮切りに、土地家屋調査士会、社会保険労務士会、行政書士会が既にＡＤＲ機関としての認証を取得）。その動きは、京都司法書士会と、京都弁護士会とが協働で調停を実施するとしたもので、全国初の取り組みでした。認証を受けた神奈川県会、滋賀県会など多くの単位会は、弁護士会との協議が進まず、紛争の価額が140万円以下の民事紛争のみを取り扱う調停センターを立ち上げました。また、東京会、福岡県会は、民事紛争一般を取り扱うために、特定の弁護士と契約し、弁護士関与での調停センターを立ち上げました。つまり、司法書士会と弁護士会との共同形態は全国で初めてとなったのです。

しかし、その協議は簡単に進むものではありませんでした。というのも、日弁連の「司法書士会向け手続実施者選任等に関する解釈運用指針」を基準に話し合いをスタートしたのですが、紛争の価額の考え方や、ＡＤＲ法で手続実施者に必要とされる専門的知見の問題、対話調停の手法、すでに設立した京都弁護士会紛争解決センター（平成19年に弁護士会として全国初の認証取得）との棲み分け、など詳細説明は割愛しますが、議論すべき項目は多岐にわたりました。また、行政書士会が司法書士会よりも早くに弁護士会との協議を進

めており、その影響も少なからずあったように思います。何回もの協議を経て、京都弁護士会との協定締結にたどり着いたのが、平成21年11月でした。これは、司法書士会との協議会に参加し、反対される方もいる常議員会（司法書士会でいう理事会のようなもの）において、積極的に協定締結に向けて活動していただいたＡＤＲ担当の弁護士の先生方のおかげで、その熱意と努力に深く感謝しております。

ようやく協定が結ばれると、安心する間もなく、センター設置規則の総会承認、各種規程・様式集の整備、調停員の養成、法務省への認証申請など、様々な準備が必要となりました。規程･様式関係は、すでに立ち上がっていた他会のものを参考にしましたが、弁護士会との共同実施となるため、核となる部分については独自の規定を作り上げねばならず、また、初の司法書士会と弁護士会との共同実施のため、法務省担当者の興味も高く、認証前相談でも細部にわたる指摘を受け、認証申請ができたのが平成23年３月と年度ぎりぎりとなってしまいました。その後、当会の理事者の交替ごとに申請書類の差し替えが必要となったり、認証後も微に入り細にわたり指摘、修正指示を受け、震災の影響もあり、この文章を書いている時点で、ようやく法務大臣の決裁の段取りとなっています。

【センターについて】

センターでの調停は、裁判所のような別席調停ではなく、原則として紛争当事者双方が同席することによって行います。当事者同士が同席することについて様々な意見がありますが、お互いが何を言ってるかを直接聞くことができることは、その場で間違った認識を指摘し、お互いの認識を共通化できるメリットがあります。ただし、ＤＶ事件など、お互いが顔を合わせること自体問題となる案件は取り扱いません。

調停手法は、自主交渉援助型の対話調停で、調停員は原則として法判断、評価をせず、また、和解案も原則提示しません。調停員は、公正中立に話し合いを進行していく立場となります。これは、ＡＤＲ法にある「紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重」するためで、当事者が自分で紛争を解決したいという気持ちで積極的に関わっているのに、調停員が評価・判断を下してしまいますと、裁判所の調停となんら変わることが無くなってしまうからです。ですので、場合によっては当事者の出した結論が、裁判とは全く違う結論になることも予想されます。それが法に抵触するような内容でなければ、互いの合意は尊重されます。ただし、事案によっては、法判断まではしないまでも、法情報の提供が必要となる場合もありますし、また、話し合いが尽くされ、お互いの言い分は理解できた後に、当事者双方の真意から解決案をゆだねられることもあります。その場合にまで和解案の提示を否定するものではなく、調停員の判断に任されます。弁護士同席の場合でも、対話調停によって行われ、当事者の解決努力が尊重されます。

【センターで取り扱う案件】

①司法書士法（昭和25年法律第197号）第３条第１項第７号に規定する紛争（民事紛争であって紛争の目的の価額が140万円を超えないもの）
②紛争の目的の価額が140万円を超える民事紛争（ただし､次号に規定する家事事件を除き、家事事件は含まない。）
③家事又は相続に関する紛争であって登記手続への協力を求めることを目的とするもの

①は司法書士単独で調停実施、②③は原則弁護士との共同調停となります。

①については、訴額140万以下の一般民事事件を取り扱います。

②について、140万円を超える紛争については、近隣紛争や、人間関係に関するトラブル、賃貸借問題などの訴額の算定が困難な案件が中心になります。明らかに請求額が高額な案件の場合は、弁護士会のＡＤＲセンターとの棲み分けもあり、事前にお問い合わせ願います。

③は、主に不動産を含む相続についてのトラブルを取り扱います。残念ながら不動産が絡まないと取り扱えません。離婚については、離婚の成立に関しての争いや養育費等に関しては取り扱わず、離婚は成立しているが、不動産を含む財産分与に関する紛争を扱います。

おそらく、案件については、会員の皆様からの紹介が中心となると思われます。

できれば争いは避けたい、裁判のように大げさにせず、話し合いで解決したい、とのご要望があれば、ぜひご紹介ください（どちらが正しいかはっきりさせたいとか、絶対に勝ちたいと考えている方には不向きです）。その際には、「法律家は一緒にいるけれども、あくまで話し合いの進行役です。解決するのはあなた自身です。」と伝えてください。

【センターでの調停手続の費用】

申込手数料１万円、期日手数料１万円、合意書作成手数料３万円です（消費税別）。申込時に申込人に申込手数料と１回目の期日手数料の合計２万円をお支払いただきます。２回目以降の期日手数料と、合意書作成手数料は話し合いで負担割合を決めていただきます。すべて一人が支払っても７万円です。専門家に依頼した費用と比べ、司法書士（事案によっては弁護士）の立会いのもと、自分で解決をしようと頑張るのであれば、負担が少ないのではないでしょうか。

なお、司法書士の調停員日当は１回の調停（約２時間）あたり４千円です。

調停手続きの大まかな流れ（詳細については別途ご案内します）

利用相談のお申込み

↓

利用相談（利用相談員による手続相談、説明）～無料です

↓

利用申込（調停申込書受付、申込手数料・第１回期日手数料納付）
※運転免許証、パスポートその他本人確認ができる資料が必要になります

↓

受理　／　**不受理 終了**

↓

相手方に通知

↓

応諾、相手方に説明　／　**相手方拒否 終了**

※申込みが不受理となった場合は、申込手数料・期日手数料の全額を返還します。また、申込受理後、相手方の拒否により終了した場合は、申込手数料の半額、期日手数料の全額を返還します。

↓

調停人選任（弁護士を含めた複数名で調停を行うことがあります）

↓

第１回期日　次回期日の説明、確認

↓

第Ｎ回期日（原則３回までの期日とします）

↓

調停人判断による終了　／　**合意成立による終了（合意書作成）**　／　**申込人の取下げ 相手方の離脱による終了**

特集①「京都司法書士会調停センターの設立によせて」

全国の先例となる可能性を秘めた京都モデルの誕生

弁護士　吉　田　誠　司

はじめに

京都司法書士会調停センター（ＡＤＲ）がいよいよスタートする運びとなったとのこと、誠におめでとうございます。弁護士会との協定書を締結したのが平成21年11月12日でありますが、私はその当時の本件の担当副会長を務めておりましたことから、このたび原稿を依頼された次第です。

協議の推移（最初の１年）

京都司法書士会から京都弁護士会へ、ＡＤＲ機関設置に向けて協議の申し入れがあったのは平成20年３月19日のことでした。その後１年の協議を経て（この間の担当副会長は川口直也弁護士）、平成21年４月より私にバトンが渡され、同年11月に両会の協定に至ったのでした。ここに至るまでおよそ１年半が必要でした。

引き継いだ記録を見ますと、平成20年４月からの１年ほどは、２ヶ月に一度くらいのペースで、弁護士会・司法書士会それぞれ数名の委員が出て協議を続けておりました。当時、弁護士会では行政書士会とのＡＤＲ協議も並行して係属しており、「他士業ＡＤＲ」への対応というのは非常にホットなテーマでした。協議の場においても、いわゆる業際的な観点からの弁護士会員の懸念が、常に念頭にあったことは事実です。特に、京都司法書士会のＡＤＲは、取り扱う紛争の範囲が、登記手続に関連する家事事件のほか、訴額140万円を超える事件も扱えるという造りであったために、弁護士会側の不安感をやや強くしたように思います。この「取り扱う紛争の範囲」は、既に平成20年６月の日弁連ガイドライン「司法書士会向け手続実施者選任等に関する解釈運用指針」として示されたとおりなのですが、あくまでガイドラインに止まること、日弁連とは別に単位会には様々な意見が存在するために、なかなかそう簡単にはいかないのが実情でした。このような情勢の中で、弁護士会側は、平成20年度中は常議員会の場へ協議の経過報告や討議を繰り返しながら、慎重に、しかし前向きに進めていました。司法書士会の方も、時間を焦らず、議論を尽くして合意を追求したいという姿勢でした。そのような中で、司法書士会の自主性を尊重しつつ、弁護士会も適切に関与する「事案協議会」というシステムが編み出されました。

次の半年

平成21年４月からは引き継ぎで私も関与するようになりました。私の念頭にあったのは、ＡＤＲ法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）では、民間の認証ＡＤＲを作るのに「弁護士」の助言を必要としているため、司法書士会は同法に基づいての要請をしてきているということ、そして同法は実は「弁護士会」ではなく「弁護士」の関与（助言）があれば良いとしているところを、敢えて京都では会同士の協定を結び、全国最初の司法書士会と弁護士会の協力体制を作ろうとしていることの意義でした。私は、京都弁護士会は、これには当然応じていくべきものであろうと考えました。さらに自主交渉援助型（対話型）調停という従来の常識型とは違った手法に、意欲的にチャレンジしようとしているところも興味深い点でした。当時の村井豊明会長も、「１年間協議を続けて調整をしてきているテーマであり、司法書士会も柔軟に対応されている経過があるので、当年度の遅くない時期に決着をしたい」と考えていました。協議会の頻度も１ヶ月に一度程度となり、弁護士会側では、常議員会や会務懇談会といった場に、

議論が錯綜しないよう論点を整理して情報を提供し、理解を促進し、議論をしてもらいました。最終段階では、各規程の文言や、「事案協議会」の位置づけ・具体的造り込みに力を注ぐ中で、常議員会の理解を得ることができ、賛成多数で協定書締結を可とするに至りました。

じっくり協議を続けることは大切

生まれるまでの経緯を長々と書いたのは、本ＡＤＲが今後一つの先例として参考にされる可能性があるからです。本協定の締結は、難産でもないでしょうが、決して安産であったわけでもありません。どの地域でも京都と同様にいくかどうかは分かりません。本協定が京都の弁護士会と司法書士会で出来たのは、互いに法に基づいた意味のある議論を尽くし、互いの立場を理解をしようと努め、納得の行くまで決して時を焦らなかったからでしょう。

司法書士会のＡＤＲが、今後どれだけの案件を解決に導き、社会や市民の役に立つかはこれからの努力次第です。しかし、出産までの協力をどれだけお互いにしたかは、やはり子どもの育ち方にも大きく影響するはずです。「案ずるより産むが易し」と言いますが、産む前に二人でじっくり案ずるのもやはり必要なこと。今後も弁護士会は、この子（司法書士会ＡＤＲ）には「温かい健やかな子」に育ってほしい、それを見守っていきたいと思っています。

特集②「リーガルサポートの歩みと取り組み」

リーガルサポートの誕生から公益認定までの12年を振り返って

リーガルサポート京都支部　浜　田　　昭

リーガルサポートは、平成23年４月１日をもって公益法人に移行しました。司法書士が新しい成年後見制度の受け皿になれるようにとの思いで、法務大臣の設立許可により社団法人組織として誕生したのが今から約12年前のことです。他人の財産を管理し、法律行為を代理するという職務の性質上、それまで後見人といえば弁護士をイメージし、司法書士といえば専ら登記業務をしているという印象が強かったと思われる当時のことであり、果たして司法書士がそのようなことを本当に行うことができるのだろうか？という疑問が、同職の間から囁かれるような時代でした。この場合の「行うことができる」という意味は、一つには能力の問題であり、また職域についても微妙な問題がありました。そこで今後、司法書士が成年後見業務を継続して行っていくためには、司法書士会とは別の法人格を持つ団体を設立する必要性があったということは、当時の情勢から考えると頷けるところでありました。

さて、リーガルサポートは、各地の司法書士会に対応して全国に50の支部がありますが、設立当初は、特に会員数の少ない支部などにおいては、組織作りに苦労したことと思います。当時、京都支部においても会員数はそれなりに集まってはいましたが、まだまだ組織としての体質は脆弱なものであるという印象を私は持っていました。リーガルサポートの存在意義といえるものがあるとすれば、それは研修単位制度と執務管理体制の二つであるかと思いますが、これらの制度を維持するには、支部としての組織体制が一定程度整っている必要があります。

執務管理の方法については、設立以来幾多の変遷がありました。例えば、当初業務報告書の提出は毎月一回必要であり、しかも預金通帳や領収書の写しなど多くの資料の添付が要求されていました。また報告書の記載事項自体も、当時はかなり詳細な記載が求められていました。従って報告書を提出する側にとっても、またこれをチェックする側にとってもかなりの負担となっておりました。その後業務報告書の様式やその提出頻度は、事件数の増加や個人情報保護法の制定に応じて大幅な改良が加えられ、現在では、当初の頃のものと較べると大幅に簡略化された内容のものとなっており、またその提出頻度も法定後見においては原則として６か月に一回の提出でよく（京都支部の場合）、このことにより会員にとっては負担の軽減に繋がっているものと思われます。ただ最近では、会員が取り扱う事件数の増加も著しいものがあり、執務管理体制の一層の充実は、今なお課題となっております。

平成23年度リーガルサポート京都支部役員の皆さん

リーガルサポート発足後、数年経過したところで会員数が減少した時期がありました。設立当初の時点では、積極的に後見業務を行う目的で入会するというよりも、財政面などで協力する意図のもとで入会されていた会員もおられたでしょうし、そのような会員が退会される年回りでもあったのかも知れません。一方で、成年後見業務は手間がかかる割には儲からない、業務報告書の提出や定率会費（当初は後見人等報酬受領額の10％、現在では５％）の納入などを考えると入会しているメリットがないのではないか、などという声が漏れ聞こえるのでした。また、リーガルサポートは事業として失敗したのではないかとさえ言う人もいました。しかし、現在では、会員数も再び増加に転じ、平成22年の１年間で全国の家庭裁判所で選任された第三者後見人のうち司法書士（そのうち多くはリーガルサポートの会員であると推定されます。）が約38％を占めるに至っております。このことは、リーガルサポートが家庭裁判所からも多くの信頼を得ていることの証であると思います。

以上、この度の公益法人への移行という一つの節目をむかえるに当たり、リーガルサポート京都支部の運営に長年携わってきた者の一人として、過去の記憶を蘇らせつつ、12年間をふり返った次第です。

特集②「リーガルサポートの歩みと取り組み」

司法書士と成年後見業務
～専門性を活かした取り組みのために～

リーガルサポート京都支部　中　野　篤　子

1.はじめに

今回、４年ぶりに京都支部の役員をお引き受けすることになった。（公社）成年後見センター・リーガルサポート（以下リーガルサポートとする）の中では本部の医療行為の同意検討委員会にかかわっていることもあり、また事務所も成年後見が業務の中心なので、「リーガルサポート」にかかわっているという意識は常にどこかにあるのだが、いったんお役を離れて再び戻ってくると「支部」というものの重要性を改めて実感する。

「支部」は、その地域の活動の要であり、会員の業務をバックアップするものであり、また現場の問題点を制度の在り方としてとらえ、本部と連携して改善や提言を行う役割もある。どこまでその役割を担うことができるか、正直自信はないのだができる限り「お役」を全うしたいと思う。

今回、会報に「何か」書くことになり、それはもちろんこの「支部役員」という立場もあるのだが、意見については私自身の「私見」であることをあらかじめお断りしておく。

2.成年後見業務の位置づけ

そもそも成年後見人、保佐人、補助人（以下後見人等という）には誰が選任されるのか。

最高裁判所事務総局家庭局がまとめた「成年後見関連事件の概要」平成22年１月から12月までによると、配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他の親族の占める割合は58.6％である。親族以外の第三者後見人の占める割合は41.4％で内訳は弁護士2,918件、社会福祉士２,553件、そして司法書士が4,460件等となっている。

親族ではない第三者の専門職としては司法書士の選任される数が最も多いのがここ数年の傾向である。

任意後見契約については、その登記件数が平成22年度で8,904件であり施行当初の平成12年の655件より大幅に増加している。受任者の詳細については明らかではないが、この契約の一定数は司法書士であることが推測される。私自身の実感としても、任意後見契約を希望する人の相談を受けることや受託に至ることも以前より増えているように思う。

次に、司法書士と成年後見業務との関係であるが、司法書士法第29条は、司法書士法人の業務の範囲を「司法書士法人は、第３条第１項第１号から第５号までに規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことができる。」として、第１号において「法令等に基づき、すべての司法書士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部または一部」と定めている。

さらに司法書士法施行規則第31条は「法第29条第１項第１号の法務省令で定める業務は次の各号に掲げるものとする」として第２号に「当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務」とある。司法書士法人について定めたものであるが、「法令等に基づき司法書士が行うことができるものとは、要するに自然人である司法書士が通常行っている業務を指していることになる」（「注釈司法書士法」P250）ので、これによって自然人である司法書士においても法第３条に定められている本来業務ではないものの、他の士業法で独占業務として規制されていない業

務であり附帯的にこれを行うことができるということになる。

成年後見業務は独占業務でない、ということは当たり前の話であるが選任する、また委任する側には司法書士以外の選択肢もあるということである。このような中で、司法書士が専門職として多く「選ばれている」ということは、その専門性や今まで積み上げてきた職能としての信頼が「成年後見業務」において一定の評価を得ているということだと考えても良いのではないだろうか。もちろん司法書士による不祥事も起きてしまっており、また不適切な業務に対する苦情も支部などに寄せられるので手放しに喜ぶことはできない。さらに司法書士を「選んで」いただくためには、司法書士自身が不祥事の防止は言うまでもなく、一人一人が質の高い成年後見業務を行う必要があるだろう。

3.司法書士の専門性と成年後見業務

後見人等の主な業務とはどのようなものか。実際に業務を行っておられる方にとっては今更改めて言うまでもないことであると思われるだろうかが、簡単に挙げてみようと思う。

後見人等は選任され、審判が確定すると速やかに本人の財産を調査し、財産目録を作成し、また本人の関係者にコンタクトをとる。その中で生活状況を把握し、後見人としての業務をどのように行っていくのかというおおよその方向を見極め、業務に着手する。

そして本人の身上面に配慮し、財産管理や身上監護を行うことになる。

財産管理の内容は本人の状況により様々であり、また多岐にわたる。金融機関や証券会社への届け出や資産内容の調査をはじめ、不動産の管理や必要に応じての処分、債務がある場合はその整理や支払い・過払い金の返還請求、悪質商法などの被害を受けている場合は契約の取り消し・解除の対応や、債権者との交渉も行う必要がある。また、本人自身が相続人となるケースも少なくなく、その場合は遺産分割協議を他の相続人と行う必要も生じる。また、本人死亡時の財産の相続人の引き継ぎや相続人が存在しない場合の相続財産管理人選任申立てなどの対応も求められる。

と、主だった「財産管理業務」をここに羅列してみたのであるが、この「財産管理」、実は司法書士が日常依頼を受けて行っている業務とかなりの部分重なっているということが分かる。後見人等は本人の代理人（あるいは同意権者）なので、立場が異なるものの、成年後見というのは司法書士の専門性を十分活用できる業務であるということがこの点からもいえるのではないだろうか。

また、身上監護面においても介護保険制度や障害者自立支援法の制定により福祉サービスについても「契約」によるものが中心となったので、司法書士の「法律専門職」としての知識や能力を活かすこともできるように思う。

反面、では司法書士なら成年後見業務ができるのか、という問いについては必ずしもイコールといえない面があるかもしれない。例えば居住用不動産を売却する場合、売却する段階で本人に与える影響や、また本人自身の考えを可能な限り確認し、様々なケースを検討し想定した上で「当事者」としての判断をしないといけない。仮に許可申立書の作成や不動産登記など「正確な手続き」ができたとしても、前提となる当事者としての判断が必ずしも適切でなければ、本人に良からぬ影響を与えてしまうということもある。他にも福祉サービスや入居施設の選定など様々な局面の手続きについても同様である。

後見人等が行う必要がある様々な手続きにおそらく一番長けている専門職である司法書士は、その能力ゆえにそれを過信して手続き面のみに捉われて全体が見えなくなることのないよう誰よりも気を付けないといけないのではないか、ということは自戒を込めて日頃感じていることである。

また、後見人等は、本人だけと接して業務を行うということはまずない。そこには福祉の専門職や行政、親族や近隣住民に至るまで様々な人がかかわっている。そういった人たちと、本人のためにいかに連携協力していくかということは、成年後見業務を行うにあたり不可欠である。このようないわゆる「コーディネート能力」を今まで司法

書士は業務の中でどちらかというとあまり必要とされていなかった面もあるかもしれない。

司法書士が成年後見業務を行うにあたっては、専門性についてはある程度の自信を持って良いと思う反面、足りない部分についてはそのことを十分認識し、支援する本人のために学んでいく謙虚さが必要であると思う。

4.リーガルサポートの役割

成年後見業務の基本は、個別の本人支援をいかに適切に行うかということであろう。しかし、同時に「個別」の成年後見業務を通じて、「制度全体」の問題に直面することも少なくない。その問題点を指摘し、さらにより良い制度に向けての提言を行うということも、制度を担う専門職としての重要な役割であると思う。

リーガルサポートでは、法人設立後様々な提言を行っている。主なものとして「成年後見制度改善に向けての提言」～法定後見業務に携わる執務現場から（平成17年）、「任意後見制度の改善提言と司法書士の任意後見執務に対する提案」（平成19年）「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の改正提言」（平成21年）、「司法書士の取り組む高齢者虐待防止に関する提言書（地域包括支援センターとの連携の必要性を中心に）」（平成22年）がある。また医療行為の同意については「医療行為の同意についての中間報告書」を平成21年に公表し、さらに最終の提言の取りまとめを行っているところである。

また、より実務的な問題については支部単位においても家庭裁判所や行政、福祉関係者、金融機関などに対して協議や申し入れを行っている。

このように、個別の問題を制度全体の問題として提言し、解決に向けた取り組みを行うためには組織の存在が不可欠であり、特に制度発足時より積極的に取り組んでいるリーガルサポートの果たす役割は重要であろう。

また、一人の司法書士の執務は良くも悪くも司法書士全体の評価につながる。昨今後見人の不祥事が報道され、中には残念ながら司法書士によるものもある。リーガルサポートは業務報告書の提出を会員に義務付けているが、このような取り組みを通じて不祥事を未然に防ぎ会員の執務の質を高めることも組織的に行うことが効果的であると思われる。

他にも、後見人・後見監督人の家裁等への推薦は言うまでもなく、相談会や各種シンポジウムの開催、講師の派遣、書籍の執筆、行政等の各種委員会への会員の派遣など、リーガルサポートが成年後見業務について取り組んでいることは多岐にわたる。

リーガルサポートのこのような活動は、成年後見制度の普及や後見人等の業務の支援はもちろんのこと、司法書士自体の制度広報にも寄与している面があるのではないだろうか。この点については、司法書士会とも協力して取り組んでいくこともできると思う。

親族向け成年後見人養成講座

5.まとめとして

成年後見関連法が施行され10年が過ぎた。制度はある程度認知され、まだまだ十分とはいえないものの利用者の数は増加している。しかし、それに伴い問題点もまた明らかになり、また、様々な新しい動きも起きている。

後見人による不祥事は事件数に比例して増加している。その対策として一定額以上の財産について信託を利用して管理する「後見制度支援信託」が検討されてきたが、具体的な運用が始まる。リーガルサポートでは今年の10月19日に理事長声明として、運用に協力するとともに成年後見制度の理念に基づいた利用がなされることを求め、さらに不正行為防止の本来のあり方として家裁の機能を

強化する必要があることを指摘している。

また、平成24年４月に施行される改正老人福祉法第32条の２においては、市町村にいわゆる「市民後見人」の育成や活用を義務付けており「市民」が第三者後見人等の新たな「受け皿」となることが予想される。司法書士としては、このような行政の取り組みに専門職の立場として関与していくことになるだろう。

さらに、制度の普及は「法の不備」を顕在化させている。いわゆる「死後の事務」、「同意能力のない人の医療行為の代行決定」はその典型である。また、被後見人等になることで様々な資格制限を受けてしまうという問題もある。特に公職選挙法第11条第１項第１号により被後見人が選挙資格を失うことについては、各地で訴訟が提起されている。

このような流れの中で私たちがどのような役割を果たしていくべきなのか、考え、実行していかないといけないことは数限りなくある。私も、本人にとって真に役に立つ制度のために微力ながら今後も継続的な取り組みを行っていきたいと考えている。

特集②「リーガルサポートの歩みと取り組み」

リーガルサポート京都支部の活動

リーガルサポート京都支部　東　恭子

この場では、リーガルサポート京都支部の活動を紹介させていただきたいと思います。まず最初に申し上げたいのは、私がリーガルサポート会員に登録しましたのが、平成20年７月であり、まだ日々修行中の会員であるということであります（有吉・マツコがこだましてます。が、怒りとは全く関係ありませんよ！司法書士会員の皆様にお声かけする叫びだけです）。新人会員の皆様、既会員でまだリーガルサポートに登録されていない皆様に、少しでもリーガルサポート京都支部の活動を知っていただけましたら幸いです。

現在、成年後見制度を利用する人は確実に増えており（家庭裁判所平成22年資料より前年比10％増）、高齢化社会の中で、ご本人の権利を守る制度が進んでいる等、今後も需要は、増えると思われます。また、司法書士は、家族親族以外の第三者後見人としては、最も多く選任されています（平成22年家裁資料　司法書士4,460人、弁護士2,918人、社会福祉士2,553人）。

リーガルサポート京都支部の活動は多岐に渡りますが、公益事業目的に基づき、主に次のような活動を行っています。

１.相談会の開催

毎週土曜日は京都司法書士会館にて一般の方向けの「成年後見相談会」、不定期開催ではありますが福祉関係団体からのご依頼による「出張相談会」、年に一度敬老の日前後に「全国一斉相談会」を開催しています。

２.業務受託者・後見人の紹介

リーガルサポートの会員で一定の研修を受けている会員を名簿に登録し、相談や業務の依頼を希望する方に紹介しています。この名簿は、家庭裁判所にも提出されています。

３.出前講座・講師の派遣

成年後見制度や遺言について、主に福祉関係団体からご依頼いただき、出前講座を開催したり、講師派遣をしています。

４.行政等への委員の派遣

行政等の研究会・審査会へ会員を派遣したり、家庭裁判所・行政等の主催する各種会議に出席し、法律専門職の立場から意見を述べ、提案を行っています。

５.成年後見人制度普及に向けて

「親族向け成年後見人養成講座」を開催、また、わかりやすく楽しく後見人制度を知っていただくためにミュージカル「ご近所さんの成年後見物語」を公演しています。

リーガルサポートでは、成年後見人制度のプロである司法書士会員を派遣すべく、内部では、法律実務から、倫理・福祉医療にいたる幅広い分野の研修を行っており、実務での困難事例や会員からの、質問を、会員メーリングリスト、会員用質

ミュージカル「ご近所さんの成年後見物語」公演の様子

問票等で受け付けています。私自身、リーガルサポート京都支部会員の諸先輩方にどれだけお世話になったことか…！って今もなんですけど。

リーガルサポートは、司法書士及び司法書士法人を正会員とする全国組織であり、成年後見人を供給する法人としては日本最大の団体です。入会に関しましてご質問等ありましたら、お気軽にお声かけてください。

リーガルサポート京都支部は、今後益々の組織の充実と、ご高齢の方・障がいをお持ちの方の権利擁護活動に、全力で取り組んでいきます。

全国一斉成年後見相談会

特集②「リーガルサポートの歩みと取り組み」

成年後見人になってみて

リーガルサポート京都支部　桝　田　美佳子

「成年後見人」という言葉を知ったのは、司法書士試験の受験勉強中、民法の授業ででした。「後見」「保佐」「補助」に関する条文はきっちり覚えたものの、それらがどんな仕事なのかをイメージすることもなく、私にとっては「重要な択一科目のための法知識」にすぎず、自分がいま目指している司法書士がその制度の一翼を担っているとは知りませんでした。

試験に晴れて合格しての近司連新人研修の研修科目に「成年後見」があり、「まだまだ専門職後見人が足りません！ぜひ成年後見業務をしてください。」と講師に熱く語られましたが、「うーわっ、めっちゃ人の人生、背負い込む仕事やなぁ。そんな仕事できひんわ。」って正直思いました。ですが、その研修から５年経ったいま、後見監督を含めた後見事件を８件受任しています。なんで！？

平成19年５月に司法書士登録し、法律事務所内で業務を始めました。担保抹消、相続登記等の不動産登記や、債務整理の仕事をしながら、「本当に先生に出会えて良かったです。ありがとうございました。」と依頼者からの感謝の声をいただき、仕事の「やりがい」は感じていましたが、どの仕事も依頼者と関わる期間が短く、「もっと長い期間、じっくりと依頼者と関わる仕事がしたいなぁ。」と思ったのが成年後見業務に関心をもったきっかけです。早速、研修単位を取得し、平成20年５月にリーガルサポートに登録しました。

最初の事件は、家裁から直接電話がかかってきたものです。記録を閲覧し、そんなに複雑な事件とは思わず就任したのですが…その事件だけで民事訴訟３件、家事調停２件、そして今も親族に提起された訴訟が地裁で係属中とストレスの固まりのような事件なのです。それでも頑張る気になれるのは、ご本人（被後見人）の笑顔のおかげかもしれません。月に１回、入所されている施設に面会に行くのですが、毎回「あらっ、あなた今日は何しにきたの？」から始まり、「こんなとこにいたら、私、長生きしちゃうわよ。長生きしても大丈夫？」に続き、最後は「なんで、あなた、いい人いないの？うちの旦那様みたいな人がいたらいいのにね。」（私の名前は覚えてくれないのに、私が結婚していないことはなぜか覚えている…）と、亡くなったご主人がいかにいい人だったかで終わる会話を毎月くり返しています。30分程の面会ですが、にこにこと話をする被後見人と会うと、「この人の現在のこの環境を守らなきゃなぁ。」って思います。

「成年後見業務の『やりがい』って何ですか。」と聞かれても即答することはできません。人によってその答えはいろいろですが、私にとっては何なんだろうって考えてみると、「人とのつながりが濃いこと」なのでしょうか。一つの後見事件で関わる方々は、親族、ケアマネ、地域包括、施設職員と様々ですが、そのみんなが被後見人を支える目的のために動いています。そういうつながりの中で仕事をすることが『やりがい』に繋がっているような気がします。

３年半の間に受けた事件の中には、遺産分割協議をしたもの、債務整理をしたものがあり、普段の司法書士業務と直結しています。成年後見業務は、司法書士としての業務経験を生かせる仕事であり、長い期間をかけて関係者と信頼関係を築い

ていく仕事です。「うーわっ、めっちゃ人の人生、背負い込む仕事」でもありますが、背負い込むからこそ得られる人とのつながりがあります。一つ一つが先例のない事件で、どう対処すればいいのか悩むことも多いですが、これからも被後見人の声となり、ときに楯になり、そして話相手にもなりながら、信頼関係を大切に業務をしていきたいと思っています。

考　　察

座談会「不動産決済における司法書士の役割と責任」

洛南支部 **森木田　一　毅**　園部支部 **上　田　浩　平**　洛北支部 **桝　中　祥　子**

不動産取引決済における司法書士の役割や責任については、これまでも多くの議論がされてきましたが、未だ明確な説明がされている訳ではありません。また、京都では、いわゆる京都方式という全国的に見れば特異とも言える慣習があるところ、この場合の役割、責任の分担等についても議論が尽くされているとは言えません。そして、司法書士会には懲戒権もないため、問題が起こった時には自分達で責任を理論づけられないまま他機関（法務局）から処分を受けてしまうという実態があります。そこで広報部は、司法書士自身が議論を重ねて、司法書士の役割と責任の考え方を確立する必要があると考え、当会会員による不動産決済に関する座談会を企画しました。会員の皆様が今後の取引決済のあり方を考えるきっかけとなれば幸いです。座談会には、月報に不動産決済に関する論文を寄稿された（注１）森木田一毅会員（洛南支部）、若手の上田浩平会員（園部支部）と桝中祥子会員（洛北支部）に参加していただきました。

上　田：私は合格してから４年ほどになりますが、実務経験を積むにつれて決済での司法書士の役割などの考え方の歴史的な沿革を知らないということを逆に感じるようになりました。また、売主側と買主側で代理人が別になる、いわゆる「京都方式」については、全国的に見れば特異な方式だと思いますので、他府県の先生と取引をするときに意思疎通がうまくいかなかったこともあります。今回は、「京都方式」と他府県のやり方の対比や、京都方式から見る決済のあり方などについてお話しできたらと思い、このような場を設定していただきました。

森木田：ありがとうございます。

上　田：ではまず私の経験の話なんですが、北海道にお住まいの売主さんが、取引の行われる京都があまりに遠すぎるため取引に出席できなかったことがありました。しかし、もちろんのことですが意思確認が必要なため、結局事務所に来ていただくか、こちらが会いに行くかはしなければならないという話になり、私が会いに行ったんですが、会ってみると売主さんは、「なんでこんなことをしなくちゃいけないんだ！」と言って怒っていたのです。私は、「司法書士は人・物・意思の確認をしなくてはいけないのです。」と説明をしたんですが、「それは一体何の法律に書いてあるんだ？」と言われ、私は、恥ずかしながらそのとき初めてその根拠を示すことができないことに気付いたんです。受験時代から当たり前のことと思ってきたものの、よく考えたら司法書士法や会則に書いていないですし（笑）。そこで、人・物・意思の確認をすべきであるとされるようになった背景を教えていただきたいのです。

森木田：では、そこからお話ししましょうか。私の登録は昭和62年なんですが、今でこそ司法書士法には、「登記申請の代理」ということが明文化されていますが、改正前の司法書士法では、代理というよりも「書類を作成する」ということが仕事

の本質と考えられていて、かつ、これは今も同じですが、正当な事由がなければ依頼を断ることができないということになっていましたので、依頼があればそのとおりに登記をする、というのが原則でした。しかし、そのような業務の仕方では事故が起こるケースもあるし、「代書屋」という目で見られていることへの反発などから、「自分たちはこれでいいのか」という声が上がるようになりました。そして、それを鮮明に打ち出したのが、兵庫会の木茂先生だったのです（注２）。木茂先生は著書の中で、司法書士は言われたままを登記簿に載せるのではなく、その前提となる事実、すなわち、人・物・意思の確認をし、調書に記録して証拠を保全し、紛争を予防するという役割を果たすことが司法書士の仕事の本質であるとして、公証登記主義という考え方を主張されました。ですので「人・物・意思の確認」は規定として明文化されているわけではなく、「かくあるべし」という形での議論だったわけです。

上　田：司法書士は、社会的に信認された立会人であるべき、と。

桝　中：昔は、本人確認もせず、登記を申請していたということですか。

森木田：今やっているような本人確認という作業はいちいちしなかっただろうと思います。というのは、そもそも不動産というのは、大戦後もしばらくの間は地主のものであることが多く、司法書士というのは地主にくっついていたから、本人確認の必要性もそれほどなかったのだろうと思います。

桝　中：昔は、印鑑証明書などの添付書類も要求されなかったようですし、そもそも本人確認という意味ではとてもルーズな状況の中で、突然、司法書士は人・物・意思の確認をすべきであるとして、自らの地位を確立しようという動きが高まったのですか？

森木田：昔のいわゆる代書人は、経済的な意味合いでの地位は今よりもあったかも知れませんが（笑）、戦後の持ち家政策によって土地の細分化が進む過程、つまり土地の取引に関する主導権が地主から銀行へ移り、地主が土地をどんどん切り売りし、不動産業者がさらに細分化して、ローンを付けて大衆化させていくという中で、それまでは地主という知った間柄での取引であったのが、段々と知らない者同士が取引の場にあらわれるという状況になったと思うんですね。そんな中で、段々桝中さんの仰るようなルーズなことでいいのか、人・物・意思の確認をすべきで、かつそれができる地位を確立しようというアンチテーゼとして出てきたのではないかと思います。木茂先生の本が発行されたのは1973年です。皆さんが生まれていらっしゃったかは知りませんが（笑）。

桝　中：なるほど。昔は、今のように持ち家を持つよりも借地借家が圧倒的に多かったのが、そのような時代背景の中で取引も増える中で、人・物・意思の確認という考え方が生まれてきたのですね。

森木田：それから「人・物・意思の確認」という中途半端な言い方をせざるを得なかったのは、やはり弁護士法との関係の問題がありました。過去の司法書士法には業としての登記の申請を離れて、その実体関係に関与してはならない、という条文があり（注３）、それを踏み外してしまうと非弁行為になると言われていたことから、「実体関係に関わっているのではなくて、登記をするために必要だからやってるんだ」という、いわば川下から攻めていった訳なんですよね（笑）。私は「実体関係を確認しているのだ」と言ってもよかったと思いますがね。

桝　中：弁護士法との関係で、ストレートにそう言うわけにはいかなかった。

森木田：おそらくそうなんだろうと思います。木茂先生は、特に当時としては高い理想を掲げたわ

けですが、逆に言えばそういう制約の中での立論であったために、後になって歪みを生じているのではないかという気がします。

上　田：なるほど。ところで、人・物・意思の確認というのは、司法書士が真実を見極めるんだという考え方になるのでしょうか。

森木田：司法書士に取引における「真実義務」を課すという考え方と言えるかも知れません。すなわち、司法書士が主体として、当事者という客体を審査する、というイメージになってくるわけです。公証登記主義における司法書士像をここで「公証人モデル」と呼び、図を描いてみたのですが（図１）、よく言われたのは、「登記所は書面審査しかしないのだから、司法書士が登記所に代わって、人・物・意思を確認するのだ」というように、司法書士が当事者と離れた立場から、事実を明らかにするというイメージで立論してしまっているわけです。

図１　公証人モデル（公証登記主義）

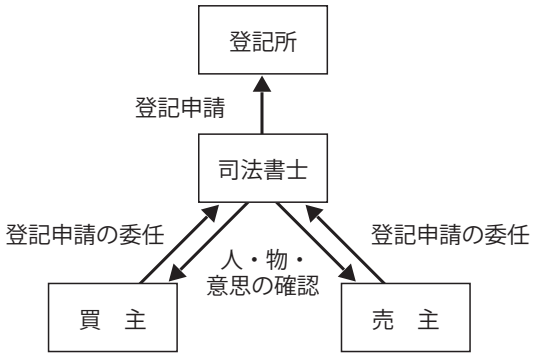

上　田：しかし現在では、実体関係の確認というよりも、人・物・意思の確認義務が一人歩きしているような印象を受けますが。

森木田：私もそう感じます。ところで、先ほどの北海道の売主の話では、買主の委任も受けていたのですか。

上　田：はい。

森木田：そうですか。それならまだ話は分かるんですが、もしあなたが売主だけの代理人だったら、売主からすれば、なおさら、なぜ自分を確認してもらうために旅費を負担しなければならないのか、と感じざるを得ないと思うんですね。本来売主が不動産売買において期待するのはお金をもらうことであり、取引の有効性の確認もへったくれもないのです。しかし買主は違います。取引に無効原因があれば、自らの所有権がひっくり返るかも知れないということで、そもそも権利者側が利害を強く持つという構造になっていますよね。実体関係を有効ならしめる手段の一つとして「人・物・意思の確認」があるはずなのに、その目的と手段が逆転してしまっている。木茂先生の時点では、そういう実体関係の有効性を見極めるということが念頭にあったとは思いますが、司法書士は代理人であって、「そもそもそんな権限があるのか」という批判などがある中、かといって何も確認もしないというわけにもいかないということで、いつしか司法書士は委任者の本人確認・意思確認をするのだという議論にすり替わっていったわけです。「実体関係の確認」という言い方はできないので、その便宜的方法として「本人確認・意思確認」をすべきなのだという意識であればいいのだけれども、「本人確認・意思確認」そのものがいつの間にか目的となってしまっているんです。これは、取引における司法書士の役割の議論をいびつにしているもう一つの原因だと思います。

上　田：なるほど。たしかに、先ほどの北海道の話で、私が売主側だけの代理人だったとしたら、本人確認の必要性について売主さんに納得してもらうことができなかったかも知れません。そもそも公証人モデルというのは、この図（図１）のように、双方代理を前提としているわけですか。

森木田：双方代理だからこそ、これまでうまくまわってきたということが言えますね。すなわち「司法書士は中立なんだ」とかいいながらも、実のところは、買主から依頼を受けているからこそ、売主の確認を一生懸命していたわけで、それが売り・買い分かれになってしまうと（図２）、売主側司法書士が、何のために売主を確認するのかという根拠が希薄になってしまうでしょうね。そして、もしも買主側司法書士も、売主の確認は売主側の司法書士に任せっきりという意識であるとすれば、結局どちらも無責任ということになってしまいます。

上　田：問題発言かもしれませんが（笑）、自分が

図2 京都方式についての一般的認識

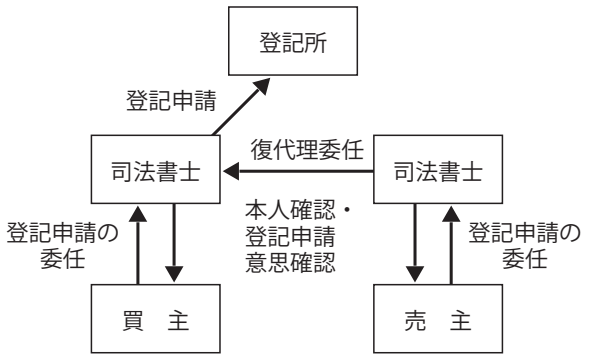

売主側の代理人をするとき、売渡書類を買主側の先生に渡したら、買主側の先生がその書類をほとんど確認せずに取引の実行をかけるということがまれにありました。私が逆に怖くなって「確認しなくていいんですか？」と聞くと、その先生は「何かあったらそちらの責任ですから」と仰るのです。

桝　中：いわゆる京都方式の場合には、売主側のことは売主側の先生に任せておけば大丈夫だろうということで、全部投げてしまっている場合もあるのでしょうか。もし売渡書類に不備があれば損害を被るのは買主自身なのだから、それを見過ごした権利者代理人の責任が全くないとは私には思えません。話は変わりますが、本人確認情報を提出するときは、義務者代理人は復代理委任状を出さず、共同申請をする形になっていますが、やはり売主を確認するのは売主側の司法書士ですね。

森木田：そうです。資格者代理人による本人確認情報という立法も、司法書士が確認するのは委任者本人であるというドグマに囚われていると言いますか、それを前提に置いているという点で私としては悪法だと考えています。ところでお二人は、前段事務・後段事務という言い方はご存知ですか。

上田・桝中：いいえ。

森木田：公証登記主義に対する議論が始まったころから、取引における司法書士の事務を前段事務・後段事務に分け、登記申請が後段事務であり、申請いたるまでの部分を前段事務という言い方をするようになったんですが、結局「人・物・意思の確認」の「確認」という言葉に囚われてしまって、前段事務において、司法書士が何をやっているのかということの明確化ができないのです。そして、今もそのままになっています。確認というものが、いったい法律的に言って何に当たるのかということが曖昧なままなので、例えば立会規則を作るときに、立会の定義ができない、立会報酬というのは一体何の対する報酬なのか定まらない、と全て曖昧なままになっているんです。しかしそれは、曖昧にならざるを得ないのですね。というのは、ほとんどの場合、契約が締結されてから司法書士が関わり始め、確認ができなかったらその履行をストップさせますよ、という形になるわけですが、これを契約法的にみて、どう位置づけるかということがうまく説明できないからなのです。つまり、契約が締結されれば履行が残るだけなんだから、確認ができなかったときに履行をストップさせる権利は誰が持っているのかということ、すなわち司法書士のやっている確認という行為の性質が、今の民法からも位置づけられないのです。

桝　中：中途半端…。

森木田：そう。それが定まらないから結局、売主側・買主側の役割分担というのも曖昧になってしまうわけですよね。でも「そこがあやふやだからこそ、今日の司法書士の業務があるんだ」なんて言い方をする人もいますね。もし契約の後は履行が残るだけだと言い切ったなら、そこに確認なんてフィルターが入る余地は無いから、それこそ司法書士の居場所が無くなってしまうじゃないかとね（笑）。

桝　中：確かに、契約法的には確認によって契約が成立したり、覆ったりするものではないですね。

森木田：しかし、かといって、それでいいのかという問題があります。その観点から、公証登記主

義的考え方が始まったわけですが、これも極端な言い方ですが、公証登記主義は、訴訟に例えて言うなら「裁判所は出てきた証拠しか見ないから、間に立っている弁護士が判断するんだ」というような発想ですよね。そうすると「公的機関でもない司法書士にそんな権限があるのか」ということになるから、契約後は履行しか残らないということを前提に司法書士の立場を明確にしようとすると、司法書士の入る余地がないようにならざるを得ない。でも、そこを何とかしたい、と私は考えているんですけれども、それを理論的に説明するのはとても難しいんです。

桝　中：司法書士が公的機関類似の立場であるとする公証登記主義に対して、住吉博教授（注４）は、「権利者代理人説」（図３）という構成をされていますが。

図３　権利者代理人説

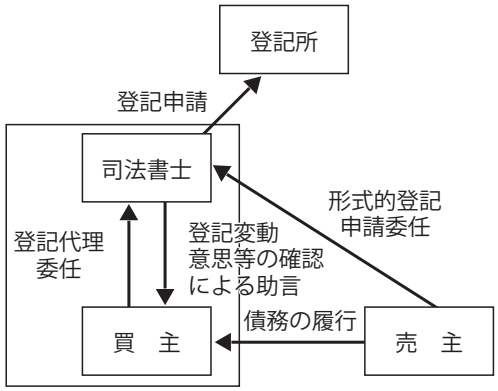

森木田：住吉教授は、司法書士の果たすべき役割が、権利者に物権変動の効果を完全に享受させるように登記代理をするところにあるとして、買主は登記申請に必要な書類を受け取るだけではなく、登記変動意思という実体法上の意思表示の受領が含まれており、そうすると双方代理になじむものではなく、司法書士はあくまでも権利者の代理人として、登記の同時履行の確認をしているのだ、という理論構成を試みたわけです。

桝　中：権利者代理人説というのは、公証登記主義の説明では限界があるとして提唱されたんですか。

森木田：時系列的にはそうですね。公証登記主義というのは、司法書士が公の立場でその職責として確認をするのだということですから、先ほどの裁判所と弁護士の例のように、代理人でしかない者になぜそんなことができるのかという批判を受けるわけで、住吉先生は、代理人として何ができるかを、普通の民法理論の枠組みの中でギリギリまで考えられたのだと言えます。

桝　中：権利者代理人説はどう評価されますか？

森木田：私は、いいところまでいっていると思っていますが、純然たる履行である登記申請意思とは別に、当事者間の実体上の意思として登記変動意思があるというけれど、この登記変動意思というのがなかなか民法学者たちにも受け入れてもらえませんでした。また、登記変動意思の受領と言ってみたところで、本当は、実体上の法律関係の有効性を確認したいのであって、それができないということがこの説の限界とも言えると思います。

桝　中：やはり、弁護士法との関係が。

森木田：そうです。私の考え方にしても「それは非弁じゃないの？」と言われれば、そうかも知れません。でも、登記の有効性を確保しようとするならば、結局その前提となる権利関係について、無効や取消がないようにするということにならざるを得ないとは思いませんか。弁護士会と戦ってでも、我々はそこをちゃんと主張すべきだと思います。いわば正面突破ですね。

桝　中：そうしないと司法書士の存在自体があやふやなままであると。

森木田：そう。これまでの日司連などの考え方っていうのは、司法書士が弁護士とは違うのだ、と言わんとするがためにじたばたしているというイメージですよね。でも、取引において、司法書士というのは弁護士と違うことをやっているのではなくて、結局のところ法律家としての弁護士と司法書士の違いは、その職務態様にあるのではなくて、同じカテゴリーの中での業務範囲にあると思います。そうであるからこそ司法書士は簡裁代理権をもらえたわけだし、他方、資格者代理人による本人確認情報に関する規定を不動産登記法に入れ込むときには司法書士だけでなく弁護士が漏れなくついてきてしまったわけです（笑）。つまり、これらのことを考えてみても、弁護士と司法書士

というのは業務範囲に違いがあるにせよ、ほぼ同じ立場での本人の代理人として位置づけられるという認識から議論を出発せざるを得ないのではないかと思います。

上　田：なるほど。ではここでですね、取引において、権利者代理人と義務者代理人が何をすべきか検討するにあたっては、一度取引において司法書士に要請されていることを分析する必要があるのではないかと思うんですが、森木田先生は司法書士に要請されていることにはどのようなものがあるとお考えですか？

森木田：取引立会において、まずわかりやすいように司法書士・買主・登記所という関係、つまり単独での申請の場面ですが、この場合申請当事者が司法書士に求めることは「登記申請」それだけであって、自分を確認してほしいなんてことは司法書士の職責としてある程度は必要だとしても、委任の内容の中には入ってこないだろうと思います。次に取引のような場面では、加えてスピードが要求されることになります。もちろんこれは対抗要件になるという場面で「順位保全」のために迅速に行わなければならないという登記申請についての義務です。

さらには「同時履行」の確認の義務と言うことにしますが、取引の場面では買主が代金を支払ってよいかどうかの判断のために、登記に必要な書類が揃っているかを確認する必要があります。これは直接登記申請に関わる義務ではない、実体関係に関する委任の内容ということになると思います。そして、本人確認とか意思確認であるとか言われている部分ですが、これは、「法律関係の成熟化」の義務と言うことにしますが、実体上の契約関係が、後になって無効になったり取消になったりしないかの確認ということが考えられます。もちろん、司法書士が確認したからどうなるというものではありません。これは、買主にとって代金を支払うことに対するリスクをなるべく低くするための助言という性質を持つものだと思います。

取引において司法書士に要請される事務というのは、このように分解されるべきものだと思います（図４）。これを全て登記申請に対する委任の中に含まれているというふうに位置づけてしまうから、例えば抹消登記の権利者の本人確認を怠ったということと売買における売主の本人確認を怠ったということとが同列に評価されてしまうという問題を引き起こしてしまうんだろうと思うのです。公証登記主義に立てば、売主を確認しなければならないという注意義務は、例えば住所変更だけを頼まれたような場面での一般的な注意義務と同じであって、これと「間違いなく取引を進めてほしい」という立場に立った場面での注意義務とは、当然レベルが違ってくると思うのです。判例などでも司法書士が当然に注意義務を負うというのは必ずしも肯定されているわけではなくて、むしろ「特別の事情がある場合には」というような言い方になるんだと思いますが、まさに取引のような場合には、特別な事情があるとして、注意義務が肯定されることになると思いますので、そのような注意義務の軽重ということも考えていかなければならないと思います。そして、そのような責任の大小を考えて、大きな責任を負うようなケースについては、それなりの報酬が伴うというようにメリハリがあってしかるべきだと思いますが、報酬との関係についても特に報酬が自由化されてからは責任とリンクして議論されるということは無いですよね。しかし「大きな責任を負う場合は、それ

図４　森木田説

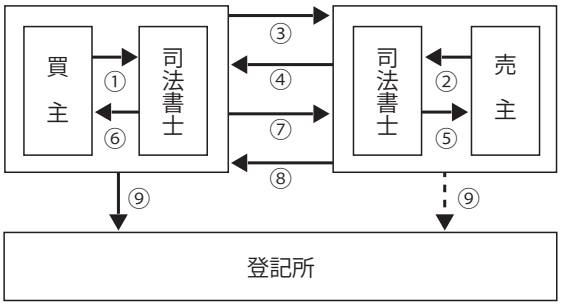

①委任（同時履行の確認・契約の成熟化・登記申請・順位保全）
②委任（同時履行の準備・登記申請）
③情報提供請求
④情報提供
⑤助言（同時履行の準備）
⑥助言（同時履行の確認・法律関係の成熟化）、登記申請（順位保全）
⑦代金支払い
⑧所有権移転（登記必要書類・引渡し）、登記申請復委任
⑨登記申請

に見合う報酬を請求していいんだ」という考え方が定着してほしいなあと思いますね。

桝　中：抹消の権利者と売買の売主の本人確認懈怠が同等に評価されるのに、抹消で何万円ももらえないですしね。

森木田：はい。かといって本人確認情報を提出しなければならない売買のときにその本人確認情報で何万円ももらったら、それはそれでクレームを受けることもある。おかしいですよね。だから私は、本人確認情報の立法化のときに司法書士の大事な部分を安売りしたな、と思ってしまいます。

桝　中：でも、法改正のときには、司法書士の本人確認情報と公証人による委任状の認証が同等に取り扱われることになり、「司法書士も偉なったもんや」と仰る方がおられました。森木田先生はそのように考えられないのですね。

森木田：本人確認情報を提出する場合であっても、「本人確認は司法書士がいつもやっていることです」とよく言われますが、本当にそれでいいのかという気がします。保証書時代の保証人の責任は、もっと重く捉えていたと思いますし「いつもやってることなんだ」と言ってしまうと、むしろ責任の希薄化につながるように思います。公証人による委任状の認証の対価っていうのは４、５千円程度ですよ。司法書士が偉くなったとはとても思えないですよ（笑）。

上　田：公証人の認証とはレベルが違うと。

森木田：そうあるべきだと思います。しかし、今はほとんど本人確認情報は義務者側が作成しているわけで、その義務者には登記が通りさえすれば良いというインセンティブしかないんですよね。でもそうすると、やはりそれなりのものでしかないはずだし、特に「登記さえできればいいんだ」と考えてしまうと、「どの司法書士がやっても同じ」と捉えられるようになって、司法書士のやっていることが軽視される方向に近づくと思います。司法書士というのは、実体法律関係の鑑定というか、その無効・取消原因を無くそうといういわば弁護士的な視点から実体法律関係に関わっているのです。だからこそ、そのための知識を必要とする試験があり資格が与えられているんだし、当然補助者任せにもできないということになるわけです。もし、マニュアル的に運転免許証とか、この書類とこの書類を確認すればよいというだけだったら、補助者に任せとけばいいんですから。

上　田：なるほど。これまではずっと曖昧な説明がされてきたわけですが、我々のやっていることは、実質的には弁護士法に言う法律事務と何ら異なるところがないということですね。

桝　中：それにしても、いわゆる前段事務が一番大切な部分と言えるのに、そこの説明があやふやだし、そういえば書面としてもらっているのは後段事務の委任状だけ。

森木田：そうですね。「委任契約がどこからスタートするのか。」というのも問題ですし、登記代理についての議論が始まる前は、書籍にも登記の代理人と言っても裁量が無いから、司法書士は使者のようなものである。要するに委任契約ではなく請負契約である、と書かれていたこともありました。しかし、登記申請行為ではなく、前段事務のうちの実体法律関係の無効・取消の有無に関する判断、「この取引が後から覆るということはないですよ。どうぞお金を払ってください。」という判断、すなわち私の言うところの法律関係の成熟化という作業は、正確には準委任ということになるかと思いますが、やはり請負ではなく委任契約の性質のものだと思いますし、きちっと契約書を作るならやはりそういうことを書かないといけない。

上　田：なるほど。ところで、先ほど話がありましたが、京都方式の場合、特に復代理ではなく共同申請で臨む場合、一般的に買主側の司法書士は売主の本人確認について一切責任を負わないという認識がありがちで、私は漠然とそれでいいのかなあと思っていました。森木田先生は、例えば京都方式の場合で、権利証が無く、売主代理人が本人確認情報を作成し、売主自身も来ないという場合、買主代理人はどう対処すべきだとお考えですか。

森木田：本来的に言えば、売主代理人が本人確認情報を作るという慣習自体がおかしくて、買主代理人が確認すべきということになるべきと考えています。でも今はそういうわけにもいかず、せい

ぜい確認情報の中身に不自然なところがないかをチェックする程度しかできないのが現実ですね。そういう意味では、悪い慣習であると思います。

上　田：では、買主代理人が確認すべきとしても、森木田先生のお考えではそれをどこまでやればいいのでしょうか。当然に買主代理人が売主に会いに行かなければならないのでしょうか。不自然なところが無いかどうかの確認等、できる範囲の確認だけでは足りないのでしょうか。

森木田：その点についてはまず、公証人モデルと弁護士モデルでは、確認の主体が異なっていて、前者は司法書士であり、後者は買主です。そうすると私の考えでは、買主にリスクの説明をし、そのうえで買主から「売主に会いに行ってほしい。」と言われるかどうか、ということなります。

上　田：買主代理人が売主に会いに行くとすると、その費用は買主からもらうのですか。

森木田：そうなると思います。

上　田：では、買主代理人が売主の本人確認をすべきであることを前提とすると、売主代理人は、取引において何をすべきということになるんでしょうか。

森木田：私の考えでは、取引における売主代理人の役割は、ちゃんとお金を払ってもらうために必要書類等を調えること、すなわち同時履行の準備ということになると思います。売主代理人の役割としては、そこが一番大きいのではないですか。

上　田：なるほど。言い換えれば、買主は、真の売主であるかが最も重要な事柄であるのに対し、売主はお金さえもらえればいいのだから、そこには自分を確認してもらうことの動機がなく、そうすると買主代理人ではなく、売主代理人が本人確認情報を作るという慣習は、そのような当事者の思考とはかけ離れていることになると。

森木田：そう考えます。もし売主代理人が売主の保証人的な立場であるなら、売り渡しだけの場合でも保証料相当の報酬を皆さんもらっておられるんでしょうか（笑）。

上　田：しかし、森木田先生のお考えに沿うと、司法書士がはじめから一人で双方代理をしたほうが権利者代理人として義務者にアクセスしやすく、うまくいくように思えてなりません。京都方式を否定するとまではいかなくとも、京都方式は望ましい形ではないという結論になりませんか？

森木田：司法書士が権利者側・義務者側に分かれて代理することを否定するつもりはありません。ただ、義務者代理人は登記を通すことだけを目標に動き、権利者代理人は義務者の確認を義務者代理人に任せきりにして、事故があった場合責任の押し付け合いにつながりかねない今の京都方式を望ましいとは考えていません。

上　田：なるほど、同感ですね！

桝　中：ところで、買主は買主代理人を通じて売主の本人確認をしたい訳ですが、京都方式の場合、申請時の復代理は別として、委任関係の無い相手方である売主が、それに応じる義務等があるのでしょうか。

森木田：私の考えでは、買主側の売主に対する情報提供の請求は、売買などの実体上の法律関係から導かれる付随的な買主の権利であると思うのですが、現状では理論構成が難しいかも知れません。

上　田：最近では法務局が親切に書き方を教えているということもあってか、売主が費用を払いたくないと言って自分で登記原因証明情報を作ってくることがあります。そんなとき、大抵の方は買主代理人を務めたら売主本人から本人確認を求めると思いますが、拒否された場合、説得する根拠はあっても、強制できる術は乏しいですよね。また、私が特に危ないと思うのは、やはり売主に権利証が無く、本人確認情報を作るとなると費用がかかるので、売主が自分で書類を作ると言って、公証人に委任状を認証してもらうことになったような

場合です。通常、公証人による認証は印鑑証明書で行うので、これによる場合は、権利証の代わりに本来の添付書類に加える書類は無く、さらに不動産登記規則48条で、公証人による認証を受けた委任状を添付した場合は印鑑証明書の添付が不要となるので、もし身分証明書を偽造するなどして認証がもらえてしまったら、印鑑証明書も登記済証も無しで理論上は登記が通り得るのです。しかし、原則として必要な登記済証と印鑑証明書という二つの砦の両方が不要というのは、長年、本人確認、意思確認と言ってきた我々の感覚では、流石に怖いですよね（笑）。ですので私は、公証人の認証による委任状で登記する場合でも本人確認情報を作ることができるぐらいの本人確認をして、もちろん印鑑証明書も要求していますが、これは極端な例だとしても、買主代理人が堂々と売主の本人確認ができる権限の根拠づけは必要だと思います。

森木田：そもそも、委任者を確認するという理屈の立て方がおかしいんです。

桝　中：そうすると、先ほど森木田先生が仰ったように買主から売主に対する情報提供請求権とか釈明権のような実体上の権限等が確立されなければならない訳ですね。

森木田：そう。契約締結から履行の間の権限として、今般の債権法改正に乗っけて欲しいんですけど、司法書士界には全くそういう認識が無いんです。

上　田：そういう認識を持たなくてはならないのですね。

桝　中：そして、その実体上の当事者の権利を代理行使する訳ですから、弁護士法との関係では、それは正しく正面突破ということですね。

森木田：そうですね。司法書士と弁護士は、その業務範囲が違うというだけであって、登記の真正担保という考え方ではなくて、依頼者の権利を守るために全力を尽くすというのが本来の姿だと思うのですね。弁護士は、もちろんその知識と経験に基づいて事務を行うわけですが、権限的には弁護士照会などの例外があるものの、原則として本人と同じはずです。そして司法書士も何か特別な権限が与えられているわけではないはずです。そうすると、安全な取引が確保できるように、司法書士はあくまでも当事者が有する権限に基づいて執務を行うのだという考え方を定着させていくべきなんだろうと思います。

上田・桝中：今日は長時間ありがとうございました。

注１）月報司法書士2011年２月号（№468）20頁

注２）木茂鉄、木茂隆雄共著「不動産登記の原理」（法律文化社1973年）

注３）旧司法書士法９条：司法書士は、その業務の範囲を超えて他人間の訴訟その他の事件に関与してはならない。

注４）住吉博　中央大学名誉教授。「不動産登記と司法書士職能」（テイハン1986年）など不動産取引立会論に関する論文多数。

考　察

資本金の額の減少公告に関する一考察
～記載内容はなに？～

洛央支部　日　高　啓太郎

【はじめに】

「商業登記は得意ですか」。

上記の質問を私の司法書士の友人にすると、多数の友人が「得意どころが、苦手」と応えます。

一方で、「不動産登記はどう？」と質問を変えると、「決済はすることはできるので、まぁまぁ不動産登記はできるかな」と返してきます。

私のまわりの友人の反応ですが、私よりもはるかに能力も意欲も高い方々ばかりで役員変更登記に何度となく携わっておられる方であっても、商業登記は謙遜を踏まえてできない、または、得意ではないと応えられます。

私が推測するに、商業登記は取り扱うこととなる登記事由が幅広く、増資や減資、組織再編、はたまた新株予約権等、普段あまり接することがない登記事由に対して特別な苦手意識をもっているためではないかと思っています。商業登記は、これらの普段なじみのない登記を「完璧に」こなすことができないとどうやら「商業登記できます、商業登記やっています」と応えてはいけない雰囲気が漂ってきます（不動産登記はそんなイメージですか）。

当職は、この商業登記に対する上記のような一般的な印象に対して、日本人が「英語しゃべれますか」と聞かれたときの対応とイメージを重ねてしまいます。反対に、観光に来た外国人に対して「日本語しゃべれますか」と質問すると、「オーイエス、フジヤマ、ハラキリ、ゲイシャ」。どうだ、しゃべれるだろうと自信満々に対応するのではないでしょうか。

日本人は英語に対して、「完璧に」しゃべれないと英語をしゃべれませんと応えてしまいがちです。私も「ノー　アイキャント　スピーク！」なんて応えますよ。

そこで本稿により、その商業登記に対する偏見（？）を少しでも緩和できるよう、微力ながら力添えできたら幸甚です。もっと、楽にかまえましょう。完璧にできなくともよいではありませんか。

会社法が平成18年５月１日に施行され早５年が経過しました。施行当初は、改正前商法との差異からさまざまな論点やあいまいな点が浮上しましたが、司法書士の諸先輩方の英知が結集されることで、会社法実務がスムーズに進んでいることを日々、私は感じずにはいられません。そうだ、司法書士は会社法・商業登記が弱いんだなんてとんでもない、強いんだと声高にいってもいいのではないでしょうか。

本稿は、司法書士諸先輩方のさまざまな英知の結集の論考に屋上屋を架すことになりかねませんが、当職が日頃の実務の中で考えている株式会社の資本金の額の減少公告について、掲載例や条文を紐解くことで、公告内容の分析や精査のおもしろさを述べたいと思います。あくまでも個人的な見解であり、当職が所属する事務所の見解や、法務局の見解を提示するものではありませんので、予め断っておきます。

【資本金の額の減少章前】

さて、我々司法書士は、会社の貸借対照表を常日頃からみることはまれかと思います。しかし、資本金の額の減少の場面では、どうしてもその苦手な貸借対照表が登場してきます。司法書士として駆け出しのころは、もう貸借対照表と聞いただけで、アレルギーが出てくるかと思いました。何を見て、何をつかめばいいのかさえわからず、ただ数字の羅列してある表でしかありませんでした

から。

しかし、商業登記食わず嫌いであっても、登記手続きは進めていかなければなりません。しかも、資本金の額の減少の効力発生日という時間との戦いもあります。刻々と時間は迫ってくるのです。

そこで、まず、資本金の額の減少を考える上でタイムスケジュールを考えることが出発点となります。その中でも最も時間を費やすことになる官報公告をいつ、どのように記載するのかという問題が浮上します。

そうです、ご存知のとおり資本金の額の減少の際には、債権者保護手続としての官報による公告が要求されており、何人たりとも避けては通れません（会社法449条２項。以下、特に断りのないかぎり会社法の条文です）。

では、いったいどのような内容を官報公告に記載すればよいのでしょうか。

【公告内容】

資本金の額の減少による官報公告の記載事項ですが、会社法の条文の上では、下記の３つの要件に整理されています（下線は筆者による）。この３つの要件を踏まえないと資本金の額の減少が無効なものとなってしまいます。ひとつたりとも遺漏することはできません（おどすわけではありませんが、当職は先輩より官報公告のミスの恐ろしさを都度に聞いており、おどされております）。

（１）当該資本金等の額の<u>減少の内容</u>（同条同項１号）

（２）当該株式会社の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの（２号）

（３）債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨（３号）

この記載だけでは、具体的にいったいなにを記載してよいのかわかりませんので、次に各号ごとに検討を加えたいと思います。特に１号については、より詳細に検討しますので、検討の最後にゆずります。なお、資本金等とは、資本金又は準備金と整理されておりますが（449条）、今回は資本金についてのみ考えております。

【公告に対する具体的検討】

では、ひとつずつ検討してみましょう。

（ｉ）２号「当該株式会社の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの」について

法務省令は、会社法計算規則152条に記載があります（ちなみに、計算規則は平成21年３月27日法務省令７号により、大幅に条文構成が変わりましたのでお手元の資料を参考にされる場合にはいつ出版のものかにご留意ください）。

計算規則は、法令と会計の交錯地点でもありますので、どうも司法書士には苦手意識が特に強いようです。この計算規則を攻略できれば、商業登記では頭ひとつ抜け出た司法書士といっても過言ではないのではないでしょうか。当職はまだまだ。

この２号の検討としては、改正前商法では認められていなかったいわゆる同時公告が認められ、決算公告義務を果たしていない会社にとって救済措置が採れるようになったことでしょうか（計算規則152条６号）。

余談ですが、特例有限会社では、貸借対照表の公告義務がありません（440条、整備法28条）。したがって、特例有限会社の資本金の額の減少公告では貸借対照表の開示状況について公告義務がないことに触れることで足り、貸借対照表を具体的に見る機会がなくとも問題はありません。しかし、当職は、公告義務がないことを知っているにもかかわらず官報の申込の際に、ついつい貸借対照表を添付して申し込んでしまうことは秘密です（特例有限会社は貸借対照表の開示は不要ですよと言われたときに、よくよく知っていますと言い訳したいものです）。

（ii）３号「債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨」について

一定の期間として、１カ月以上の期間を定めることが要求されています（２項ただし書）。官報公告に散見される文言としては、「この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申出ください」というものです。この記載を漏らすことは実務上ないでしょうから、それほど問題はありません。

（iii）１号「当該資本金等の額の減少の内容」につ

いて

さて、「減少の内容」といったら具体的になにが該当するのでしょうか。漠然とした規定のため、具体的にどんな事項を記載しないといけないのかさっぱりわかりません。

当職は、人生寄り道、わき道ばかりしておりますので、会社法の運用や解釈に対しても、つまらないところでつまづくものです。「減少の内容とはどこまでの範囲をいうのだろう」と、ついつい考えてしまいます。不器用ですから。

では、実務にどのような記載が散見されるのか、官報をのぞいてみましょう。

官報はわざわざペーパーを買いに走らなくても、インターネットより30日間分なら無料で閲覧できますので参考にしてください。ちなみに私は毎日おもしろ公告がないかチェックをしております（http://kanpou.npb.go.jp/）。

具体的にみると、資本金の額の減少公告には、当然ながら前述の計算書類に関する事項や、債権者が異議を述べることができる旨の記載があり、また、資本金の減少額や会社名、本店所在地の記載があります。その他個別的には、株主総会の終結日や、減少後の資本金の額の記載が散見されます。百花繚乱のごときいろいろな公告がありますね。どこまでの記載が「内容」に該当するのかまたまた悩んでしまいます。

まず、資本金の額を減少する場合、原則的に株主総会の決議が必要となります（447条１項）そして、株主総会の決議が必要な事項として次の３つが条文の中で整理されています。

（１）減少する資本金の額（同条同項１号）

（２）減少する資本金の額の全部又は一部を準備金とするときは、その旨及び準備金とする額（２号）

（３）資本金の額の減少がその効力を生ずる日（３号）

株主総会決議内容と、債権者向けに提供する減少の内容は、それぞれ株主と債権者の立ち位置が違うのでおのずと異なるところもでてくるでしょう。しかし、上記決議事項は、資本金の額の減少を有効づけるために必要な株主総会の決議内容ほどの重要なものですので、対外的に公示する官報公告の「減少の内容」の端緒となるのではないかと提言できるのではないでしょうか。

【株主総会決議事項と公告内容の関係】

（ｉ）１号「減少する資本金の額」について

間違いなく、「減少の内容」に該当することに疑いはありません。この記載がないと資本金の額の減少公告が脈略のない公告になるからです。「当会社は、資本金の額を減少することとなりました」と公告したところで、なんら判断材料が提供されていないことになります。

派生して、減少後の資本金の額の記載まで掲載してある公告もありますが、この減少後の資本金の額の記載は必要でしょうか。具体的には、「当会社は、資本金の額を○○○円減少し、△△△円とすることにいたしました」というものです。

当職は、減少後の資本金の額の記載は不要であると考えています。

なぜなら、資本金の額の減少手続中に、急遽募集株式の発行がなされ、資本金の額が増加することもありますし、会社が新株予約権等を発行している場合には、随時新株予約権が行使され、資本金の額が増加する可能性もあるためです。すると、資本金の額の減少公告中に予期していなかった増資や新株予約権の行使により、公告に記載されている減少後の資本金の額と一致しないおそれが生じます。

このような想定事案がある以上、減少後の資本金の額は、「減少の内容」にはふさわしくないのではないかと考えます。さらに、上記想定事案を踏まえれば、減少後の資本金の額はむしろ記載しないほうがよいのではないかとさえ思います。

（ii）２号「減少する資本金の額の全部又は一部を準備金とするときは、その旨及び準備金とする額」について

資本金の額の減少によって、当該減少額は、原則として、その他資本剰余金に振り替えられることになります（446条３号）。資本準備金に振り替

えるということは、社外に流出する可能性のある分配可能額が増加しないため、債権者にとっては資本金の額の減少に異議をとなえる理由付けが希薄になります。

したがって、資本金の額の減少額を準備金にするということは、対債権者向けには極めて重要な判断材料の提供となるので、当該内容は、「減少の内容」に該当することになり、記載がなければ無効な官報公告となると考えます。

（ⅲ）３号「資本金の額の減少がその効力を生ずる日」について

資本金の額が減少することで一般的にその他資本剰余金が増え、株主に対する分配可能額が増えることは前述のとおりです。すると、株主にとってみれば、いつから分配可能額が増えるのかに関心が集まるため、株主総会の決議事項とされていると思われます。一方債権者にとってみれば、１か月以上の異議申述期間を与えられている限り、数字上の金額に過ぎない資本金の額が変更される日が重要視される理由は見当たりません。

また、資本金の額の減少の効力発生日を変更することは、取締役会設置会社であれば、取締役会決議をもってすることができます（449条７項）。もし、効力発生日を変更するような事態となった場合に、効力発生日を当初の官報公告に記載していれば、再度官報による変更公告を検討しないといけませんので、あえて効力発生日を記載する理由付けは薄いものと思います。

実際の運用としても、効力発生日の記載のない公告であっても有効な公告として認められております。

したがって効力発生日は、減資の内容には該当せず、必要的公告事項ではないと考えています。

【その他検討事項】

資本金の額の減少決議を行った株主総会の開催日を記載してある官報公告も散見されますが、当該記載は必要でしょうか。

この記載は、改正前商法から会社法への変遷に手がかりがありそうです。改正前商法376条における資本金の額の減少の債権者保護手続には、公告は株主総会の決議の日より２週間以内にしなければならないと定められておりました。株主総会開催日の記載は、公告掲載日から本当に２週間以内に適法に開催されているのか、適正な時系列で手続が実行されているか確認するためであったかと思います。

しかし、いまや資本金の額の減少手続に必要な手続の順序は問われないこととなり、官報公告は、株主総会の前後を問わず掲載することができるため、上記の意味合いは薄いものになりました。

したがって、株主総会の開催日は、官報公告に記載する必要的事項ではないと考えます。どうやら、改正前商法の影響（実務的影響？）が強く残っている官報公告記載事項だなと感じる場面です。

【おわりに】

普段、なにげなく掲載している官報公告であっても、いろいろと考えるとおもしろいものです。ご存知のとおり資本金の額の減少の掲載内容の雛形は、国立印刷局発行の『決算公告のすすめ』（http://www.npb.go.jp/ja/books/kessan.html）より入手して、参照することも可能ですが、いろいろな視点から考えることが、商業登記アレルギーを解消することになるのではないでしょうか。

以上の中には、重箱の隅をつつくようなものもあり、検討することがむしろ混乱のもととなるとおっしゃる方もおられるかもしれません。しかし、そのような批判・ご意見を真正面から受け、さらなる会社法・商業登記実務の発展につなげることも会社法に強く携わる司法書士としての妙味でもあると考えております。ひとりでも多くの方が商業登記できます、と自信をもっていただけるよう、私自身より研鑽していく所存です。

では、また。

考　察

「京都の景観を破壊する空き家問題の実態と対策」
～司法書士に期待されている総合的な不動産承継支援～

洛北支部　石　田　光　曠
（国交省採択活動団体　京町家承継促進研究会代表）

1.はじめに

京都市は、急速に進行している景観破壊現象を憂慮し、現在、対策を模索しています。そこで今回は、その要因の一つとして急速に増加している空き家、空き地問題について、不動産登記制度を通し、まちづくりや村づくりの一端を担っている司法書士の皆様にも是非関心を持っていただきたく、この問題の実態をご紹介したいと思います。

ということで、今回は京都会の一会員としてだけではなく、京都のまちづくり支援活動をしている者の一人として寄稿させていただきました。

2.全国的に急増する空き家率

空き家問題が、社会的に注目され始めたのは平成21年の終わりごろからでした。それは、平成20年に総務省が実施した「住宅・土地統計調査」の結果が明らかになったことが発端でした。その前の平成15年調査の結果を大きく上回る、予想以上の増加率でした。

表１〔地方自治体別空き家率〕

全国都道府県平均	13.1%	
京都府	13.1%	
京都市	14.1%	
大阪市	16.7%	
浜松市	9.3%	（一番低い数値）
横浜市	9.7%	
東京 23 区	11.3%	
山梨県	20.3%	（一番高い数値）

※平成20年度総務省調査をもとに国交省が作成
※この数値は、10年前の約2倍増
※京都市の率は、大阪市に次いで、政令指定都市の中ではとび抜けて多い

表１は、平成20年度総務省調査をもとに国土交通省が作成したデータの一部です。何と全国平均で７．６軒に１軒、京都市では、７軒に１軒が空き家です。

ここで言う「空き家」とは、日中深夜を通して、誰も生活の場として使われていない住宅用建物を言い、事務所や作業場、倉庫（中に置かれている物の入れ替えがほとんどない物置は空き家とする）として使用されている住宅用建物は含みません。

この数値を見た時、関係者は驚愕しました。10年前に行った同調査結果の約２倍に膨れ上がっていたのです。これは、関係者の予想をはるかに超えるものでした。このペースでいくと、５年後10年後は一体どうなって行くのでしょう。

この調査結果で特記したいことは、全国の都市、村落を問わず、一律に空き家が増えていることです。今までは、「限界集落」という言い方で、一部の立地的に不便な山村、海岸集落だけの特殊な問題と思われていたことが、実は、立地の良い都会でも静かに、急速に進行しているという恐怖です。

さらに、20年前のバブル経済崩壊期の地上げ地の残骸現象とは明らかに違うことです。一時的な要因による現象ではなく、何か根本的な変化がこの国で始まっている予感がします。

表２　京都市における空き家率（平成20年調査の集計より）

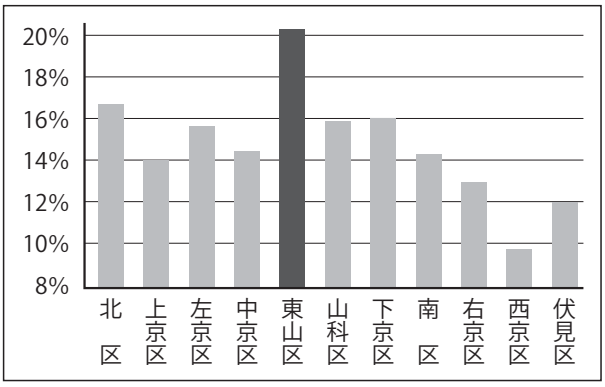

表２は、同調査結果を京都市が集計した京都市内の区ごとの結果です。戦前からの住宅密集地が

多い京都市では、中心部ほど全国平均をはるかに上回っており、特に東山区では、５軒に１軒以上が空き家化しています。ここで注意していただきたいのは、この空き家率には、駐車場や更地になった土地は含まれません。したがって、近年急増しているコインパーキングなどを含めると、本来の目的に沿った使われ方をしなくなった不動産が急増し、その占める割合が見過ごすことができないぐらいになっており、このままいくと10年後には、確実に地域生活に支障をきたす問題が増加すると予測されます。

３.空き家、空き地が増えると何が問題なのか

急速に増加する空き家、空き地の原因を考える前に、空き家、空き地が増えるとどんな問題が起こるのかを考えて行きたいと思います。

一概に空き家､空き地と言ってもいろいろなケースがあります。単に所有者が何らかの理由で意識的に放置しているものもあれば、共有者が多すぎて、誰も何もできない状態で放置されているものもあります。その中でも一番迷惑なのが管理放棄物件です。

管理放棄物件とは、所有者の全員または一部が不明なため、管理保全がなされず放置されている不動産のことです。この結果、山林は間伐できず山火事や鉄砲水の原因に、耕作地では農水路の整備障害や野生の動物の出現の原因に、都市では分譲マンションのスラム化や住宅地のゴーストタウン化の原因になりやすいことが報告されています。

京都の町中にも、この管理放棄物件がたくさんあります。通りを歩いているだけではなかなか気づきにくいのですが、屋根や壁が落ちている空き家は意外にあります。

昔の人は「人が住まない家は、傷みが早いので住んでくれるならタダでも有難いと思え。」と言う人もおられましたが、本当にその通りで、風の流れが淀むと家はあっという間に朽ちていきます。そして、朽ちた部分から雨が入ると後はあっという間に屋根が落ちます。写真２は、京都市内にある管理放棄物件の例ですが、こうなると野良猫などの小動物の棲みかになり、放火を含めた火災の原因にもなります。周辺住民にとっては大迷惑であり、生きた心地がしませんね。家ダニや蚊、シロアリの発生など環境衛生面でも問題が発生してきます。

写真１〔管理放棄された空き家や空き地〕国交省報告書より

空き地

空き家

廃屋・廃墟等

耕作放棄地

手入れの行われていない山林

写真２

郊外に行けば、ニュータウンと呼ばれたかつての新興住宅地でも、雑草が高々と生えてしまっている空き家、空き地が、景観だけでなく、衛生上、防犯上の問題になっています。

当然､周辺住民は､行政に苦情の連絡を入れます。しかし、これら管理放棄された不動産は、所有者を見つけ出すのが困難なケースがほとんどです。さらに、所有権という壁が立ちはだかり、周辺住民も行政も手出しができません。それこそ、行政代執行の発動の問題になるのですが、京都市内の都心部だけでも、昨年、問題物件が100件を超えてしまいました。この数も、前出の空き家率と比例

した急増率で、行政も頭を抱える状態となっています。

4.空き家、空き地急増する原因とは

では、今なぜ空き家、空き地が急増しているのかの原因を考えてみましょう。

表３《日本の人口構成》（単位：万人）

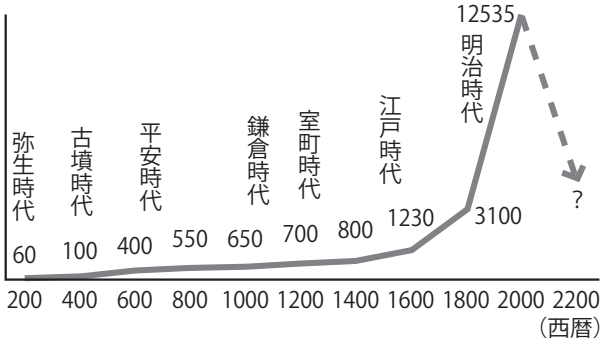

（原因１）急激な人口減少並びに少子高齢化

原因の一番は、何といっても人口減少です。表３は、大雑把ですが、筆者が作った日本の人口推移です。日本人の人口は、1600年関ヶ原の戦いの頃で約1,200万人、江戸時代の後期で約3,000万人でした。そして、富国強兵に励んだ明治時代の後期が約4,800万人。その後も戦争で多くの犠牲者を出しながらもあっという間に１億人を突破し、2010年の１億2535万人をピークに（※）、有史以来はじめて長期に及ぶ人口減少期を迎えました。2010年時点での出生率１.37人から計算すると、2050年には9,000万人を切り、2100年には5,000万人を切るという予測もあります。つまり、日本はこの100年で人口が倍になり、2004年をピークに次の100年で再び人口が半減するということになります。勿論、この人口減少は日本だけでなく世界的な傾向ですが、こんなに急激に減少するのは日本だけで、これは、かなり深刻な状態と言えます。まるで富士急ハイランドのジェットコースターのようで失神しそうな予測グラフです。

※2010年国勢調査による日本国籍を持つ人の人口。前回の調査年2005年から踊り場状態にあり、この５年間で減少傾向が開始したと思われる。

しかも、高齢者の構成割合が高いというおまけまで付いてきます（表４）。私が小学生だった東京オリンピックの頃は、日本の人口構成はきれいな三角形だと習ったのですが、現在は菱形で、50年後は、きれいな逆三角形ということになりそうです。そういえば、あの頃は子供も大人もみんな幸せな未来を信じて疑いませんでした。菱形になっ

表４ 日本の人口構成予測　国交省HPより

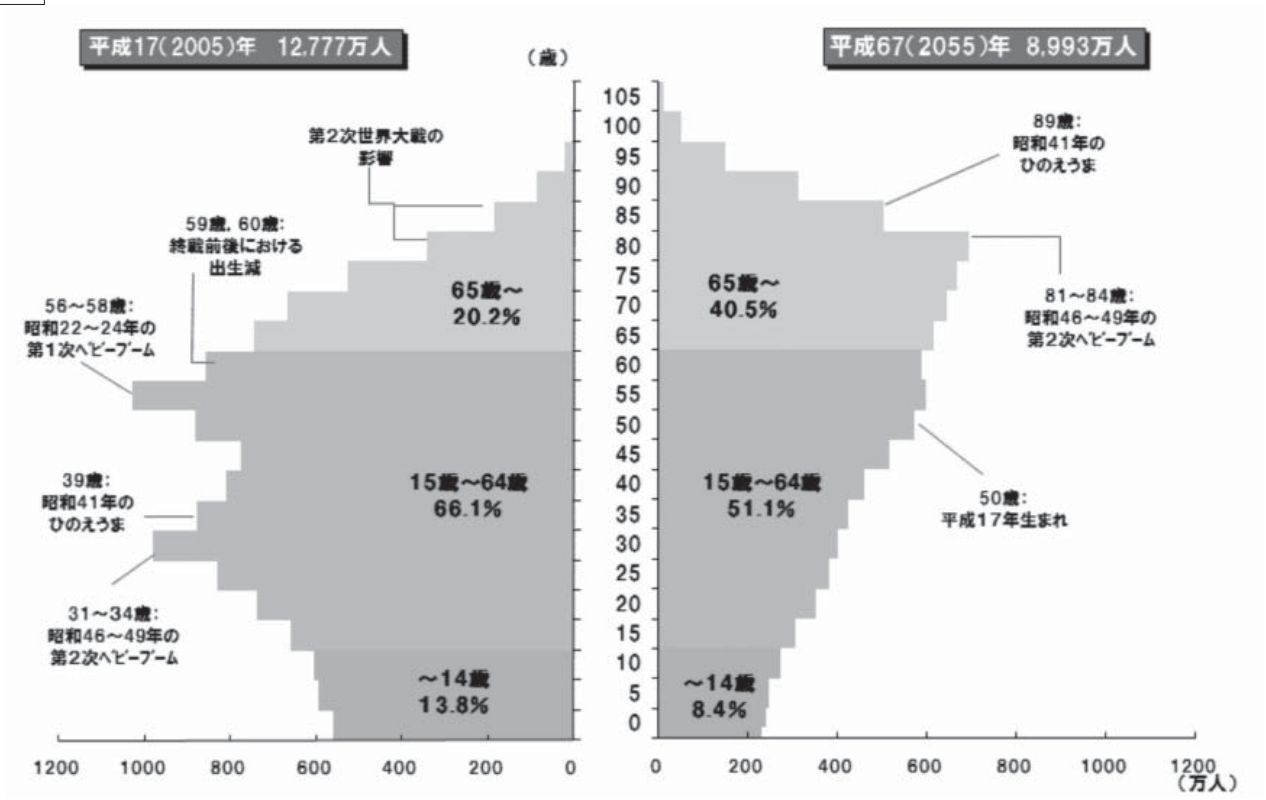

ただけでも不安感があふれる社会になっているのに、その先はどうなるのでしょう。ちょっと見てみたい気がしますが、残念ながらその頃は、多分私は生きていないでしょう。

（原因２）核家族化

純粋な人口の変化に加えて、社会的変化が大きく関係しています。ズバリ核家族化です。

この問題は、今に始まったことではなく、いわゆる高度経済成長期と呼ばれた昭和40年代ごろからの現象ですが、この現象のツケが今になって表面化してきました。

表５　日本の世帯数　2010年国勢調査より

・１世帯人数	2.46 人（過去最低）	
※京都市は 2.16 人		
・世帯実態	第一位	単身世帯（1588 万世帯）
	第二位	夫婦のみ
	第三位	親一人　＋　子供世帯

表５は、2010年度調査の日本の世帯数です。ご覧のとおり、ついに単身世帯が第一位に躍り出ました。しかも、この単身世帯のうち、65歳以上の世帯が約30％にも及びます。５年前の2005年調査では20％（第２位）でした。これに関し、政府は、19年後の2030年ごろまでには、40％を超えると予測しています。そして、この核家族社会が生んだ単身世帯の数に比例して、空き家が増加しています。

（原因３）資産保有の誤算？

戦前の日本は貧富の格差が大きく、資産と呼べる財産を持つ人は極わずかでした。そして、その一部の資産家たちは、資産に対する責任とリスクに関する教育も合わせて受けてきた方がほとんどで（そうでない資産家を「成り金」と呼んだ）、現金並びにそれに準ずる資産として３分の１、不動産に３分の１、美術品や株式に３分の１というふうに資産を分散し、リスク管理をしていたそうです。これは、単にリスクヘッジの要素だけではなく、遺産分割対策としても有効でした。

一方、現代の不動産の所有者層は、その多くが高齢者で、高度成長期やバブル経済期に人生のピーク時を過ごした方が中心です。この層の方たちの多くは、土地神話を身を持って体験してきた方々で、資産のほとんどが不動産だけという方が結構いらっしゃいます。「城を持たなければ一人前ではない」という言葉もあり、子供の頃の借家生活から抜け出したいと、その財産の多くを不動産として保有していきました。特に、バブル経済崩壊後の低金利時代が今も続いており、不動産が一番安全な資産という考えを持つようになりました。中には、投機目的でマンションや郊外に土地を買い求めた方も少なくありません。これらの不動産が、今、空き家、空き地の一要因となっています。

（原因４）相続対策の無策

平成20年に京都市が東山区のある元学区で実施した空き家実態調査によれば、空き家が活用されない要因として、所有者の連絡先が不明（27％）、または、所有者（共有者）の一部が不明（33％）という結果が出ました。その実態とは、所有者に相続が発生しても、遺言書もなければ遺産分割協議も持たれないために推定相続人がねずみ算式に膨れ上がっているケースが多いことです。だいたい二世代、30年間ぐらい相続を放置すると推定相続人が10人～ 100人ぐらいに膨れ上がります。こうなると一部の相続人だけではどうしようもありません。行政も危険家屋については周辺住民の要請を受けて戸籍調査をし、所有者の相続人を探し出すのですが、時間的にも担当者の赴任期間を超える場合が多く、困難をきたしています。（※）

では、そのような不動産における固定資産税の支払いはどうなっているかですが、だいたい管理放棄される不動産は価値もそんなに高くなく、時効もあり差押えをしたところで債権額はしれたものとなり、野放し状態というところです。

そんなことから、手をつけられないというのが現実です。

※国交省の空き家空き地問題の最新報告書によれば、各自治体が苦慮している要因の一つに 「相続により権利関係が複雑になっていること等により、所有者を特定することが困難な空き家、空き

地の増加」があるとの指摘が初めて明記された。

5.予防法務の専門家として司法書士に期待されること

以上のことからもお分かり頂けるように、すっかり社会問題となりつつある空き家問題において、実は、不動産の相続・承継対策が、空き家問題並びに景観破壊の予防策として最も重要であるということが分かってきました。そして、これに対する承継対策は、核家族化や人口減少、少子化など、より複雑な事情を背景として取り組まなければなりません。具体的には、適切な承継者が不在である不動産の増加です。

「適切な承継者が不在である不動産」とは、子供がいない所有者だけでなく、子供がいても離れて暮らしているため、実家である家の管理が期待できないケース、複数の子供がいるが、それぞれ別世帯を形成しているため将来の適正な遺産分割が困難なケース、そして、その結果無意味な共有状態にしてしまっているケース、さらには所有者の判断能力が低下して何もできないケースなどです。

このような心配がある所有者には、今持っている不動産資産を自分の死後誰に引き継ぐかを早めに考えていただかなければなりません。ところが、「適当な承継者が思いあたらない」「死んだ後のことは知らない」「なんとかなるだろう」「心配だが何をどうすればよいか分からない」ということで、時間だけが過ぎていき、そのうち気力や判断能力が無くなれば、何もできなくなります。

行政としても、遺言書の作成（ただし、中身が大切）や登記、成年後見など予防法務手続きをしっかり取っていただくことが一番の防止対策と考え始めています。皆様には、是非ともこの様な実態を把握していただき、依頼者に対し、将来、地域に迷惑をかけない不動産承継に対する積極的かつ総合的なご助言（業務としてだけでなく）をお願いしたいと思います。

6.最後に

不動産資産を取り巻く法律家として、司法書士に対する行政や市民の期待は、ますます高まりつつあります。ところが、司法書士法の問題から、登記や裁判に関する手続き以外、たとえば遺言書の作成をはじめとする法律関係書類の作成や総合的な相続支援、不動産管理に関する相談に関し、司法書士が積極的にアドバイスすることに、課題もあるかと思います。また、大前提として「法律家はコンサルティングをしてはならない」というご意見もあるかもしれません。

しかし、我が国は明らかに構造的な大転換期を迎えており、予防法務の重要性が増しているとともに、その内容も多様化しています。司法書士が「まちの法律家です」「暮らしの法律家です」と市民に対し堂々と言えるためには、手続き的法律知識だけでなく、住宅問題やまちづくり、福祉問題、経営承継問題、紛争問題、税務問題などの知識も併せ持ち、総合的にアドバイスできるプラットホーム（全てを自分でこなすのではなく、必要に応じて“適切な”専門家につないで行く窓口専門家のこと）となることが期待されています。事実、生活者サイドから見れば、このプラットホーム機関が少ないことが、一種の社会問題になっています。縦割り専門分野のたらい回しや偏った目的だけでの手続きの結果が前述の諸問題の根源と言っても過言ではありません。

是非、この市民ニーズに対応するべく、一人一人が切磋琢磨し、障害となる問題があれば司法書士会として積極的に改善していただくことを、まちづくり活動のお手伝いをしている者の一人として強く望む次第です。

報　　告

宮城県内一斉司法書士相談会報告

洛央支部　草　野　　寛

平成23年６月11日（土）、12日（日）、日本司法書士会連合会主催の宮城県内一斉司法書士法律相談会が行われました。東日本大震災の被災者を対象とした相談会であり、全国各地の司法書士213名（内訳として宮城県会以外153名、宮城県会50名、連合会10名）が、宮城県内（気仙沼市・石巻市・南三陸町・東松島市など）の市役所、避難所、公民館など44会場において相談を行いました。

京都会からは、盛岡登志夫会員（中丹支部）、秋山伸夫会員（園部支部）、竹前大会員（園部支部）、藤井伸樹会員（城南支部）、坪野優太郎会員（洛央支部）、松田義浩会員（洛南支部）、小島直樹会員（洛北支部）、草野寛（洛央支部）の８名が参加しました。

相談会開催前日の６月10日（金）午前11時32分に京都駅を出発し東海道新幹線、東北新幹線を乗り継ぎ、仙台駅に16時29分に到着しました。仙台駅から送迎バスで約40分かけて、宿泊先のホテルニュー水戸屋（秋保（アキウ）温泉）へ到着し、18時30分から全体説明会が行われました。全体説明会では、被災地県の宮城・岩手・福島県会の会長、副会長が冒頭挨拶し、相談会当日の打ち合わせがありました。京都会は、名取市と岩沼市の相談会を受け持つということでした。

※名取市は仙台市の南側に隣接した人口約７万2000人の都市、岩沼市は名取市の南側に隣接した人口４万7000人の都市

６月11日（相談会初日）午前７時、天候雨。宿泊先ホテルの玄関前に参加者一同が集合し出発式が行われたのち、各自昼食用のおにぎり３個とお茶を受け取ると、バスに乗り込み各担当の相談会場に向けて出発しました。私達は、バスで仙台駅まで行き、仙台駅からＪＲで名取駅、岩沼駅へ。午前10時より相談会が開始されました。

名取市の会場は、名取商工会館で盛岡会員、竹前会員、坪野会員、小島会員が担当しました。岩沼市の会場は、岩沼市役所で秋山会員、藤井会員、松田会員、草野が担当しました。

相談会は17時までで、名取市、岩沼市では以下の相談がありました。

＜名取市＞（６月11日開催分）
・相続放棄、死後離縁
・支援制度全般、相続登記、悪質商法
・行政への不満、借上げ制度等の建物賃貸の問題
以上３件。

＜岩沼市＞（６月11日開催分）
・生活保護受給者の引越し、滞納歴ある場合の携帯電話の契約
・借上げ住宅の申込
・行方不明者の手掛かりを見つける方法
・相続、土地の瑕疵担保責任、自己破産、権利証喪失、囲繞地通行権、時効取得、保証人の義務等複合した相談
以上４件。全44会場初日の相談件数は、合計163

件ということでした。

６月12日（相談会２日目）午前７時30分、バスで相談会場へ出発、初日と同じ会場で10時から17時まで相談会を行いました。相談内容は以下のとおりでした。

＜名取市＞（６月12日開催分）
・貸金請求
・刑事事件（虐待、ＤＶ）、弁護士への不満、親権・監護権、債務整理、離婚
以上２件

＜岩沼市＞（６月12日開催分）
・相続放棄（申述期間超過、遺産としての古い自動車の扱い）
・建物取壊しによる立退き、借りていた車が津波で流されたことによる損害賠償
以上２件。全44会場２日目の相談件数は、136件ということでした。

17時に相談会を終了後、仙台駅へ向かい、19時仙台発の新幹線に乗車、23時30分頃京都駅に到着しました。

この２日間での全44会場の相談件数は合計しますと299件。名取市、岩沼市の相談会と同様、多くの相談会場が相談件数１桁台だったようです。今回の相談会場に指定された多くが、集会所、市役所、公民館等であり、場所的に避難所・仮設住宅に隣接しているところも一部ありましたが、多くの会場は仮設住宅から少し離れた場所に位置しており、車の無い方、高齢者や足の不自由な方は、些細な事で相談をしたいと思っても、アクセスしにくかったこと、会場として設けた会館が避難所内、あるいは仮設住宅に隣接した場所に相談会場を設けた出張相談よりも敷居を高く感じられたのではというのが相談件数１桁台に留まる結果につながったように思われました。

今回の相談会は、日常いろいろとお忙しいところ、地元会員の方が各相談会場の準備や受付等で協力をしてくださいました。名取市担当の地元会員の方、岩沼市担当の地元会員の方いずれも相談会の後、私達を海側の被災地域に案内してくださいました。道路わきに無残に破壊された漁船が横たわり、津波に破壊された家屋が瓦礫となって一面に散乱していました。かろうじて建っている建物には、部屋の内部がむき出しになっており被災前の生活状況が生々しく残っていたりと、実際に目の当たりにした惨烈な光景は、大変衝撃的で今も目に焼き付いております。

相談会実施による被災地支援等、私達にできることは今後も続けていかなければならないということを強く感じた２日間でした。

報　　告

福島県相馬市役所相談会報告

城南支部　山　本　浩　世

平成23年７月11日、福島県の相馬市役所において開催されている無料法律相談会に、近司連からの相談員として派遣される事になり、京都会藤巻米隆先生と共に行って参りました。

平成23年３月11日、東日本大震災の影響による津波に巻き込まれ、くるくると回る大きな船、流されていく車、建物…テレビで流れるその映像はあまりにも衝撃的でした。刻々と伝えられる被害状況に愕然となりました。

私は、今回の地震から復興を遂げる為に、法律等の相談を通して被災者の方々に援助協力をしていくことが、社会が司法書士に求めている活動であると思いましたし、又、私自身、実際に少しでも被災地の為に働きたいと思い、今回の相談会に参加させていただきました。

私が向かった相馬市も地震及び地震による津波により大きな被害を受けた市でした。死者457名、全壊家屋1,068棟という甚大な被害です。爆発を起こし放射性物質を拡散させた東京電力福島第一原子力発電所の北方に位置する市でもあります。

７月11日の朝、電車に乗り私は福島県に向かいました。新幹線から見る景色は普段と変わりがないように見えましたが、福島の近くに来ると、地震の影響で屋根にシートがかかっている建物が多くみられました。屋根の瓦が落ちてしまっているのであろうと思います。

福島駅を降りると、マスクをして歩いている方の姿をよく見かけました。福島市はホットスポットと呼ばれる、放射線の検出量の高い地域であるからだと思います。放射性物質の中には放射線を長い期間出し続けるものがあり、人体に影響を及ぼす事が予想され（例　チェルノブイリ）、健康被害が心配な状況です。今後はこの点も司法書士として出来る事がないか検討していく必要があると思います。

福島駅を降りて15分程歩き、福島司法書士会に到着しました。手配していただいたレンタカーに乗り込み相馬市役所に到着しました。

相談会の会場は、相馬市役所の２階で相談ブースが４つ設置されています。弁護士をはじめ、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、税理士が相談員として待機しています。

相馬市の司法書士で相談会の担当をされ、相談会開催の中心として尽力されている加藤三郎先生からお話を伺いました。今回の相談会は福島県弁護士会主催の相談会で市が会場を提供し、後援として司法書士会、土地家屋調査士会、税理士会、行政書士会が参加しているものであるとの事でした。この緊急時に士業の垣根を越えた常設相談会を開催することが出来たのも、日頃からの他士業との関係が緊密であったからであるとの事でした。

相談会を開催する方針が決定し、震災発生から１ヶ月後の４月11日から動き出しましたが、相馬市の司法書士は５名しかおらず、常設相談を毎日14時から19時まで相馬市の司法書士のみで継続することは厳しい為、司法書士会に協力を要請し、今回の派遣を依頼してもらったとの事でした。

市民の方々からすれば、各士業が連携し、行政である市役所において相談会を開催することは、ワンストップサービスを受けられることになる大きなメリットであると思います。多い日には10組程相談に来られる事もあるそうで、市民の大きな力になっている相談会であると感じました。

私達２名が担当した14時から16時までの間に３組来場があり、その内１組の相談を担当しました。南相馬市から来られた老夫婦の共同墓地の利用についての親族間のトラブルの相談でした。慣習に基づく墓地の利用においての組長（町の長老的な方）の過去の判断により発生している問題でした。１時間程で相談は終了しましたが状況の整理はしていただけたようでした。その後、福島会の石井先生に16時からの相談担当を引き継ぎ、相談会場を離れました。

相談会の受付として来られている市の担当の方に被害の状況を聞くと、市役所から海岸方面に車で５分程走ったあたりまで津波が到達し、津波が来た所の被害は甚大であった事、未だなお水田が水没した状況である事を教えてもらいました。被害状況をこの目で確認したいと思い、海岸方面に向かうと風景が徐々に変わってきました。津波により家が流され建物の基礎しか残っておらず、残った家々も壁が抜けていたり、柱だけになっていました。漁船までも道路脇に乗り上げている状況に、テレビで見たすさまじい津波の威力を思い浮かべました。改めて地震の恐ろしさ、被害の大きさを肌で感じ、福島を後にしました。

現地を見ただけで、あまりにも大きな被害に私は無力感を感じました。実際に経験をされ、大切なものを失い今なお苦しんでいる被災者の方々の心情はいかほどかと思います。地震の為、放射能の為、避難を余儀なくされ、故郷を離れている被災者の方々も多い状況です。今回の相談会に参加した事を通じて感じた事を基に、被災者の方々の為に司法書士として出来る事、社会が司法書士に期待する役割を意識して、今後も出来る限りの支援に積極的に取り組んでいきたいと思います。

報　　告

多重債務問題をグローバルに考える
～クレサラの国際交流について

城南支部　小　野　　慶

はじめに

日本、韓国、台湾。東アジアの資本主義国であり、かつては日本の支配下にあった。経済的、文化的に密接な関係にある。多重債務問題は、韓国や台湾にも発生している。

私は全国クレジット・サラ金問題対策協議会の国際交流部会に入り、日韓台と最近は中国の多重債務問題について、これらの国の当事者や支援者と交流を図っている。

１.韓国の多重債務問題の概要

韓国では、1997年にアジア通貨危機を契機とする韓国経済危機により、経済がＩＭＦ管理体制下におかれた。利子制限法（1962年制定）が撤廃され、年利数百パーセントもの高利金融業者（私金融）が跳梁跋扈した。過酷な取り立てが繰り返され、債務者に「身体放棄覚書」などを書かせ、拉致、監禁、臓器売買などが横行し、自殺、夜逃げ、犯罪が多発した。「地獄より悲惨な時代だった」という。

日系の貸金業者も数多く進出している。韓国の貸金業者に比べてソフトなイメージで人気があるのだという。

多重債務問題への取り組みも始まり、2004年に破産申立件数が１万件をこえ、急増した。2007年にピーク（15万件あまり）を迎えた。多くが同時廃止の破産である。その後、申立件数が減少している。免責の率も低下しており、その問題点について後述する。2010年８月に、金融被害者協会が結成された。被害者運動が動き出したところである。

２.台湾の多重債務問題の概要

台湾では、銀行が消費者向け小口融資を行っている。金利は年20％が上限だが、手数料、延滞金等で実質的には「３年で債務が倍」になるという。債務整理は銀行との協議を前置する。銀行は弁護士（律師）の代理を認めず、裁判官もかたくなで、問題の解決に困難をきたしている。2007年に消費者債務整理条例（日本の個人再生に類似）ができたが、その認可率は25％程度と低い。破産（清算）免責にいたっては9.5％と極めて低く、数年前にデパートで買い物をしたのを「浪費」と認定するなど、おかしなことが行われている。

３.2010年８月のソウル

私が、韓国の関係者を京都に招いたのは、2006年７月の高金利引き下げ京都大集会のときである。

交流は年々盛んになっていた。そして2010年８月、韓国にも被害者の会ができるという。最初は迷ったが、京都集会の恩義がある。たとえ１日でも韓国に行こう。行くしかないという結論に至った。

韓国で何をしたか？高金利引き下げの黄色いＴシャツをきて、一時間あまり集会の席に座った。後はソウルの街を観た。三和ファイナンスの事務

金融被害者協会設立集会

所は一昔前の地場のサラ金のようだった。「韓日強制併合100年」の看板がバス停に。しかし、反日一色というのではない。日本語は極めてよく通用する。ちなみに私は、韓国語が全く話せない。

4.2011年４月のソウル

2010年11月、岐阜の交流集会の二次会にて、都ホテルの一室に集まった日韓台中の活動家の中、私は韓国金融被害者協会の会長のユンテボン氏をつかまえて「来年は京都で近畿ブロック被害者交流集会を開くからぜひきてほしい、目的は被害者どうしの交流だ」と説得した。（もちろん日本語で通訳を入れて）

問題は、渡航費用などお金のことであった。道筋がみえてきたは、2011年春の声をきいたころであった。韓国で免責の比率が低下している問題について、４月に集会を開くという。私は早速参加表明をした。震災やら準備不足やらで、この集会自体は延期になったが、単身４月８日、９日に訪韓、日本の制度について話をすることになった。

４月８日から９日の２日間訪韓して、日本における、破産管財人、管財人付き破産や、日本の被害者運動の課題について話をしてきた。８日午後３時、通訳の北内大威斗さんが仁川空港まで迎えに来てくれた。それから、２日間ほぼべったりと、

到着した日の夜、韓国被害者の会の相談員の皆さんとの懇親会。左から２番目が小野会員

現地の人と同じ空気を吸い、同じものを食べ、濃密な交流をはかった。

聞いたところによると、韓国の管財人は高圧的で、債務者を見下している。免責を不許可にするために管財人を選ぶとか、義務のないことを行わ

韓国金融被害者協会の会議室にて、日本の破産制度について勉強会

せ、管財人と裁判所が債務者をいじめて楽しんでいるという（日本の免責観察型管財をその趣旨を反対方向にねじ曲げて、制度だけまねて悪用した、と考えれば理解しやすいかもしれない）。

弁護士のほうも、破産免責を簡単に考え、人権問題という意識がない。その結果、弁護士とは企業の顧問をして金儲けをする職業だとして、尊敬されていないという。

「隣国の友人を集会に招こう」この訪韓により、私は、被害者の会関係者の招請の必要性をより強く認識した。

5.2011年７月の京都

それからややあって、近畿ブロック被害者交流集会に京都集会に４名の参加表明があった。これが集会直前に６名に増えた。キムガンギ弁護士やユンテボン氏が関係方面に働きかけてくださったおかげだと思う。

2011年７月30日土曜日、午前10時から京都商工会議所をメイン会場、ハートピア京都をサブ会場として開催。参加者は約160名。前日には歓迎の晩餐会を行った。通訳は京都で活躍中の留学生にお願いした。

ここでも苦心したのはお金の問題である。国際会議は何かとお金がかかる。対策として、寄付金をがめつくお願いしたのと、各被害者の会に募金箱を設置し、当日にもカンパ袋をまわして、協力いただいた。併せて、京都府から会場費分を補助金として受けることができた。もちろん京都府の後援もとった。参加費の多くをお弁当代に使えた！隣国から客人を迎えるのだ。ちゃんともてなそう。

6.まとめ

日韓台、３国には共通して多重債務問題が発生している。同じように少子化が進み、貧困が社会問題となっている。同時に、多重債務問題に立ち向かう交流もここ数年で一気に進んだ。韓国や台湾の問題は、程度の差こそあれ、日本にもあてはまることが多い。国際交流を深め、地球上から借金にともなう悲劇をなくしたいというのが私の願いである。

A16 稅務法務 http://ctee.com.tw 工商時報 責任主編／崔慈悌 編輯／丁世傑 中華民國100年10月18日 星期二

消債條例3缺失 司院修正

將解決協商僅限銀行單一窗口、更生門檻嚴苛、免責率太低等問題

記者張國仁／台北報導

司法院院會昨天通過「消費者債務清理條例修正草案」，近日內送交立法院審議。該修正案指出，將解決協商僅債僅限銀行的單一窗口規定、設可更生方案門檻嚴苛、對禁奢設定太寬以至於清算後免責率太低等現行條例三大最被社會詬病的瑕疵。

民事廳副廳長王金龍表示，消債條例施行3年半發現三大缺失，首先是現行條例規定，債務人只能與銀行協商債債計畫，一旦協商成立，一定要有債務人不履行債債的事由，才能向法院聲請更生，導致被法院認可更生方案者過低，而受社會批評。

修正案將把協商大門解禁，不再侷限僅能與銀行協商債債，債務人也可以找鄉鎮市調解委員會或法院解調清債。

現行條例還規定，必須有「不可歸究於己」的不履行債債原因，法院才能裁定更生，此一規定太廣泛，法官實務認定嚴苛，致准更生方案的比例因此過低，修正案明訂債務人若有「連續3個月入不敷出」情況，就可推估有條件裁定同意其開始重建更生。

其次，法院認可更生方案以「條件公允」為要件，這條件公允太過抽象，法官在實務裁決時會考慮，過去債務人為何欠債如此多，而現在能還的又如此少，豈有公允之處，因此多數裁定不同意債務人所提更生方案。

修正案把「條件公允」改成「盡力清債」，讓法官從債務人所提更生方案對未來6年內是否盡其力量進行債債，如果債務人在收入減去必要生活費後，確實已盡力償債，就可裁定同意其所提更生方案，並在更生方案執行無誤後，裁定債務人免除清償其他未還債務的責任。

第三是現行條例對禁奢條件未明確規定，以至於債務人清算後，最後獲得免責比例過低。司法院統計，過去3年多來，裁定執行清算後免責率只有9%，亦即有91%債務人難獲裁定進入清算程序，卻在清算期間遭發現有奢侈行為，因此被法官裁定「不予免責」。

修正案明訂，聲請清算前兩年內，如果有查到奢侈行為，才可以裁定其不免責，而不像現行條例因無明確規定，銀行若能舉出債務人10年前的奢侈行為，也被法院拿來當為裁定債務人不免責的依據。

司法院會通過的消債條例修正案共修正28條、增訂5條。

執行署推E化查扣令 年省2億

記者張國仁／台北報導

清納稅金、規費的欠稅人不少，行政執行署向全體銀行函請查扣欠稅人薪資或存款公文逾，1年逾600萬件郵資超過2億，法務部因而推動「E化電子查扣令」，省時又省錢，但金管會宣稱為保護個資，礙難從命。

法務部行政執行署主任秘書黃賽月說，執行官對欠稅人存款資料，嚴格限制在欠稅逾100萬元以上的特定欠稅人才能函查，並非要查所有存款人個資。

金管會的回覆是，現行法規定除檢察官與法官，准查詢存款人個資外，行政執行署的執行官不能查詢。金管會說，每年收到超過6,000件以上人民陳情，控訴存款被執行官查扣逾應扣金額。

黃賽月表示，執行官查扣欠稅人薪資或存款，最怕的就是扣款超過應扣金額。所以才希望金管會同意，對特定欠稅人開放存款總歸戶資料。

因為執行官若無法掌握特定欠稅人在銀行體系的存款歸戶狀況，只好以「散彈打鳥」方式，通告全體銀行同步執行查扣命令，銀行體系配合查詢所耗費人力、物力龐大，很浪費社會資源。

據統計，該署13個行政執行處，用紙本公文向銀行查扣欠稅人存款帳戶的案件，每年逾600萬件，以每件普通雙掛號郵資34元計算，1年起碼耗費逾兩億元以上的執行費。

黃賽月說，推動E化電子查扣令，可快速傳達查扣特定欠稅人存款，達到節能省紙、降低欠稅人與銀行負擔的目的。行政執行署在10月6日，由署長張清雲與土銀總經理蘇樂明、合庫總經理蔡秋榮、兆豐銀行總經理徐光曦等3家銀行，辦理「行政執行命令電子公文送達收受同意書」簽署儀式。

法務部行政執行署推三大e化便民服務

電子化項目	服務內容
統一、全家、萊爾富、OK四大便利商店代收行政執行案款	民眾欠繳包括所得稅等16種財稅項目稅款未滿2萬元，或者全民健保費、汽車燃料費及違規罰款，都可持繳款通知書，直接到各便利商店繳付。
網路繳交案款服務	可在家中利用網路，查詢所有欠繳案件的進行及繳款情形，並以電子付費交易網真進行繳款。
行政執行命令電子傳送	以電子傳送行政執行命令給銀行，對欠稅執行扣款、扣薪，已有土銀、合庫及兆豐等3家銀行簽署合作。

製表：張國仁

歌林財報異常案 簽證會計師懲戒確定

記者張國仁／台北報導

調和聯合會計師事務所所長郭振林及會計師高榮照，受託為歌林公司辦理財報簽證，經證交所查有未盡專業上應有的注意義務情形，送交會計師懲戒委員會認定，郭、高確有未盡專業上應有的注意義務情形，因此在98年度財務報告查核簽證業務；但台灣證券交易所執行實地查核發現，歌林帳上未認列相對負債科目等疑有高估資產、虛增利益及低估負債異常情事，未認列負債及鉅額銀行存款異動情形等方面涉有諸多疏失。

證期局因此將郭、高兩人交付懲戒，會計師懲戒委員會認為，郭、高確有未盡專業上應有的注意義務情形，因此在98

新聞分析 掌握欠稅人個資 是成功關鍵

行政院推動電子公文節能減紙政策，最大的阻礙，竟然是自己人在作怪，行政機關間各行其事、橫向溝通不夠，讓良政失靈；法務部推動「行政執行命令電子公文數銀行駐足不前，讓人不解。追詢之下才發現，即使各銀行都配合將紙本公文，改成電子公文，還是無法徹底減少銀行配合對特定欠稅人扣款的各項作業流程。

行有錢可扣的地步。

所以，無法事先掌握特定欠稅人銀行帳戶個資的「E化」作業，只有「半套」改革。

電子化成功的真正關鍵在於，特定欠稅人個資，金管會能管會認為「窒礙難行」的問題，在個資法施行細則近期內公布後，可望迎刃而解。

但民眾要問是，政府是一體的，行政單位之間，橫向溝通若強化，對於法律的執行就不

台湾での消費者債務整理条例改正のニュース

報　　告

司法過疎地開業奮闘記
～開業後数年を経て～

丹後支部　扇　野　充　啓

結論から言えば、司法過疎地と呼ばれる地域であろうとなかろうと、独立開業するとそれなりの苦労と面白さがあるように思います。きっとその種類が少し違うだけなのだろうと。それならば、その面白さの方に目を向けて、出会ったいくつかの経験を述べてみたいと思います。

独立前には３年ほど私の地元の先生の事務所でいろいろなことを経験させていただきました。事件事例も多い方だと思うし、自ら考えて対応するよう鍛えられたと思います。ある程度のことは出来る感覚はあったのだけれど、いざ地方へ来て開業してみると飛び込んでくる事件の種類の多さにとまどうことがよくありました。

最初の依頼は、離婚したから財産分与で土地建物を所有権移転して欲しいというものでした。しかも時間は５時前、義務者は身分証明書をご持参ですらありませんでした。どうしても今日だと息巻いておられましたが、今日は書類が整わないので、明日改めて準備しましょうとなんとか説得して、一旦お引き取りいただきました。よくよく聞いてみると、別の事務所で事情を詳しく聞かれたことが、事情聴取みたいで気分を害され、その日のうちに他を探すうちこちらへ来られたようです。人の話をうまく聞きつつ、こちらの要望をお願いするのもなかなか難しいと感じる一場面でした。と同時に人の話は遮らずまずは聞いてみることがコミュニケーションを図るよい方法なのだろうと思った経験でした。

税理士からの依頼も多々あります。もちろん税務面から考えていろいろな手法を提案されるので、登記面と完全に一致しないこともあります。株式の相続問題、定款変更、種類株式の発行などを検討して希望にかなうよう道筋を提案する場面では、大変頭を悩ませました。当時種類株式に関する資料がなかなか手に入らなくて、多方面の先生方に電話をしましたし、法務局とも相談しました。都会であろうと田舎であろうと起きる事例は同じで、珍しいことに出会う確率は田舎のほうが高くなるということかも知れません。一度の体験は本を読んで得る知識より印象が大きいのです。

こんな話もあります。亡くなった親とこれまで同居していた家を相続したい。しかし姉妹の一人が同意しない。その上、私が入院している間に鍵を交換してしまって、入れなくなってしまった。ここまで聞いて、なるほど相続の問題かと思いました。解決策は、調停かどうなのか…。聞いていくうちに、問題は郵便物が届いていても家の中に落ちていてとることが出来ないこと。家の中にある仏壇を放置してしまっていることが心残りだということ。さらには、それが原因で私は病気で苦しめられているのだということがわかりました。これはもう我々の業務の範囲ではないと感じたのだけれど、「それは大変でしたねぇ」と頷きながら、２度３度繰り返される話を辛抱強く聞くだけで、気分よく帰って行かれました。忙しい都会では出来ないことかも知れませんが、こういう事もまた興味深い経験です。

田舎の口コミの早さはインターネット以上だと言われたりもしますが、人づてに伝わる情報はなかなか早いようで、日を追うごとにいろいろな方がお見えになります。基本来るものは拒まずではあるのですが、全ては受け入られません。ですから各業種の先生と連携をもつのは大切なことです。

とはいえ、いろいろな事件に出会い、頭を悩まし、レベルを上げたいのであれば、この環境はとても面白いものです。また事件と向き合うより人と向き合うなら、実際、依頼はとぎれないと実感しています。

最後に、ここ宮津市は日本三景の一つ天橋立があります。大変きれいな景色と、おいしい料理店やカフェもあります。困難もありますが世界遺産入りを目指しているところでもあります。ぜひ機会があればお越し下さり、ご当地の良さを味わっていただければと思います。

報　　告

白球を追いかけるサムライたち
～第18回京都自由業団体懇話会親睦ソフトボール大会～

城南支部　柴　田　宏　明

11月12日、宇治市の山城総合運動公園（太陽が丘）にて、京都自由業団体懇話会親睦ソフトボール大会が開催された。みんな「自由懇（じゆうこん）」と呼んでいる年に１度のサムライ業対抗ソフトボール大会だ。今年で第18回目を数えるが、これまでの約半分が雨で中止になっていると聞く。私は、一昨年に初めて参加したが、昨年はやはり雨で中止となっていた。しかし今年は、まさにソフトボール日和と言える快晴、そして、例年より遅めの開催であったが、肌寒いということもなかった。

２年ぶりに集結したサムライ団体は９チーム。京都府社会保険労務士会、近畿税理士会京都府支部連合会、日本弁理士会近畿支部京都地区会、（社）京都府不動産鑑定士協会、京都府行政書士会、京都弁護士会、日本公認会計士協会京滋会、京都土地家屋調査士会、そして、我が京都司法書士会である。

そもそも自由懇は、文字通り、懇親が目的なのであるが、今や半数以上のチームがユニフォームを揃えるなど、優勝への意気込みはハンパではない。当会も、ユニフォームこそ揃えていないが、毎回、優勝を目指している（はずである）。もっとも、今年集まった会員は12人と例年よりも少なかった。もちろん、９人いれば試合はできるのだが、最低２試合、第１試合に勝利すれば、合計３試合をこなさなければならず、決して若いメンバーばかりではないし、けが人も出るかも知れない。また、３試合を同じ人間が投げきるというのは至難の業だが、かといって、ピッチャーができる人間は限られているし、そもそも全員が全てのポジションを守れるわけでもない。そう考えると、他のチームに比べて、層の薄さは否めなかった。しかし、そのような状況が、即席のチームを一丸にするということもある。そんな緊張感が団体スポーツのいいところかも知れない。

第１試合は、弁理士会との対戦であった。弁理士会は、女性も含まれているチームで、決して強豪とは言えなかった。おそらく勝つことができるだろうと考えていたが、予想通り、我が京都司法書士会は、22対０という大差で勝利した。スコアとしては、圧倒的なものとなったが、相手チームの好プレイに対し、「ナイスキャッチ！」「ナイスバッティング！」などの声を互いにかけ合うなど、

最後まで、楽しく、気持ちのいい試合だった。

第２試合は、優勝候補の一角、税理士会との対戦である。このチームは、ほとんどが普段からソフトボールをやっているメンバーで構成されてい

るのだろう。守備の連携もいいし、バッティングの破壊力は凄まじいものがあった。もちろん、全員ユニフォームである。これに対し、それぞれ気ままな格好の我がアパッチ野球軍も気持ちでは負けてはおらず、序盤はリードも奪った。これに勝てば決勝進出となる緊張感のある試合であったが、やはり、底力の違いか、逆転を許し、結局、12対７で敗北した。しかし、税理士会が優勝したことを考えると、善戦したと言えるだろう。というわけで、我がチームのメンバーはこの試合が「事実

上の決勝戦」だったということにしている。本当の決勝戦は、税理士会とこちらも実力のある土地家屋調査士会との対戦で、これが８対７という好ゲームだったのであるから、どう考えても我々の試合が「事実上の決勝戦」ということはないのだが。

第３試合は、いわゆる３位決定戦であり、対戦相手は不動産鑑定士協会である。不動産鑑定士協会は、第一試合で、行政書士会を破っていた。行政書士会は、ディフェンディングチャンピオン（２年前の優勝チーム。昨年は雨で中止）であり、やはり優勝候補の１つであったのだが、エースを温存したことが敗因だったのかも知れない。しかし、こういう番狂わせがあるから面白い。行政書士会チームのキャプテンは司法書士でもあるＳさんであったが、第３試合は、悔しそうなＳさんに「仇をとるよ。」と言って臨んだ。とは言っても、もう優勝はないから、鑑定士チームも我々もリラックスムードが漂っていたと思う。鑑定士チームは、女性のピッチャーを先発させた。しかし、試合が始まると、我がチームは、その女性のピッチャーに対し、容赦のない攻撃…。やっぱりみんな４位

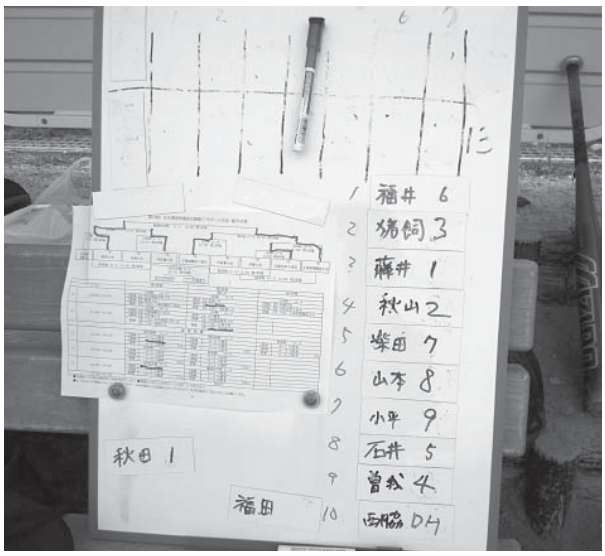

より３位がいいのである。序盤で大差をつけ、終盤気が緩んでしまったのか、猛追を許したが、結局、15対11で勝利した。２年前が４位だから、今年は、少人数でありながら、みんなよく頑張ったと思うし、けが人が出なかったことは何よりである。

ところで、対戦はなかったが、公認会計士チームもユニフォームを揃え、活気溢れるゲームをしていた。しかし、活気があるのは、選手だけではない。公認会計士チームは、たくさんの応援の中でプレイしていたのだ。それも我がチームの選手の数とほとんど変わらない人数の女性の黄色い声援の中でである。２年前もそうであったが、おそらく事務所の従業員の人たちなどが総出で応援に来ているのだろう。いずれにしれも、公認会計士の人たちは、他のチームが羨むような「良い環境」で試合をしていたのだった。

京都司法書士会のメンバーはみな、「黄色い声援があれば優勝できたはずだ。」と言いながら太陽が丘を後にした。

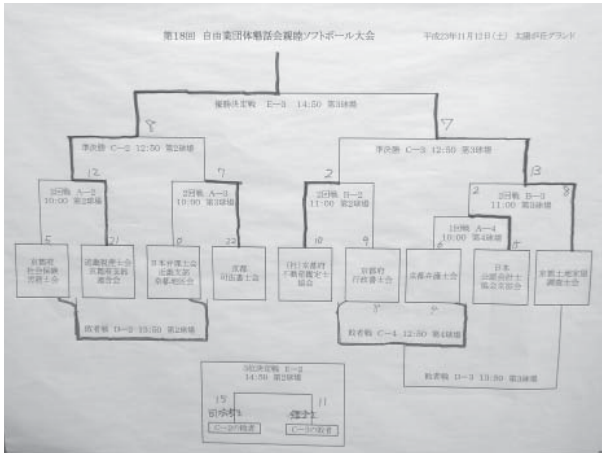

会 員 寄 稿

趣味としてのヨーロッパ旅行

洛北支部　齋　藤　甚太郎

平成３年（1991年）８月４～13日の期間に初めてヨーロッパを旅行した。

丁度ロシアがゴルバチョフ政権となり、米ロの冷戦構造が消滅したため、ロシア上空を民間航空機が通過してもよくなった。それまでは、日本からヨーロッパに行くには南回りや北回りといって20時間程かけて行ったのが、成田から12時間でドイツ・フランクフルトへ行けるようになった。

ギリシャ　メテオラ修道院

ヨーロッパ旅行が好きなのは、歴史遺産や自然遺産の観光もあるが、行きの日程が私に合うことが大きい。疲れると胃にくる体質であるので、疲れない日程を選ぶ。日本を朝に出発すると、約８時間の時差を有するヨーロッパには夕方ないしは夜に現地のホテルに到着し、到着後ホテルでゆっくり睡眠をとった後、翌朝から観光が始まるので、時差ボケも感じず快適に観光に挑めるメリットがある。アメリカやカナダ等のアメリカ大陸は12時間程の日付変更線を含む時差があるので、日本からの出発だと早朝に旅行先に到着し、ろくに眠らないまま、体がボロボロの気分で観光を続けなければならず、疲れるのでその方面への旅行は出来るだけ避けるようにしている。

本格的に数多く海外旅行に行かれる人は、バックパッカーといって背中にリュックを背負い自分の足で観光地巡りをする人で、語学堪能で下調べをきっちりして旅行されている。学生時代に海外旅行を経験されている人や若い人がその類である。私には、とてもそんな才能や時間が無いので、JTB等の旅行会社が開催するパック旅行に参加して行くことにしている。旅行会社のパンフレットを見て行き先を決めるが、旅行当日まで一切下調べをしないことにしている。パック旅行の良い点は、飛行機が日本を離陸すると同時に、添乗員に身を委ねることにより、完全に依存型の生活が出来ることである。仕事や諸々の事柄から離れ、頭を真っ白にして、添乗員さんの仰る通りに行動・食事することの何と快適なことか。日本でのストレスが一時的に完全に無くなる。旅行の下調べをしていないので、何もかも新鮮で楽しく、驚き満載の毎日である。

平成３年のヨーロッパ旅行はドイツ・ロマンティック街道、スイス、パリ10日間で、まだ関空の無い時代（関空は平成７年（1995年）から利用出来るようになった。）で、伊丹から成田へ行き成田からフランクフルトへ行った。１ドル200円の時代で、当然ユーロは無く、ドイツ・スイス・フランスでそれぞれの国の通貨に交換し旅行した。ローレライで有名なライン川のロマンティック街道入口に、日本語で「ロマンチック街道」とご丁寧に看板が出ていたのを見たときは、ドイツ国の親切とはいえ興醒めを感じたのはツアー客全員であった。日本ではバブルの絶頂期であり、旅行代金も飛行機の席がエコノミーであったにもかかわらず恐ろしく高かった。でもそれ以上に、ライン川下り・ユングフラウヨッホの登山列車とミニハイキング

やパリのシャンゼリゼ通りの闊歩は楽しく、その後やみつきになってしまった。平成３年は京都司法書士会の新会館の建築工事中で、建築担当の委員会に私は所属していた。委員の１人より、既に40ケ国以上海外旅行に行ったと聞き、非常に驚き、自由とはいかないが仕事を工夫することにより海外旅行に何度も行けると自信がついたものである。旅行中の日本での仕事は、私の事務所出身者の司法書士に顔を出してもらって処理し、無責任な事務処理とならないようにしてきた。しかし、帰国後の仕事の整理は私の仕事であり、旅行の整理とあいまって帰国後２週間は私はいつも大変である。

海外旅行で一番大切にしていることは、旅行の記録である。10日間の海外旅行をいつまでも楽しむことが私の目的である。安物のカメラで始まった旅行も今では、一眼レフデジタルカメラ、ビデオ、ICレコーダを持参し、旅行中こまめに撮影し、パソコンやテレビ用のビデオレコーダーに録画し、いつでも見られるようにしている。だから、フイルム時代の写真については、出来るだけネガからスキャンしてデジタル画像にして整理してきた。海外で購入した絵ハガキや知人から送ってもらった写真もスキャンしてデジタル画像にして旅行写真と一緒に見られるように整理している。ビデオは景色を重点に撮影し、撮影しながら解説するようにし、旅行で心やすくなった人に貰ってもらっても恥ずかしくない、皆が楽しめるビデオにしている。ビデオはある旅行に行ったときに、同行していた人から映像テープを送ってもらったのがきっかけで始めた。美大を卒業され役所勤めの人だった。やはり映像にセンスがあり、今もその方の撮り方を参考にしている。またある旅行で、知り合いになった人からビデオテープを戴いた。全ての場面がその方の奥様の大写しから始まる。こってりした映像で、二度と見る気がしなくなった。私の写したビデオテープをその人に送付したところ、ビデオカメラが悪かったので、買い直したとの手紙を戴き、私の意図を読み取ってもらえなかったことに驚いた。写真は点であるが、ビデオは面で表現できるし、音声での解説も残せる。ビデオ撮影をしていない頃の旅行は、記憶が薄れてきて、再度同じ旅行をしなければならないと痛感している。ICレコーダーは、旅行中の特にバスの中での添乗員の話を録音し、帰国後「地球の歩き方」等の本で復習し、添乗員の話と合わせて内容をエクセルに文章としてまとめ、旅行誌を作るようにしている。優しい添乗員さんの声は癒しに繋がり、音声も聞けるようにコンピュータで保存し時々聞くようにしている。この３つが私の三種の神器となっている。この３つを私１人で駆使して操作してきた。平成３年以後の映像技術の革新は目覚ましく、ハイビジョンテレビで被写体を美しく見られるようになるまでに、一眼レフカメラは３台目、ビデオカメラは９台目となり、旅行費以外の設備投資も大きい。最近始めたものは、「GPSロガー」を持ち歩くことである。最近のカメラはGPS機能がついており、グーグルマップにて撮影場所を地図にて確認できる。「GPSロガー」は、登山やサイクリングをする人が所持している物で万歩計程度の大きさであり、10秒ごとに所在位置の世界測地系のGPS座標を記録するもので、帰国後にコンピュータでグーグルマップ上に旅行移動した経路が線で記載されるので、デジタルカメラの撮影場所と連携して見ることが出来、旅行後の思い出も一層大きくすることが出来る。そんな旅行の写真等は普通の人の場合、現像してアルバムとし３ケ月程見ることがあっても、その後はどこかに保管し滅多に見直すことがなくなってしまい、高額な旅行費を費消して終わってしまっている。しかし、私は旅の記録をデジタル化することにより、いつでもハイビジョンテレビで見ることができ、テレ

イタリアジェノバ　コロンブス生家

ビの番組で興味の湧くものが無いときは、過去の旅行の写真やビデオを見て、いつまでも楽しんでいる。だから旅行写真の現像によるアルバムは作っていない。野村野球のIDはインポータントデータ（データ重視）、ゴルフのプロギア社のIDはインスピレーションデータ（感性とデータ重視）、私の旅行のIDはインプレッションデータ（印象とデータ重視）である。

イタリア　チンクェテッレ

パック旅行のもう一つの楽しみは、尊敬出来る人に巡り会えるチャンスがあることである。旅行中の前半は、初めて会う人達と会食し、会話をするストレスは非常に大きい。パレートの法則とは、「100人のうち20人は好きになれそうな人であるが、残りの80人はどうでもよい人」である。しかし、10日間程寝食を共にするとツアー客の殆ど全員の性格は解るし、素晴らしい人に巡り会えることもある。帰国後も楽しい関係を続けていて、これまでに我が家に遊びに来ていただいたり、遊びに行ったりする尊敬出来る人を数人見つけることが出来、旅行冥利に尽きると思っている。

海外での旅行の失敗談は、自分のことでないならなお楽しい。ツアーでご一緒したある老建築士さんが、プラハで有名なガラス製品の店でカードにて買い物をされたところ、パトカーが来て警察署へ連行されてしまった。その方は日頃カードで買い物をされたことがなく、カードを紛失したと日本で自分で紛失届を出されていたようで、自宅で見つけ海外旅行でそのカードを使用し、カード泥棒として連行されたそうで、自由時間であったのが幸いしたが、半日檻の中に入れられていたそうで、大笑いのネタになった。これもツアーの人でローマの地下鉄に乗っていると超美人から何時ですかと聞かれ、なんで私に聞くのかと考えながら、ふと自分の鞄を見るとその美人さんの手が鞄の中に入っていて、思わず鞄の外から手を押さえていたところ、次の停車駅で何食わぬ顔で、その美人さんは降りていったという。その人は夕食のとき「齋藤さん、次にローマに来るときは、パチッと手が挟まるねずみ取りを鞄にしかけておかないと駄目だね」と言っておられたのが忘れられない。私はローマ観光で歩いていたところ、英字新聞を上下逆に広げた少女が近づいてきた。変なやつだなと思っていると、私のポケットに手が伸びてきた。「コラ何するねバカモン」と関西弁でまくし立てると、逃げていってしまった。関西弁はイタリアのならず者に通じる言語なのだ。ローマの地下鉄に乗っていたとき、男４人に囲まれてスリに会うのではないかと家内から言われた。そこで両手拳を一旦上に上げ、腰を斜めにして両腕を空手の格好にし、腹筋に力を入れて地下鉄の中でウォーと大声で叫んだ。回りの乗客もそれを見ていたが、これも次の駅で男４人は降りていってくれてホッとした経験がある。ウィーンでは、公園でウインナワルツを見ながらテーブル中央に一眼レフカメラを置きお茶を飲んでくつろいでいると、カメラを盗もうと男がそうろと近づき、まさにカメラに手が届きそうになったときに私が気づきカメラを手で押さえたところ、男は何も盗らずに逃げていってくれた。あるツアー客は、パリで朝スリにあい、午後にもスリにあったのでパリは嫌いだと言っていた。ヨーロッパは銃を所持していないので殺される恐れはないが、大切なものを盗まれる恐れがあるので注意したい。またヨーロッパは日本と異なり兵役があり、殴り合いになると兵役時に練習したようにファイトしてくるので、喧嘩しても絶対に手を出さないことが鉄則である。

ベルギーのブルージュに行ったとき、添乗員からレストランではムール貝はあまり多くの量を注文しないようにと聞いていた。ツアーで仲良くなった夫婦と自分達だけで鉄道に乗ってアントワープ

まで自由時間を利用して行くことにした。駅の乗り場が変更になり他の客から知らされて事なきをえたり、美しいアントワープやルーベンスの家を見てルンルンでブルージュへ戻り、レストランでムール貝定食を４人が各自たのんでから会話を楽しんでいた。暫くすると、私達のテーブルの横にそれぞれイスが置かれ大きなバケツ４つに酒蒸しのようなムール貝が運ばれてきた。当然食べても食べても底にはたどりつかない。４人ともかなり残して逃げるようにレストランを出てから添乗員の言葉を思い出した。私はここで一生分のムール貝を食べた気がする。それ以来ムール貝は敬遠しているが、その夫婦とは今でも日本で行き来する仲となっている。ローマのレストランでトマトサラダを注文した。私はトマト・キャベツ・マッシュポテト等の中でトマトが多い目のサラダが出てくるものと想像していた。これもバケツ一杯に４つ切りのトマトが大量に入れられてオリーブオイルがかかっているだけのものが出てきて驚いた。値段はそれ程高額ではないのだけれどヨーロッパのこの感覚が今でも解らない。

ギリシャ　パルテノン神殿

パック旅行に参加される方の年齢層は、ゴールデンウィークやお盆休みシーズンは、30～50代の実労の男女が多く、それを外した時期の年齢層は60才以上の夫婦か女性が多い。海外の紅葉を見るツアーに成田から出発するパック旅行に参加したとき、参加者は23人で、夫婦６組・女性友人同士２人・１人参加者９人であった。すべて60才以上の方ではあるが、私も１人で参加していたが、すぐにうち解けられて楽しい旅行が出来た。関西ではここまでになるには時間がかかりそうであるが、関東人はあっさりしているので１人参加に違和感がない。今後は１人参加が増えると予想する。１人参加は旅行を決断するにつき、誰かに拘束されることがないし、パック旅行ならば身の安全も確保されるので安心である。語学力があれば鬼に金棒であるので、ぼちぼち勉強をしている。学生時代の教科書でしか知らなかったヨーロッパから現実のヨーロッパをガイドの説明を受けながら旅行者として見て、国、人種、文化について考え、疑問も感じることは最も楽しいことである。

平成３年に１ドル200円であったのが、平成23年の今は１ドル78円と激しい円高となっている。これだけの円高により旅行費も当時の半額になってきて、このメリットを生かさない手はない。旅行の予定が入ると、俄然仕事にも力が入り、より充実した毎日を過ごすことが出来るものである。まだまだ行きたいところが多くあるが、金と時間が足りないと考える毎日である。

特別賞

いい加減統一してよ誤字俗字

漢字王

広報部長寸評 市役所や区役所は誤字俗字で住民登録するけど、法務局は誤字俗字で登記しないっていう取り扱い…なんとかならないものでしょうか(笑)。前作でも触れ、私見なのですが法務局に「正字で登記していい?」って電話するのをやめてもらえないのでしょうか。法務局から電話があるだけで寿命が縮まるのです。

特別賞

どうしよう今年は六法買おうかな

毎年悩む

広報部長寸評 気持ちはわかるけど、六法はケチらずこまめに買いましょう(笑)。

佳作

〈たそがれの現場より〉

請求書一度書いて値下げして
法務局親切すぎて仕事減り
抹消であちらの郷から来てもらい
法務局たまに行く度模様替え
移動時間面談時間の何倍か
法務局用があるのは後見だけ
大都会仕事過疎地と呼ぶべきか
スケジュール会務のけたら穴だらけ

弱気な司法書士
どうでもよいけど
どうでもよいけど
オンライン小僧
交通費も日当の何倍か
登記もやりたい…
苦シミタルキング
ビジー

自分でも節税対策してみたい
名前だけ。そんなわけない保証人
名前だけ。そんなわけない会委員
肩書きでお見合いパーティー断られ
再会し昔時を詫びる同窓会

佳作

〈素晴らしき執務の知恵〉

オンライン忘れた頃に仕事来る
依頼者に言われて気づく法改正
試したい電子申請ワープロで
責任はどっちが持つの京都式
窓際に座ることもない監査役
相見積もり家裁の仕事と言い訳し
地雷原過去の抹消いつ爆発?
ロザンよりチャン・ゲンソクがいいんじゃない
依頼者の感謝の言葉で明日もまた
依頼者のためと心にカツを入れ

昼行灯
昼行灯
昼行灯
税理士は入れるのに…
四半世紀ぶり

紫竹亭湯たんぽ
そ、そうですねとごまかす
壬生のオールドパー
昼行灯
昼行灯
昼行灯
ジライヤ
韓流ファンの意見
町家の住人
強気の交渉弱気の報酬

佳作

〈時事放言〉

ああ原発「錯誤抹消」できぬのか
「推認」で禁固二年となる怖さ
予算では3次も可なり落ち込むな
年金の過払請求死んでから
メタボでも携帯だけはスマートに

竹里
竹里
壬生のオールドパー
どうでもよいけど
りんご大好き

第一回 司法書士川柳

本年、会員参加型の記事として「司法書士川柳」を企画しました。現在、世間も不況の真っ只中ですが、司法書士業界にもいっそうの世知辛い寒風が吹いております。そんな司法書士の「今」を笑い飛ばせる川柳を会員の皆様にご応募いただき、一部掲載できなかった作品もございますが、初の企画としては予想以上にレベルの高い名作ぞろいとなりました。大賞・優秀賞・特別賞を受賞された方々には、後日広報部よりささやかな景品を進呈いたします。

大賞

娘きく「ママのお仕事ボランティア？」

後見しかないからね…

広報部長寸評　娘さんの無邪気な言い方が逆にズシンと重くのしかかる…複雑な心情を見事に表しておられます。後見案件がボランティアにならないようにすることは、業界全体の課題と言えるのではないでしょうか。

優秀賞

「仕事かな？」電話をとれば法務局

竹里

広報部長寸評　電話が鳴って胸が躍る、電話の主が法務局と知り「補正か!?」と一瞬にして凍りつく、「正字で登記していいですか？」などと言われ、たいした要件ではなくてホッと息をつく…司法書士の悲しい習性を描いた秀作です。

優秀賞

ゴミ屋敷思ふ人なき日々積もる

昼行灯

広報部長寸評　世話をする人がいないために自宅がゴミ屋敷と化してしまっている方と出会ったのか、それとも孤独な家の主は亡くなってしまっており、ゴミ屋敷だけが残されていたのか…。誰にも目を向けてもらえない日々とゴミが寂しく積もっていった…悲しい情景が浮かびます。

優秀賞

国家にも債務整理が必要に

返済のアテネえ

広報部長寸評　あの国に、有効な「債務整理」の方法があればいいのですが…解決のアテもネえですね。ペンネームの使い方が非常に秀逸でした。

特別賞

人確認意思も確認ハンコもれ

昼行灯

広報部長寸評　本当にハンコをもらしてはいないと思いますが(笑)、確認事項が多いため、いつポカをするかという不安は会員の皆様に同感いただけるのではないでしょうか。昼行灯さんはダブル受賞です。素晴らしい！

司法書士おすすめグルメ
ショシランガイド

当会会員おすすめの京都府各地のおいしいお店を公募し、完全無作為、ジャンルの統一なしにご紹介させていただきます。お近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りくださいませ。

No.1 『IL PIANO（イル・ピアーノ）』

所在地：京都市上京区新烏丸通丸太町上ル信富町304－４
http://www.il-piano.com/index.html

丸太町新烏丸上る（元春日小学校裏）にある、ワインとパスタのおいしい本格イタリア料理店。オーナーの所有する京町家を数千万円かけて改装した雰囲気のあるレストラン。1年前にできたばかりの隠れ家スポットです。人に知られたくないデートにどうぞ。

800円で食べられるお得なランチもあります。

アサリと小蕪のリゾット（ある日の「本日のランチ」より）

No.2 『RACINE（ラシーヌ）』

所在地：京都市上京区御前通今出川上る鳥居前町666-12
http://racine-kyoto.com/

北野天満宮東門前に位置する、カジュアルなフレンチのお店。ランチは1,050円から、ディナーコースは3,500円からと、フレンチにしては値段は低めです。座席が10席と小さなお店ですが、アットホームな雰囲気で、肩肘張らずにフレンチを楽しめるお店です。料理は全般的に美味しいですが、パンとバターは自家製で（お替わり自由）、特にバターは絶品！！おすすめメニューは、ランチの「Menu B」。オードブル、スープ、メインディッシュ、デザートの本格コースが2,100円で楽しめます。

北野天満宮や上七軒を巡って、RACINEでディナーというのは外れのないデートコースになるでしょう。

ある日の「Menu B」のメイン（魚のグリル）

No.3 『青菜（チンエイ）』

所在地：京都市上京区新椹木町通丸太町下る東土御門町343-1

（左）金針菜の花開いたもの（右）蕾の炒め物
餃子の皮が大皿を飛び出しています。

河原町丸太町のひとつ西の、新椹木町通を下がるとすぐ見える、アットホームながら情緒のある台湾料理の店。ランチは800円からでご飯お替わり自由と、非常にリーズナブル。今回は高級中華野菜、金針菜（キンシンサイ、またの名を忘れな草）の蕾と花開いたもの、それぞれの炒め物と、焼餃子を注文。金針菜の蕾は鮮やかな緑で、えんどう豆とアスパラを足したような食感。花開いたものは、輝かんばかりの黄金色、葱のような食感だが甘みがあり優しい味。同じ植物なのに全く違う味わいだけど、両方美味しい！焼餃子は、全ての皮がくっつき、びろ～んと広がっている…余りすぎだ！しかし、実はほうれん草と南瓜を練りこんだ手の込んだ皮…パリッとしており、皮だけでも美味しい！そして案外ヘルシー。中味はあっさりジューシーで、やはり美味。

料理も非常に美味しいが、一番の名物は、料理を運んでくる度に話しかけてきて料理の解説をする、気さくな店主のおばちゃん。おばちゃんが「うまいやろ！？」と聞いてくるので口をハフハフさせながら「うまいです！」と答えていると、「これも食べな！うまいよ！」と、カラアゲとイカ団子をサービスしてくれました。ありがとう、おばちゃん。また来ます。

No.4 『あじやす』

所在地：京都市上京区一条通千本東入伊勢殿構町255

正直なところあまり人には教えたくないくらいの店です。場所は千本一条の交差点から東に徒歩20秒くらい。居酒屋と割烹の中間のような、和食・洋食を問わないメニュー。お勧めしたいのは、おまかせ5品です。さしみ盛り合わせをはじめその日のお勧めを中心にセレクトされ、5品で2,950円です。当欄担当者は、おまかせ5品の他に海の幸がゴロゴロ入った海鮮グラタン、肉厚で噛むとジューシーなエキスがはじけんばかりのかきフライ、歯ごたえあるのにサクッと切れる、濃厚なうまみの濃厚帆立貝柱バター焼き、コラーゲンたっぷりなのにあっさりいただける豚バラ煮のサラダ添え、すりおろした山芋入りで、口の中でふわっとほぐれる磯辺揚げなどを注文。中でも特筆なのは、小芋のから揚げです。お出汁がきいているだけでなく、火加減が絶妙なのでしょう。口に入れると、中味がトロッととろけるのです…まるで中味がとろろになっているかのような、お出汁をクリーム状にしたかのような、特別な食材ではないのに、ちょっと家では再現できない味です。平均予算は4、5千円くらいですが、味とのバランスを考えるとかなりのお得感があります。

小芋のから揚げ。　ボリュームもあります。

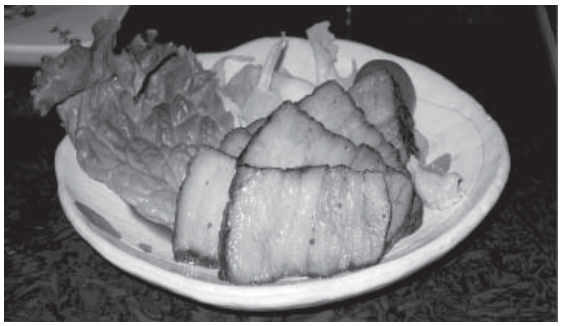

豚バラ煮のサラダ添え。コラーゲンが輝いて見えます。

No.5 『紙屋cafe』

所在地：京都市上京区今小路通御前通西入紙屋川町1049-21

北野白梅町から今出川通北側を歩いて紙屋川を越えたあたりにあります。こじんまりとした店で、テーブル席は１つだけで、あとはカウンター席です。カフェというよりは、隠れ家的イタリアンといえ、カジュアルにパスタが楽しめる店です。

注文に悩むほどパスタの種類が多く（50種以上？）、とにかく安いです。ワンコインで食べられます。しかも大盛りも100円＋だけです。晩御飯でも安く食べられるので、近くの大学生らしき男性がガッツリ食べている姿をよく見かけます。麺は細麺（1.4ミリくらい？）で、ソースがよく絡み、食が進む感じ。特にお勧めはオイルベースのパスタで、ペペロンチーノ、バジルは秀逸です。もちろんトマトベースなんかもお勧めできます。マスターが一人で料理されている小さなお店なので、混雑する時間帯を避けて行きたいお店です。

No.6 『餃子の王将　亀岡駅前店』

所在地：亀岡市古世町西内坪101

グルメガイドになぜ今さらチェーンの王将を…と侮るなかれ。イオン亀岡店の敷地内に小さな店舗を構える、『餃子の王将　亀岡駅前店』は、直営店ではないため、どの店舗にもあるメニューでも、一工夫加えられた他の店舗にはないオリジナルの味付けが楽しめるのです。まず注文したのは、定番メニューの餃子、天津飯、焼きそば、麻婆豆腐。餃子はいい意味でいつもの王将の味ですが、天津版は直営店のものよりやや卵が固め、餡は甘味が少なく酸味の効いたあっさりした味わい。焼きそばは中華らしくオイスターソースで味をまとめています。

箸が進んできたので、おすすめメニューとされる茄子の味噌炒め、ほうれん草の肉卵炒めを追加。この店では甘辛い味噌ダレのかかった料理（他にはホイコーローなど）は特に人気があるようで、味噌ダレ、茄子、豚バラ肉の脂が絡んだガツンとくる味は、白いご飯を注文しなかったのを後悔するほどおいしいです。男子にこの味が嫌いな人がいようか？

王将なので全体的に量が多く、はちきれそうなお腹を抱えて退店。それでも、懲りずにまた行きたいと思います。

王将ファンの皆様、王将に食べに行くためだけに、亀岡に来てみませんか？

定番メニューの品々。見た目にはわからない味の違い。

茄子の味噌炒め。彩り鮮やかです。

No.7 『Regalo（レガーロ）』

所在地：京都市中京区丸太町通富小路東入る桝屋町338（丸太町通沿い南側）

場所は京都地裁東にある、法律図書専門で有名な高文社書店さんの2軒東隣りです。お昼は日替わりランチ（￥800円）、お魚又はお肉のランチ（￥1,200円）など。夜はパスタコース（￥2,500円）ディナーコース（￥3,500円）がおすすめです。化学調味料は一切使わず、魚は天然の素材のものを使うなど、シェフにこだわりがあり、デザートは元パティシエの奥さま手作りのものがいただけます。

お店のメニューより抜粋

店内は京都の町屋を生かした「小さなビストロ」さんって感じで、落ち着けます。また、司法書士会館に近く、定休日が水曜日なので、土曜日・日曜日に司法書士会館で研修があっても、お昼のランチが楽しめますし、会館で会議を終えたあとの食事や打ち上げにディナーが楽しめます。

No.8 『ツア・クローネ』

所在地：宇治市琵琶台1丁目4-2

宇治といえばどうしても和菓子が強調されますが、今回は宇治市民の普段使いのケーキ屋さんをご紹介します。JR宇治駅から南へ、宇治市役所を越えて平和堂系のスーパー「フレンドマート」の角を右折して右手にこの店があります。

名物はシュークリームとロールケーキ。今回は「大吉山シュークリーム」「フルフル」「和三盆ロール」「抹茶ミルク」「おしろいプリン」を購入。大吉山シュークリームは、宇治のハイキングスポットとして有名な大吉山を模したシューで、プルプルした固めのカスタードがパンパンに詰まっており、よくわかりませんがなんとなく縁起の良い感じ。フルフルは卵黄を抜き、あえて卵白のみであっさりもちもちに仕上げた生地に生クリームと大きな苺を乗せ、見た目に美しく生クリームのおいしさが際立ちます。和三盆ロールは、名のとおり高級砂糖のブランド和三盆を使用し、黒豆をアクセントに優しい味わいに仕上がっています。抹茶ミルクは、しっとりふわふわの生地によくある抹茶クリームではなく抹茶のジュレを挟んであります。ジュレのプルプル感が心地よいながらも、抹茶のおいしさを強調するためビターにまとめてあるので、大人の味です。おしろいプリンは、真っ白で見た目は牛乳プリンのように見えますが、ブランド京たまご「穀産」と生クリームでできた、非常にコクのある一品。食べると見た目とのギャップに驚くはず。

(左奥)大吉山シュークリーム　(右奥)フルフル
(中央)おしろいプリン　(左手前)和三盆ロール
(右手前)抹茶ミルク

全体的にカジュアルながらも上品で、甘さ控えめでヘルシーなケーキが揃っています。徒歩では行きづらい立地ですが、宇治市役所や宇治の法務局に車でお越しの際はぜひ寄ってみてください。

新入会員紹介

アンケート　①司法書士になったきっかけ　②自身の描く司法書士未来像　③座右の銘　④一言コメント

1001 堤　瑠衣子

事務所所在地　洛央支部

京都市東山区川端通七条上る下堀詰町257番地

①手に職をつけたいと思ったからです。

②仕事上の信頼はもちろんのこと、ひとりの人間としても信頼されるような司法書士。

④まだまだ未熟者ではありますが、日々精進していきたいと思っております。諸先輩方には、どうぞご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

1002 櫻　井　　博

事務所所在地　洛南支部

京都市下京区西洞院通七条下る東町581－2アーバン樹下301

①友人のお兄さんが司法書士であり、興味をもちました。

②司法書士が広く一般に認知されている。

③ピンチはチャンス

④法律家として、日々研鑽に励んでいきますので、皆様よろしくお願い致します。

1003 河　村　祐三子

事務所所在地　洛西支部

京都府向日市鶏冠井町大極殿65番地22

初めまして、新入会員の河村祐三子と申します。まだまだ未熟な若輩者でございますので、諸先輩方にはご指導ご鞭撻賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

研修が大好きなので、京都会の研修には毎回のように出席しています。視力が悪いので、だいたい研修会場一番前の席に座っています。見かけたら、声を掛けて頂けるととても嬉しいです。その後、食事に誘って頂けるとさらに嬉しいです。

最近、Facebookを始めました。

SNSというものをほとんどしたことが無いので、いまいち使い方が分かっていませんが、友人の投稿から新しい情報を得たり、感想を言い合ったり、質問したりすることが気軽にできるので、昭和世代の私でも楽しめています。

私は縛られることが嫌いで、「私」に用があってかかってくる電話やメールは苦手なのですが、Facebookの投稿は「私」に返答を求めてこないので、気楽でいいのかもしれません。

私の板チョコのように割れた腹筋の写真や、インド料理屋で453円のお釣りが１円玉３枚・50円玉９枚で出てきた話を投稿したら、多くの人が笑ってくれました。Facebook内で私を見つけたら、ぜひ友達申請してください。

私は我も気も強く頑固で、どうしようもない人間ですが、司法書士になることができて、世のため人のために生きていけることが、とても幸せです。紛争を予防し、紛争から生じた負の連鎖を断ち切り、一人でも多くの人が笑顔でいられる社会になるよう、日々努力して参りますので、先輩方、どうか宜しくお願い致します。

生年月日	1986年11月5日 （寅年・蠍座・動物占い黒ヒョウ）
血液型	O型
好きな食べ物	生クリーム・チョコレート・あんこ・アイスクリーム・マカロン
座右の銘	文武両道
得意分野	スポーツ全般（バスケ・バトン・ダンス・チア・跳び箱）・百人一首・読書感想文
苦手分野	車の運転・地図・機械・虫・数字・直射日光

1004 蜂　須　賀　萌

事務所所在地　洛南支部

京都市南区東九条南烏丸町35番地６（皇甫・松山合同事務所）

①司法書士の友人がとても輝いていたので

②お客様に「あの事務所ええよ」と言ってもらえるような司法書士

③日々邁進！

④初めまして。平成23年４月に京都司法書士会に登録致しました蜂須賀萌と申します。研修等で見かけたら、是非、声を掛けて下さい。右も左も分からない未熟者ですが、ご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い致します。

1005 和　田　あすか

事務所所在地　洛南支部

京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地　COCON烏丸８Ｆ（京都からすま司法書士事務所）

①前職からの転職を考えていた時に、興味があった法律を使える仕事で手に職をつけ、実家のある大好きな京都で仕事がしたいと思い、司法書士を目指すことに決めました。

②司法書士の手がける業務分野は多岐に渡りますので、市民の方々への司法書士の認知度をさらにあげ、「町の身近な法律家」としての司法書士の地位を確立できたらと思います。

③何かを始めようと思った時、今からではもう遅いということは決してない

④知識も経験もまだまだ浅い未熟者ですが、日々勉強・経験し、精進していこうと思っておりますので、何卒あたたかく見守っていただけましたら幸いです。

1006 小　野　賢　穂

事務所所在地　洛央支部

京都市中京区烏丸通三条上る場之町592番地　メディナ烏丸御池３Ｆ（JFD司法書士法人　京都事務所）

①その１：以前、祖母の遺産を売却した際に、司法書士の先生にお支払いした額に仰天し、高給取りの職業だと思ったから。（当時、登録免許税というものを知らなかった。）

その２：‘司法書士’の響きがシャープでかっこよく、モテると思ったから。（実際には、司法書士を知られてなかったり、弁護士と間違えられたりすることが多々あります。）

②先生っぽくなく、気軽に酒でも酌み交わしながら相談を受け、たとえその日に自分が分からない事でも、次に会った時には的確なアドバイスをしてあげられる、そんな司法書士を目指します。

③心にいつも青空を

④登記申請までの好きなプロセスポイント→（お客さんから預かった書類の）組込み

高確率出現法務局→宇治支局

好きなＢＫ→滋賀銀行　瀬田駅前支店

決済でご一緒していただく機会がございましたら、お手柔らかにお願いいたします。

1007 大和田　健　介

事務所所在地　城南支部

京都府宇治市宇治池森20番地の６ＭＡＸビル３階（小野司法書士事務所）

平成22年度に試験合格し，平成23年4月に司法書士登録，現在は小野慶司法書士事務所に勤務しております。生まれ育ちは城陽市で，現在も実家住まいです。

前職は書店で販売業に従事し（医学・福祉書を主に扱っておりました），2年ほど広島におりました。地元に近い場所で，自分のペースで仕事をしたいと思い，この度司法書士になりました。

これまで実務経験が全くなく，一つ一つの仕事

に戸惑いながら勉強する毎日です。城南支部の皆様をはじめ，京都会の方々にはいつも温かいご指導をいただき，ありがとうございます。

自分の司法書士としての将来像はまだまだつかめておりませんが，登記・裁判・後見を３本柱としてまんべんなく取り組み，法律家として地域振興の助けとなれればと考えております。

週末はアマチュアのオーケストラでバイオリンを弾いております。２年に３回くらいのペースで演奏会を開いておりますので，聴きに来ていただければ幸いです。

今後ともどうぞよろしくお願いします。

追いかけ猪突猛進したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

1009 三久保　佳　辰

事務所所在地　洛南支部

京都市伏見区過書町792番地　マルサクマンション１階Ｂ号

①長年補助者をしておりましたが、「法」に関係する仕事に就きたいと考え始めたのは、随分昔の高校生の頃でした。権力や暴力、お金の力から一般市民である自分たちを守ることができるのは、正当な武器である「法」だと思ったからです。

②現在社会は、未来の人たちから預かっているのだと、常々、思っています。その信託に応えるため、持続可能な社会・より良い「消費者市民社会」の構築を目指して、実践できる司法書士になりたいと考えています。

③一隅を照らす

④はじめまして、新入会員の三久保と申します。遅い司法書士人生のスタートとなりましたが、日清製粉創業者、安藤百福さんの「人生に遅すぎるということはない」という言葉を頼りに、100歳でも現役で働ける司法書士を目指し、努力したいと思いますので、末永く宜しくお願いいたします。

1010 中　野　早　恵

事務所所在地　洛北支部

京都市左京区田中上古川町12番地３（京都からすま司法書士事務所）

①大学が法学部だったこともあり、何か法律に携れる職業に就きたいと思っていました。司法書士は他の法律業と比較しても女性の割合が高く、又、市民が気軽に相談できるような親しみやすい街の法律家と聞き、目指してみようと決めました。

③人間万事塞翁が馬

④受験時代、合格は通過点に過ぎず、合格してからが本当のスタートだとよく聞きましたが、その言葉の意味を日々実感しております。

登録して日も浅く、まだまだ頼りない自分が恥ずかしいですが、一生懸命頑張っていこうと思っております。今後ともどうぞよろしくご指導下さい。

1011 久　保　雄　嗣

事務所所在地　城南支部

京都府宇治市琵琶台一丁目17番地の４（國友司法書士事務所）

①大学生のときに見た資格予備校の方が司法書士講座のパンフレットに「街の法律家」と書かれていて、その表現に惹かれたから。

②何か困ったことがあったときに、まずこの先生に相談してみようと思ってもらえるような司法書士になりたいです。

③誠心誠意

④この度、京都司法書士会に入会致しました久保と申します。登録して約半年になりますが、日々、司法書士の職責の重さを実感し、また、勤務先の所長の仕事ぶりや所属する城南支部の定例会等を通じて自分の未熟さを痛感しております。

諸先輩方に近づけるよう精進してまいりますので、今後とも宜しくお願い致します。

1012 吉　川　雅　史

事務所所在地　城南支部

京都府宇治市大久保町大竹62番地22

このたび京都司法書士会に入会させていただきました吉川雅史と申します。

当会に入会するまでは、奈良市の事務所でお世話になっておりました。

司法書士登録をしたのは平成15年で、もうすでに丸８年が経過しておりますが、実務を行う上で未だに自身の勉強不足を痛感するとともに、自身の名前で仕事をすることの責任の重大さを今更ながらに感じております。

ただ、無事仕事を終えることができた際に、依頼者の方からいただく感謝のお言葉は、何事にも代え難いものであると思うのと同時に、市民の方々の司法書士に対する期待は大きなものがあるのだなと感じております。

まだまだ未熟な私ですが、今後ともよろしくお願いいたします。

1013 尚　永　雅　幸

事務所所在地　洛西支部

京都市西京区樫原中垣外７番地３（山本拓生司法書士事務所）

このたび京都司法書士会に入会致しました尚永と申します。

①司法書士を目指したきっかけは、いろいろ思い当たるのですが、一番大きな出来事といえば、10年間勤めていた会社が倒産してしまったことです。当然ながら、その後の身の振り方を考える訳ですが、関連会社へ再就職をするのか、それとも新しいことを始めるか。迷った結果、新しいことを始めることにしました。幸いながら、当時はまだ独身で身軽だったものですから一念発起したというわけです。どうせやるんだったら難関資格に挑戦しようと思い、自分が一生懸命頑張って、何とか合格できそうな資格の中で、一番の難関が司法書士試験だったのが理由の一つです。

②買い物帰りに気軽に立ち寄れる様な事務所を構えたいです。

③特にこれと決めている言葉はないですが、むかし父親に「自分の仕事を大事にしろ」と言われたことがあります。父は亡くなりましたが、その言葉は今でも忘れずにいます。

④人との関わり合いを大切に、頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1014 脇　　智　紗

事務所所在地　洛央支部

京都市中京区麩屋町通竹屋町上る舟屋町417番地（上羽司法書士事務所）

①高校生の時に教室に置いてあった「仕事辞典」のような物を読み、初めて司法書士という仕事を知って興味を持ったのがきっかけです。

②気軽に相談してもらえて、相談後は安心して帰ってもらえるような司法書士になれたら、と思っています。

③「幸せか不幸かは心の持ち方次第」祖父の教えです。いつも前向きに、また周りにある幸せを感じ取れる人でありたいな、と思っています。

④ご指導ご鞭撻の程よろしくお願い致します。

1015 堀　　進

事務所所在地　園部支部

京都府南丹市八木町東久保27番地１

初めまして、今年３月法務局を退職し、４月より南丹市八木町の国府登記事務所でお世話になっています堀進です。

長年培った登記の経験を生かし、司法書士として信用・信頼を揺るがすことのないように業務に携わっていきたいと思っておりますので、皆様のご指導・ご鞭撻の程宜しくお願いいたします。

1016 戸　島　茂　雄

事務所所在地　洛北支部

京都市上京区寺町今出川上る鶴山町３番地（司法書士法人葵橋事務所）

①前職、東京の法律事務所に勤めていた時に所長の弁護士に勧められたから。

②弁護士事務所よりも身近なよろずや事務所

③食べ物は残さず食べる

④これからも宜しくお願い致します。

1017 西　川　嘉世子

事務所所在地　洛北支部

京都市北区小山西大野町77番地の２（北大路合同法務事務所（司法書士））

①専門的な知識をいかし、長く社会と関わってゆくことのできる仕事をしたい、と思っていたところ、司法書士という仕事があることを知り、勉強を始めたのがきっかけです。

②依頼者の方々に信頼していただける司法書士になることが目標です。

④まだまだ、知識も経験も浅い未熟者ですが、どうぞご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

1018 田名後　一行

事務所所在地　洛北支部

京都市上京区河原町通丸太町上る新烏丸頭町196番地２（司法書士池田季雄事務所）

このたび、入会させていただきました。田名後です。未熟者ではありますが、諸先輩方のご指導のほど、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

1019 福　井　　揚

事務所所在地　洛西支部

京都府長岡京市勝竜寺１番13号

1020 水　田　路　子

事務所所在地　洛央支部

京都市東山区本町15丁目388－９

この度、入会致しました水田路子と申します。

10年以上前になりますが、司法書士試験に合格してすぐの数年間、京都会に在籍し、京都市内の事務所に勤務しておりました。

結婚を機に大阪会に移転し、その後出産・育児のため一時職を離れていましたが、この度、復帰し、京都会に登録させて頂くこととなりました。

ここ数年間の司法書士業界における大きな変化には驚いております。

少しでも早く休職中の遅れを取り戻し、諸先輩方に近づけるよう、初心に帰って勉強に励み、頑張ってゆきたいと思っております。

今後ともご指導賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

1021 谷　垣　和　弘

事務所所在地　中丹支部

京都府福知山市下篠尾370番地の２

① サラリーマンで、企業の歯車として働き続けることに違和感を感じた為。

②常に依頼者の立場に立って行動できる司法書士でありたいと思います。

③特にありません。

④まだまだ高い会費を払うのがやっとですが、今後ともご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願いします。

1022 江　　和　洋

事務所所在地　洛南支部

京都市伏見区深草西浦町５丁目18番地

法務局の国籍相談員を退職してから一年、悠々自適といえば聞こえはよいが、勝手気ままな生活を送っていたところ、先輩の勧めで本年８月司法書士登録をしました。現在は事務所の先輩の指導とスタッフの助言を受けながら実務の修行中です。

先日、洛南支部定例会が京都駅近くの会場で開催され、北代支部長から３名の新人が紹介されました。一人は東京、もう一人は大阪からの登録替の方で、二人ともきりりとした好青年で、新人と呼ぶにふさわしい方でした。もう一人は私ですが、新人の名にふさわしいと思えない風貌の新人で、皆さんは心の中で苦笑されたのではないかと思います。

亀の甲より年の功ということありますので、これから過去の経験を生かしながら新しい知識を身につけ、私なりに頑張りたいと思っていますので、会員の皆様方のご指導よろしくお願いいたします。

1023 村　上　　毅

事務所所在地　園部支部

京都府南丹市園部町小山東町岩本２－１　メゾン春日Ⅱ207

新入会員の村上毅と申します。平成20年の試験に合格後、福知山の盛岡先生のところでお世話になっていましたが、８月に地元の園部で独立開業いたしました。まだまだ分からないことだらけで、心配事も尽きませんが、一つ一つ丁寧に仕事をこなし、末永く司法書士として仕事をしていきたいと思っています。これからよろしくお願いいたします。

1025 高　山　広　治

事務所所在地　洛南支部

京都市伏見区桃山町真斉１番地８ファミール伏見桃山町ネクスタージュ 515号

①いくつかの会社に勤めましたが、組織で働く事に違和感を覚え、個人で独立できる資格を取得しようと思いました。その中で、司法書士という資格に聞き覚えがあったので受験しようと思いました。

②まだまだ未熟なので未来像を描く余裕がありません。

③昔、パチスロをよくしていた時に、アントニオ猪木氏をイメージキャラクターにした機種で、大当たりを示すイベントで知った格言？で、「道」が好きです。恐らく猪木氏のオリジナルだと思います。

④経験が浅く、未熟者でございますので、ご指導ご鞭撻の程、宜しくお願いいたします。

1026 木　村　安　一

事務所所在地　洛央支部

京都市中京区烏丸通三条上る場之町592番地　メディナ烏丸御池３Ｆ

①法律は人の幸せの総和を増加させるという実務家の方のお話を聞いて、司法書士という仕事に興味を持ちました。

②困っている人が法的手続を利用する際の最初の窓口になれればと思います。

③人皆我が師

④これから司法書士として働かせていただく過程で、依頼者の方に喜んでもらえたら、さらにそれが司法書士という職業の発展にもつながったら、こんなに嬉しいことはありません。日々精進していきたいと思います。ご指導ご鞭撻のほどお願いいたします。

1027 山　形　浩　隆

事務所所在地　城南支部
京都府八幡市八幡沓田10番地３

以前、京都司法書士会に１年ちょっといて、その後、６年ほど宮城県司法書士会にお世話になり、今回また京都司法書士会に戻ってきました。

東日本大震災が起こった３月11日は、仙台市内の事務所で仕事をしてました。

体験を書けば長くなるので書きませんが、震災後一か月近く不自由な生活を経験しました。

今回、大阪に帰ってきて市役所や警察署で住所の変更手続きをしましたが、誰一人地震のことは聞きませんでした。被災地以外では、もう風化…しているという感じがしてます。ちょっと被災地のことも気にかけてやって下さい。

1028 川　嶋　幹　人

事務所所在地　洛南支部
京都市下京区西洞院通七条下ル東町581－２　アーバン樹下301

①法律を勉強した際に法律を使って社会に貢献できる仕事がしたいと思ったため。
②依頼者・社会・司法書士・皆を笑顔にできる司法書士
③一期一会
④大阪会から転入して参りました。まだまだ未熟者ですが宜しくお願い致します。

編　集　後　記

１年が年々短く感じてしまうのは、歳を多くとるようになったからでしょうか。子どもの時は、１年はとても長く感じて早く大きく、おとなになりたいと思っていたのに。そうか、10歳の時の１年は10分の１だけど、50歳の１年は50分の１だから、当時と比べて私の時は５倍の進度で過ぎていくのでしょう。時の進度が早くなっても、そのときの１年１年を内容のある濃いものにしていきたいですね。
今回の会報はいかがでしょうか。私が広報の担当となって４回目の発行となります。毎回試行錯誤を重ねており、会員のみなさんのご意見ご感想をお待ちしております。
労を厭わない部員のみなさんに感謝。

西　脇　正　博

原稿を執筆していただいた皆様を始め，本会報発行にご協力下さいました全ての方に感謝いたします。本当にありがとうございました。本年度から広報部に加わり，初めての会報作りに取り組ませていただきましたが，本年度の会報はいかがでしょうか。会員の皆様にご満足いただければ幸いです。

柴　田　宏　明

今年も会報の発刊にこぎつけることが出来たのは、なにより、私たちの原稿依頼に引き受けてくださった皆様のおかげです。心より感謝いたしております。本当に有難うございました。

岩　見　貴　史

広報って何するの？状態から早５年目、最古参部員のひとりとなってしまいました。その割にはいまだに広報の仕事がよくわかっていなかったりします（すみません）。
今回の会報はレストランガイドあり川柳ありと、今までとは少し違う柔らか目の記事もありますので是非読んでみて下さい。次号での投稿も大歓迎です。

山　﨑　　綾

私は今年初めて広報部の仕事に携わり、不動産登記について会員の皆様に教える知識など持ち合わせていないにも関わらず、広報部長の推挙によって特集座談会にまで顔を出してしまいました。企画時には、座談会は「不動産登記について本音で語ろう」というコンセプトでしたが、ご参加いただいた森木田先生に語っていただいた「本音」は、私の思う「建前」よりも責任感と誇りをもった考えで、非常に刺激を受けました。
今年はショシランガイドや司法書士川柳といった会員参加型の企画も行い、自分でも川柳を考えたり、面白い川柳や原稿を選考したりと、楽しく記事を作成することができました。読み物として興味深い会報になったと自負しておりますので、会員の皆様にお楽しみいただければ幸いです。

上　田　浩　平

今年から広報部のお手伝いをすることになりました。よろしくお願いします。
司法書士の世界にどっぷりと浸かってしまえば見えなくなってしまうかもしれない一般人からの目線を、今のうちにご利用いただければと思います。消費期限まだ大丈夫かな～？

石　田　光　廣

広報部名簿

広報部部長	西　脇　正　博	主　　事	奥　田　雅　昭
広報部副部長	岩　城　寿　英	同	桝　中　祥　子
主　　事	柴　田　宏　明	同	上　田　浩　平
同	岩　見　貴　史	同	伊　藤　美也子
同	山　﨑　　綾	同	石　田　光　廣
同	稗　田　一　義		

（国税局からのお知らせ）

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のご案内

国税庁では、確定申告等における納税者の利便性の向上を図る観点から、国税庁ホームページにおいて、申告に必要な各種の様式や手引などを提供しているほか、路線価図の公開や所得税・贈与税の申告書などが作成できる「確定申告書等作成コーナー」を設けております。

特に「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って申告に必要な金額等を入力すると、税額などが自動的に計算されますので、ご自宅での申告書作成に便利なものとなっております。

司法書士会会員の皆様におかれましても、不動産をお売りになられた方や贈与を受けられた方などに対して、「確定申告書等作成コーナー」をはじめとする国税庁ホームページの利用を勧めていただきますよう、お願い申し上げます。

各種法人の登記実務に関する、わかりやすい手引書。

Q&A 法人登記の実務

- 登記実務に精通した気鋭の執筆者によるシリーズです。
- 各種法人登記の実務について、具体的なQ&Aで、わかりやすく解説しています。
- 申請書、添付書類等のひな形を豊富に収録しています。
- 関連する法律、施行令、施行規則等を収録しています。

Q&A 法人登記の実務 NPO法人　吉岡誠一　著
A5判　192頁　定価1,995円(税込)　平成22年10月刊　ISBN978-4-8178-3890-2

Q&A 法人登記の実務 学校法人　吉岡誠一　監修　朝倉保彦　著
A5判　196頁　定価1,995円(税込)　平成23年10月刊　ISBN978-4-8178-3951-0

Q&A 法人登記の実務 社会福祉法人
東京法務局民事行政部第二法人登記部門首席登記官　山中正登　著
A5判　228頁　定価2,310円(税込)　平成23年10月刊　ISBN978-4-8178-3949-7

Q&A 法人登記の実務 医療法人
東京法務局民事行政部第二法人登記部門首席登記官　山中正登　著
A5判　264頁　定価2,415円(税込)　平成23年11月刊　ISBN978-4-8178-3952-7

実務に必要な「実体法規、手続法の正確な理解」と「その理解に基づく的確な判断」が身に付く一冊。

新版 よくわかる供託実務

吉岡誠一　編著
A5判　436頁　定価4,200円(税込)　平成23年8月刊　ISBN978-4-8178-3944-2

- 供託所の窓口で申請される弁済供託事件、裁判上の担保供託事件、営業保障供託事件及び執行供託事件等の基本的な事件を中心に、その審査及び事務処理について、体系的にわかりやすく解説しています。
- 図表入りのわかりやすいQ&A（13問）や供託利用者の利便を考慮したOCR供託書式記載例（63種）、及び巻末事項索引を新収録しています。

権利登記の基礎から応用までを習得し、実務を確実に行うために。

Q&A 権利に関する登記の実務

小池信行・藤谷定勝 監修　不動産登記実務研究会 編著

- 平易な回答、丁寧な解説で、迅速な事務処理に必須の書です。
- 「設問」「答」「解説」の3段階でわかりやすく説明します。
- 巻末には「判例索引」「先例索引」「事項索引」を掲載しています。

I 第1編　総　論(上)
A5判　368頁　定価3,465円(税込)　平成18年7月刊

II 第1編　総　論(下)
A5判　558頁　定価5,040円(税込)　平成19年3月刊

III 第2編　所有権に関する登記(上)
A5判　424頁　定価3,885円(税込)　平成20年4月刊

IV 第2編　所有権に関する登記(下)
A5判　344頁　定価3,150円(税込)　平成20年4月刊

V 第3編　用益権に関する登記(上)
A5判　468頁　定価4,410円(税込)　平成21年12月刊

VI 第3編　用益権に関する登記(下)
A5判　440頁　定価3,780円(税込)　平成21年12月刊

シリーズ最新刊

抵当権を中心とした、担保権に関する登記実務書の決定版！

- Ⅶ巻、Ⅷ巻合わせて全251問を収録しました。
- 担保権(抵当権、先取特権、質権)の登記に関する疑問点を、広範囲にわたり解説します。

VII 第4編　担保権に関する登記(一)
A5判　724頁　定価6,195円(税込)　平成23年7月刊

VIII 第4編　担保権に関する登記(二)
A5判　500頁　定価4,725円(税込)　平成23年7月刊

日本加除出版　〒171-8516　東京都豊島区南長崎3丁目16番6号　詳しい情報は当社ホームページで！
営業部　TEL(03)3953-5642　FAX(03)3953-2061　http://www.kajo.co.jp/

司法書士・土地家屋調査士事務所専用支援ソフト
2in1 win Windows 7 Vista,XP
管理する
申請する
書類をつくる
情報を取り込む
流・れ・る・よ・う・に！
さらに直感的に、ダイナミックなデータ活用、すっきりと情報管理!!
新オンライン申請システム 完全対応!!
全国どこでも無料にてデモンストレーションにお伺いいたします！
速く、やさしく、きれいに！
ビービーシーは進化を続けます。
BBC
01 不動産登記申請システム
嘱託・嘱託代位／相続関係説明図／調査報告書
登記情報 連続・自動取り込み機能
02 商業・法人登記申請システム
株式／特例有限／法人／合名・合資／LLC／LLP／外国会社
登記情報 自動取り込み機能
03 マンション登記申請システム
固都税等の計算に対応
04 請求・入金システム
弥生会計・会計王に連結
05 全自動オンラインシステム
複雑なオンライン申請環境を自動診断、自動構築
06 本人確認システム
高速検索・自動保存・セキュリティを徹底追及
07 債務整理システム
任意整理／自己破産／個人再生／特定調停
入出金管理・全銀協対応 ※オプション
08 成年後見システム
法定後見／任意後見／未成年後見／財産管理業務
親族関係図作成機能 標準装備
09 債権譲渡・動産譲渡登記システム
オンライン申請・書面申請両対応
10 供託システム
オンライン申請・書面申請両対応
11 休眠担保権供託金計算システム
供託金計算書の自動作成
12 郵送管理システム
煩雑な書類の作成・発送・返却をトータルで管理
13 訴訟・家事裁判システム
相続放棄／特別代理人／遺言検認
※ 全システムに全国住所・法務局辞書搭載！
もっと便利に！ もっと使いやすく！ ビービーシーの支援システム!!
全システム Windows7対応
大好評 インターネットでテクニカルサポート！
お問い合わせ、資料請求は
BBC 株式会社ビービーシー
http://www.bbcinc.co.jp
ビービーシー 検索
本 社 ：〒163-1306 東京都新宿区西新宿 6-5-1
新宿アイランドタワー 6階
TEL.03-5909-5772
FAX.03-5909-5774
全国8拠点で先生方をサポート！
札幌
仙台
東京
名古屋
大阪
広島
高松
福岡
遠隔サポートサービスを標準装備
BBC
2in1 ユーザ様
事務所のパソコンを直接操作しながら説明いたします

オンライン申請をより簡単に！

「オンライン申請」の強い味方！！

何から始めてよいのかも分からない…。そんな方は是非当社にご相談下さい。各事務所様にあった方法をご提案させて頂きます。

■【司Plazon】はオンライン申請に即時対応いたします ■

司Plazon

不動産・商業・請求管理など、司法書士事務所様の円滑な業務をお手伝い致します。もちろんオンライン申請にも即時対応。2012年1月からの追加3手続きにも対応予定！

1.「委託」による、権利・商業・裁判にまたがった関連事件の管理　2. 権利・商業・裁判にわたる2,000を超える事件名（定型書類）を装備
3. 不動産権利登記（登記識別情報連携機能追加）／商業登記／乙号オンライン申請対応済　4. 本人確認記録作成／管理（ゲートキーパー法対応）

司PlazonS

事件・請求管理とオンライン申請の対応に特化したものです。
2011年2月からの新オンライン申請システムに対応！

1. 事件管理・請求管理といった基本的な機能搭載　2. 不動産権利登記／商業登記／乙号オンライン申請対応済

成年後見 Plazon

被後見人様の大切な権利や財産を守るために、後見業務に必要な細かなところにまで配慮したシステムです。

1. 被後見人の情報の管理　2. 業務日誌と出納帳　3.（社）成年後見センター・リーガルサポートへ提出する報告書

新認証局対応予定

SkyPDF CA EDITION V3

司法書士認証ICカードを使って簡単署名（業務システムの導入の有無に関係なく利用可能）

●電子定款認証に対応●ICカード電子証明書に対応●オンライン申請環境に必要なPDF生成と表示機能●複数PDFファイルの高速表示タブ機能●自動フォント埋込機能など

■ オンライン申請お勧めセットも引き続き提供しております ■

（詳細は弊社ホームページをご参照下さい。　http://elm-r.com/）

■お問合せ先■
エルム登記システム株式会社
TEL：06－6946－8866　FAX：06－6946－8860
URL：http://elm-r.com/　E-mail：info@elm-r.com

登記書類一式・各種印刷・事務用機器

東芝テックビジネスソリューション㈱代理店
株式会社リコー代理店
京都
有限会社 オフィス タケザワ

〒602-8368
京都市上京区妙心寺道天神道西入上る北町570番地の1
TEL (075)463－1777(代)
FAX (075)463－1778
ショールーム（事務用機器）
京都市下京区四条柳馬場南入
エシャロン四条柳馬場5F
（京都信用金庫本店より南へ100m）

―取引銀行―
■郵便振替口座　京都 00940-6-104887
■京都中央信用金庫　大将軍支店 ㊐0198438
■三菱東京UFJ銀行　西陣支店 ㊥3884563
■京都銀行　白梅町支店 ㊥3586728
■滋賀銀行　西陣支店 ㊥214508
■京都信用金庫　円町支店 ㊥0626883

主な、お取引先様

宮内庁京都御所
京都地方法務局
京都土地家屋調査士会
各地 司法書士・土地家屋調査士事務所
大本山 相国寺 御用達
（金閣寺・銀閣寺 総本山）
京都成章高等学校
京都府内の各市町村役場

京都司法書士会会報 Vol.90

発行所　京都司法書士会　〒604-0973 京都市中京区柳馬場通夷川上ル 5 丁目 232 番地の 1
TEL　075-241-2666/FAX　075-222-0466
URL　http://siho-syosi.jp/
発行人　会長　森中勇雄　編集　京都司法書士会広報部　発行日　平成 24 年 3 月
印　刷　片岡印刷（株）　〒602-0031 京都市上京区室町通上立売下る裏築地町 84
TEL 075-451-1010/ FAX 075-451-3399